

第百二回 参議院決算委員会會議錄第十号

昭和六十年六月十五日(土曜日)
午前十時開会

委員の異動

六月十三日

辞任

六月十四日

辞任

出口 廣光君
補欠選任 藤田 正明君
吉村 眞事君
宮島 澁君
林 健太郎君
杉山 令肇君
山本 富雄君
出口 廣光君
竹山 裕君
橋本 敦君
安武 洋子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

佐藤 三吾君
岩崎 純三君
後藤 正夫君
福田 宏一君
松尾 官平君
目黒今朝次郎君
服部 信吾君
石井 道子君
大浜 方栄君
倉田 寛之君
斎藤榮三郎君
杉山 令肇君
曾根田郁夫君
竹山 裕君

国務大臣

内閣総理大臣 中曾根康弘君
法務大臣 嶋崎 均君
外務大臣 安倍晋太郎君
大蔵大臣 竹下 登君
文部大臣 松永 光君
厚生大臣 増岡 博之君
農林水産大臣 佐藤 守良君
通商産業大臣 村田敬次郎君
運輸大臣 山下 徳夫君
建設大臣 木部 佳昭君
国務大臣 (内閣官房長官) 藤波 孝生君
国務大臣 (経済企画庁長官) 金子 一平君
会計検査院長 鎌田 英夫君

政府委員

内閣参事官 中嶋 計廣君
兼内閣総理大臣官房会計課長
内閣法制局長官 茂串 俊君
内閣総理大臣官房管理室長 藤田 康夫君
総理府賞勲局長 海老原義彦君
日本国有鉄道再建監理委員会事務局長 林 淳司君
警察庁長官官房会計課長 立花 昌雄君
皇室経済主管官 勝山 亮君
総務庁長官官房審議官 佐々木晴夫君
総務庁長官官房会計課長 鈴木 昭雄君
総務庁経理局長 穴倉 宗夫君
防衛施設庁総務部長 平 晃君
防衛施設庁施設部長 宇部 信義君
防衛施設庁施設官房長 窪田 弘君
経済企画庁長官官房長 長瀬 要石君
経済企画庁調整局長 赤羽 隆夫君
経済企画庁国民生活局長 横溝 雅夫君
経済企画庁調査局長 丸茂 明則君
科学技術庁長官官房長 宇賀 道郎君
環境庁長官官房会計課長 八木 規夫君
沖繩開発庁総務局長 大岩 武君
国土庁長官官房長 永田 良雄君

法務大臣官房会計課長 清水 満君
法務大臣官房司法法制調査部長 菊池 信男君
法務省民事局長 枇杷田榮助君
法務省刑事局長 寛 榮一君
外務大臣官房長 北村 汎君
外務大臣官房審議官 都甲 岳洋君
外務大臣官房審議官 齊藤 邦彦君
外務大臣官房会計課長 林 貞行君
外務省北米局長 栗山 尚一君
外務省欧亜局長 西山 健彦君
外務省条約局長 小和田 恒君
外務省情報調査局長 渡辺 幸治君
大蔵大臣官房総務審議官 北村 恭二君
大蔵大臣官房審議官 大山 綱明君
大蔵省主計局次長 的場 順三君
大蔵省理財局次長 中田 一男君
大蔵省銀行局長 吉田 正輝君
大蔵省国際金融局長 行天 豊雄君
国税庁徴収部長 緒賀 康宏君
文部大臣官房長 而崎 清久君
文部大臣官房会計課長 坂元 弘直君
文部省初等中等教育局長 高石 邦男君
厚生大臣官房審議官 高峯 一世君
厚生大臣官房会計課長 末次 彬君
厚生省保健医療局長 大池 眞澄君

厚生省業務局長	小林 功典君
農林水産大臣官房総務課長	松下 一弘君
農林水産省農蚕園芸局長	関谷 俊作君
水産庁長官	佐野 宏哉君
通商産業大臣官房會計課長	植松 敏君
通商産業省通商政策局長	鈴木 直道君
通商産業省立地公署局長	平河喜美男君
通商産業省機械情報産業局長	木下 博生君
運輸大臣官房會計課長	近藤 憲輔君
運輸大臣官房國有鐵道再建總括審議官	棚橋 泰君
運輸省運輸政策局長	山本 長君
運輸省國際運輸・觀光局長	仲田豊一郎君
運輸省海上技術安全局長	神津 信男君
海上保安庁長官	角田 達郎君
郵政大臣官房經理部長	高橋 幸男君
労働大臣官房會計課長	若林 之矩君
建設大臣官房會計課長	望月 薫雄君
建設省住宅局長	吉沢 奎介君
自治大臣官房長	津田 正君
自治大臣官房會計課長	大島 満君
自治省行政局選挙部長	小笠原田也君
最高裁判所長官代理者 総局総務局長	川崎 義徳君
事務局側 常任委員会専門員	小島 和夫君

説明員

外務省経済局外務参事官	赤尾 信敬君
會計検査院事務局長	西川 和行君
會計検査院事務局長第一局長	竹尾 勉君
會計検査院事務局長第五局長	秋本 勝彦君
日本国有鐵道總裁	仁杉 巖君
日本輸出入銀行總裁	大倉 真隆君

本日の会議に付した案件

○昭和五十七年度一般會計歳入歳出決算、昭和五十七年度特別會計歳入歳出決算、昭和五十七年度國稅納金整理資金受払計算書、昭和五十七年度政府關係機關決算書（第百一回国会内閣提出）（継続案件）

○昭和五十七年度國有財産増減及び現在額總計算書（第百一回国会内閣提出）（継続案件）

○昭和五十七年度國有財産無償貸付状況總計算書（第百一回国会内閣提出）（継続案件）

○委員長（佐藤三吾君） ただいまから決算委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨六月十四日、杉元恒雄君、仲川幸男君、夏目忠雄君、原文兵衛君、平井卓志君、星長治君及び安武洋子君が委員を辞任され、その補欠として吉村真事君、宮島汎君、林健太郎君、杉山令肇君、山本富雄君、竹山裕君及び橋本敦君が選任されました。

○委員長（佐藤三吾君） 昭和五十七年度決算外二件を議題といたします。

本日は、前回に引き続き総括的質疑第二回、内閣総理大臣に対する質疑を行います。総理に対する質疑時間等につきましては、理事

会において協議し、各質疑者に御通知申し上げます。

それでは、これより質疑に入りますが、まず私が、各会派のお許しを得て、決算委員長として総理に若干の質疑をいたします。

まず、會計検査院の権限の拡充強化であります。ロッキード事件の反省から、その再発防止のため、国会は會計検査院の権限の拡充強化等を内容とする、いわゆる院法改正を行うよう政府に対し、これまで数回にわたって決議をしてまいりました。

しかし、政府は、いわゆる肩越し検査に対しては、公権力の介入等を理由として、検査協力を内容とする通達をもって対処してまいりました。いわゆる通達及び藤森通達であります。

しかし、このようなことなく手段では根本的な解決にはなりません。

そこで、まずお伺いしますが、総理は、院法改正について、「會計検査院とも御相談をして、とりあえず法律によらないで行政措置によってこれのこともやろう。いわゆる肩越し検査につきまして、これを認める方向で行政指導をさせることにいたしました。その通達も指示もいたしました。會計検査院の方でも、当分これではまいりました。そういって納得していただいたというところでございます。」、こういう参議院予算委員会において述べておられますが、「当分これではまいりましょう」ということは、法改正の意思は、通達の効果いかによっては、いまだであると考えてよろしいのであります。

また、「會計検査院とも御相談をして」、「納得していただいた」という答弁をしておりますが、これは五月三十一日の参議院本会議での目黒議員の質問にも、通達について、「會計検査院にも了承していただいたところでございます。」、こう答えておりますが、會計検査院の納得及び了承というのことは事実でありますか、お伺いを申し上げます。

また、総理は、會計検査院は、これで院法改正の必要性はなくなったと判断したものと考えてあります。

ところが、その後の會計検査院の院法改正に関する考えを見ますと、肩越し検査を完全に行うためには、やはり院法の改正が必要であると明確に述べております。総理は、このような検査院の答弁をお聞きになって、納得と承したと言えらるのであります。

総理としては、国会の決議を尊重し、會計検査院の希望も入れ、国民の前に英断をもって院法改正をすべきであると思いますが、明確な答弁をお願いいたします。

○國務大臣（中曾根康弘君） 院法改正問題につきましては、国会からの御意見もあり、また各党からの諸般の御意見をしんしゃくいたしまして、政府關係機關におきましてさまざまな協議をしてきたところでございます。

しかし、本院におきまして御答弁申し上げましたとおり、自由主義経済下におきまして公権力の介入というものを余り伸ばすことは適当でない、そういうような考え方もありまして、調整が極めて難航しておったわけでございます。このまま難航している状態では申しわけない、何とか手を早く打たなければならぬ、そういう考えに立ちましまして、政府部内で協議もし、また會計検査院の意見も伺いまして、当面、当分これという線でご先般の通達という線が出てきたわけであります。

會計検査院側の納得という、あるいは了承という考え方は当面の措置としてこれでいく、そして推移を見守るという意味における了承である、そういうふうに私たちが考えて、これを納得と申し上げましたのは、当分の措置として、後は推移を見守る、こういうことであると理解しております。

院法の改正につきましては、当分は当面これで行くということでありまして、直ちに院法改正

に着手するという考えはありません。しかし、会計検査の仕事の重要性及び国政の実施状況に対する厳正、公正を期するといふような意味からいたしましても、院法の改正というものは、長期的な過程の中における一つの課題として我々はあり得るものとして考えております。

法律あるいは政令というものは万全なものでもないし、時代の推移に応じてさまざまなに再検討されるということは当然のことでありまして、会計検査院法についても当然同様であると考えるべきでございませう。特に、今のようない問題が国会でも御提議されておるところでございませうから、当面のいろいろな成果を見守りつつ将来の課題として考えたい、そう政府としては考えておるところでございませう。

○委員長(佐藤三吾君) 次に、会計検査院長に伺います。

いわゆる肩越し検査を中心とした院法改正について、いわゆる翁通達に続く藤森通達について、「かなり前進している評価できると、こういうふうな考えをしております。また、個々の問題に当たっての対応を見きわめていきたいと、こういうのが現在会計検査院の立場でございませう。こう述べており、一方では、院法改正の必要性を述べています。会計検査院としては、どちらが本音であるのか伺いたい。

次に、会計検査院は翁通達に続く藤森通達に対して、「この通達によりまして従来検査ができなかった面がまず七〇%、八〇%までの効果があらう」と、予算委員会でも述べています。これで院法改正が必要になったということではないと思

います。念のため伺います。また、通達は法律と異なり当然にその効力に限りがあり、仮に何らかの政治的理由その他の理由により、合理的理由なくして肩越し検査を拒否された場合を想定すれば、検査院としては何ともならないのではないのでしょうか。

もし、法改正により検査権限を与えられれば、当然、合理的理由なくして拒否することはなく

るわけで、院法改正の必要性は十分にあると考えますが、現在の会計検査院長の法改正に関する素直な気持ちを聞かしていただきたいと思ひます。最後に、今回の輪銀法及び開銀法の改正は、会計検査院に与える影響が大きいものと思われま

すが、この点について内閣と相談があったのかどうか。また、改正後の対策ないし対応についてお伺いしたいと思ひます。

○会計検査院長(鎌田英夫君) お答え申し上げます。

まず第一点といたしまして、院法改正が必要であるかないか、これは長年にわたりまして両院の御決議もありましたことでもあります。また、会計検査院の検査は、本来こうあるべきである、こうするのが望ましいという立場は、これは以前と変わっておりません。院法改正は必要であるといふことで、昭和五十四年に改正要綱というものを内閣にお出しいたしました。内閣並びに国会の高度の政治的御判断をお願いしたい、そういう立場で院法改正の必要性を説明申し上げておりました。この姿勢は今も変わっておりません。

それから、今七〇%、八〇%という問題、これはこの前の参議院の予算委員会における御質問に対して申し上げたことがあると承知いたしております。この七〇%、八〇%と申し上げますのは、やはりこの通達というものの、これは翁通達よりも前進したと評価される藤森通達においてもなお、相当前進はありますけれども、法律に基づく検査という見地からいいますと、七〇%ないし八〇%、これも相当政府関係金融機関の協力がある、そのぐらゐの効果があらうというところを、私、体験上あるいは実績上の見地から申し上げた数字でございませう。

それから、通達は通達で、これは限界がある、こういうお話でございませう。しかし、内閣総理大臣におかれましても、また大蔵大臣におかれましても、官房長官におかれましても、これは極力協力させるといふことをしばしば申されておることとございませう。これは相当協力をいた

だけるものと私も期待しているわけでございまして、拒否ということはありません、こういうふうな考えをしております。

また、ですから、拒否されれば院法改正ということがあるのか、改正をまたその時点における院法改正問題をどうするかというところとございませう。もちろんその期待と違ひまして協力していただけたらいいというところがあれば、そのときはそのときでまた別の考え方をもちて対処しなければならぬ、こういうふうな考えをしております。

それから、輪銀法並びに開銀法、この改正案ができました。輪銀法の業務の範囲が広がったわけでございませう。これについて内閣と相談したのかというところとございませう。一切そういうことはございませう。この開銀、輪銀の改正法に伴う業務の拡張、これに対応して検査院はどうあるべきかというところは、やはりその実行の段階で各銀行がどういふふうな融資をなさるかというところと対応して、そしてまた、問題があると考えた場合は、これに伴う現段階での肩越し検査といふものには乗り出さざるを得ないと、こういうふうな考えを次第でございませう。

以上でございませう。

○委員長(佐藤三吾君) 次に、参議院における決算の審査充実について伺います。

総理も御承知のことと思ひますが、参議院においては、木村議長から参議院改革に関する御提案が示され、「参議院の独自性発揮と審議充実のための議院の組織及び運営改善について」の中で「決算審査の充実」が挙げられております。

今さら国会における決算審査の重要性については、言うまでもなく、その審査の充実強化が必要であるといふことは言をまちません。この決算の重要性、したがって、決算審査の充実についての参議院の取り組みについて、総理はどのように受けとめておられるのか、総理の所感をまずお伺いしたいと思ひます。

次に、これまでの決算審査に対する政府の協力の仕方にも問題があるのではないかと伺います。

まず、総理を初め関係各大臣の決算委員会への出席の問題であります。

決算審査が、予算に関する政府の施策の適否及び予算執行に関する会計経理の適否を審査する重要なものであることから考えれば、当然に関係各大臣は万障繰り合わせて出席すべきであると思ひます。

しかしながら、昨年の第一回の総括質疑において、一部の閣僚が十分な事前の連絡がないまま欠席したため、決算審査に支障を及ぼしたこともありました。

少なくとも総括質疑の際には、総理を初め関係各大臣はすべて委員会に出席され、予算審査と同様とまでいかなくても、これに遜色のない充実した審議をすべきであると思ひますが、この点についての総理の所見をお伺いしたいと思ひます。

さらに、決算審査充実のために、資料要求に対する政府の積極的な対応が必要であります。当委員会における資料要求につきましては、その提出が求められたり、提出された資料の内容が要求したものとは異なっていたりすることなど、そのために審査が十分に行うことができないこともありました。

また、質疑の過程で、政府は守秘義務を理由にしてしばしば答弁を拒否するなど、非協力と思われる点が目につきました。

その他、昨年十一月八日の本委員会における郵政当局の補充答弁に見られるように、不誠実と見られる答弁もありました。

以上、若干の事例を挙げましたが、決算審査の充実という立場から、これらの点についての総理の改善の決意及び方策をお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(中曽根康弘君) 決算は、予算の遂行並びにその結果に関する審査をしていただく場とございまして、予算と並んで極めて重要な意義を持つものであり、そのように心得なければならぬと考えております。

国民の税金がどういふふうに使われたか、その

行方を見定める大事な仕事でございまして、国民に対する大きな責任もまた持っていますものと考へております。政府もそれに対しては審査に全面的に協力しなければならぬと思ひます。

そういう意味におきまして、できるだけ万障繰り合せて決算の審査につきましては出席もし、御答弁も申し上げ、充実した御答弁を申し上げます。

資料の提出等につきましても、可能な限りの資料を提出すべきものであると、このように考えます。

先般来、一部の閣僚等が欠席をいたしました、大変御迷惑をおかけいたしました遺憾でございまして、今後は御期待に沿うように誠心誠意努力してまいりたいと思っております。

○委員長(佐藤三吾) 最後に、中曾根総理は、総理就任以前から行政改革には並々ならない執念を燃やしていると私も受け取っていたわけでありまして、御本人も行政管理局長官当時、行革三昧と言われておりましたように、行革には極めて意欲的に取り組んできたと思ひます。

そこで、今までの行政改革の進め方を見ておりますと、まず小さな政府を目指したわけでありまして、今までの省庁に関する改革はほとんど前進しております。出先機関の整理も中味は看板の塗りかえが多く、国土庁、北海道開発庁、沖縄開発庁の統合は全くの手つかずで、許可権限の移譲も各省庁の抵抗が強く、ほとんど一歩も進んでいないのが実情であります。

わずかに若干の特殊法人の整理統合が行われましたが、その結果として各省庁は、今度は各大臣の認可だけで設立できる認可法人を増加させてまいりました。

また、この認可法人の増加に国民の目が向けられ、国会での論議が激しくなった最近では、今度は公益法人を増設する方にウェイトが移つてまいりました。そういう経過があります。

ところが、民法第三十四条に基づいて設立されている公益法人は、文化、学術振興、教育、福祉

など幅広い分野で営利を目的としないので、社会のために役立つことを目的としているわけでありまして、現在約二万団体ある中で、まじめな活動をしておる公益法人もありすけれども、最近特に目立つのは、ろくに公益活動をしてないで、金もつけの収益事業に一生懸命で、収益のほとんどが人件費に食われて活動が休眠状態に陥つていたり、つい三日前に、財団法人日本科学技術振興財団が約一億円の申告漏れが明るみに出ております。まことに公益の名に恥じる法人が少なくありません。

特殊法人から認可法人そして公益法人という、国から補助金を受けて、しかもそれぞれが高級官僚に天下り先を提供しているというこの実態は、一体中曾根総理の目指している行政改革と言えるのでありますかどうか。

まず、一番大きな各省庁の統廃合を行つて、その上で認可法人、公益法人にもメスを入れていかなければ、本当の行政改革ではないと思ひます。この点についての総理の所信をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘) まず、行革の推進につきましましては、内閣の最重要案件として誠心誠意努力しております。中央省庁の問題につきましましては、さきに総務省を設置いたしました。旧行管庁と総理府を統合いたしました。それから、国家行政組織法の改正に伴ひまして相当数の各省庁の再編を行ひまして、時代に合うようにその運営方針を思い切つて改革したところでございます。特に、運輸省がごときは全面的改革を行つて時代に合うような体制変換を行つたわけであり、また、許可認可につきましても思い切つて削減の努力もしております。今後努力してまいりたいと思ひます。

いわゆる国土庁等の三庁の統合問題等につきましましては、いろいろ注意すべき点もまたこれあり、三庁の連絡会議を持ちまして統合の実が上がるように一面においては努力をいたしておると、当分はこれで推移を見守らうという考え方でござい

ます。特殊法人につきましましては、昭和五十年の時点から見ますと特殊法人は着実に減らしております。ただ、御指摘のように、認可法人、公益法人がふえつつあることは事実であります。特に最近では、公益法人あるいは認可法人等におきましては、地方公共団体の側から申請して、あるいは監督下にあるものがふえておるといふ、こういう状況が顕著であり、また、中央省庁の分も認可法人、公益法人もふえる傾向にございまして、認可法人につきましましては、スクラップ・アンド・ビルドでこれをこれ以上ふやさないようにという意味で中央では抑えておりますが、公益法人等につきましましてはふえる傾向にございまして、これらにつきましましては、御趣旨に沿ひまして、厳重に内容を審査いたしまして、所期の目的を達するに必要な最小限のものにとどめるように今後とも努力いたしたいと思つております。

なお、休眠法人等については、どしどしこれを廃止する方向に監督してまいりたいと思つております。

○委員長(佐藤三吾) 以上で私の質疑は終わります。

それでは質疑を続けていきます。

質疑のある方は、順次御発言願ひます。

○目黒今朝次郎君 私は、総理の質問に入る前に、緊急なきょうあすの問題でありますから、冒頭厚生大臣にお伺ひいたします。

京都セラミック——通称京セラと言われておりますが、この問題については、衆議院で我が党の井上委員、参議院で和田委員からその違法性については鋭く問題提起をされておりますから、内容は省略いたします。この京セラに対する行政処分について営業停止を含めてきょうあすのうちに決定がなされるという情報を収集したわけでありまして、どのような処分を京セラに考えていらつしやるのか、また、これをやみで使つた大阪の南病院長並びに担当医師についてどういふ処分を考へているのか。きょうあすの問題なので、まず冒

頭、厚生大臣からこれに対する対応の答弁を求めます。

○国務大臣(増岡博之) 今回の京セラの薬事法違反につきましては、それが長期間であり、また、規模も大きくございまして、極めて重大なものと考へておるところでございまして、ただ、処分につきましては、実は本日閣議を行つたことになっておりまして、それから後しばらくの時間が要るうかと思ひますけれども、ともかく厳正な処分をいたしたいというふうに考へておるところでございまして、

また、国立病院の職員につきましましては、未承認であることを知らなかったということでありまして、けれども、それにしましてもまことに遺憾なことと考へます。いろいろ指導も行ったところでございまして、

また、職員の責任をいろいろ詳細に調べた上で適当な処分をいたしたいというふうに考へておるわけでございますけれども、ただ、一番極端な場合は医師法上の処分というのがございまして、けれども、これは司法当局の判断があつて、例えば罰金以上の刑とかそういうことがあつた場合が対象になるわけでございます。そこまではいかないのであるというふうに考へております。

○目黒今朝次郎君 この最近の社会的犯罪のやはり一角を京セラが持つていっていると言つても過言ではありません。したがつて、きょうは時間がありませんから、きょうは午前中閣議を開くということも我々も聞いております。十分に内容を調査し、国会の追及の点などについても明確にして、京セラについては営業停止を含む厳重な処分なり、あるいは南病院等については再びこういうことを起こさないように厳正な処置をまず要望して終わります。あとは結構です。

次は総理にお伺ひしますが、三光汽船の問題についてまずお伺ひいたします。

六月の十二日の石油審議会のデータをもらいましたが、このデータを見ますと、一九八八年の我

が国の原油需要量は二億五百五十四万キロリットル、八九年が二億二百七十万キロリットル、いわゆる横ばいか、あるいはほんどん下がっていく。こういうことが石油審議会で審議され、そういう見通しを発表いたしております。こういう点から見ると、世界の石油需要の傾向も同じ傾向をたどっていると言つても過言ではないと思ひます。

そういう点から考えますと、タンカーの市場における過剰船舶、これも中期的には吸収する力がないと、こういうふうなタンカー市場が見られるわけでありまして、この認識について総理の率直な見解を簡単にまず冒頭お伺ひいたします。

○国務大臣(中曾根康弘君) 石油の需給関係の実績を調べてみますと、最盛時に比べて大体四八%程度に輸送等は落ちてきております。それに対して船腹の処理というものが大体二五%程度でございます。現在におきましては世界的にタンカー等は船腹過剰の状況にございます。世界景気の動向を見ますと、割合に省資源、省エネルギー等が徹底してまいりまして、この船腹過剰状況というものはまだしばらく続くものと考えざるを得ないと思ひます。

○目黒今朝次郎君 そうした中で三光汽船は累積赤字千六百八十二億、この巨大な赤字について三光汽船のメインバンクである大和銀行、日本長期信用銀行、東海銀行、この三社が新再建計画のために必要な融資七百四十二億、このうち三社で約二百三十五億融資に充てる。そういう現在の情勢であります、この情勢は変わりありませんか、銀行局長の答弁を求めます。

○政府委員(吉田正輝君) お尋ねの三光汽船につきましては大和銀行など主力銀行から昨年夏策定いたしました再建計画に対する追加対策の要請を三光汽船が受けまして、現在その検討を行っている段階にございまして、その全貌はまだまとまっていないと聞いております。したがって、現段階では当該追加対策の一部に必要な資金について銀行が融資に応じたというような事実はないと聞いておるわけにございます。

○目黒今朝次郎君 まだ実行はしておりませんが、そういう話が進んでいるということでありまして、これは後ほど確認してください。

そして、政府は、この三つの銀行が融資する以外のお金、これは政府が具体的な救済策を考えると、そういうことがマスコミで報じられておるわけでありまして、三つのメイン銀行のほかの政府の救済策とは一体的に何なのか、運輸大臣に簡単に御答弁願ひます。

○国務大臣(山下徳夫君) 私の現在承知いたしておりますところでは、その他のバンク等から借り入れをするというふうな計画はあるということとは聞いておりません。また、三光汽船独自に対して政府が今何をやるかということについては、現在政府といたしましては、ただ構造不況対策とか全般的な問題につきましては考えておりますけれども、何ら考えておりません。

○目黒今朝次郎君 やつてない、考えてない、しかしマスコミにはじゃんじゃん出ておつても政府は知らない、存じない。

じゃ、これも大蔵大臣知らないですか。大蔵大臣にお伺ひしますが、この三つの銀行がいろいろ、今銀行局長が言つたとおり融資について要請を受ける、あるいは足りないところは政府からお願ひするところ、水面下の行動をやつておるわけでありまして、仮に三つの銀行から先ほど申し上げた七百四十二億、この融資が要請される、銀行側は今のところは二百三十五億だと、こういうふうな水面下の折衝が行われておるわけでありまして、大蔵大臣として、銀行の社会的使命を逸脱してまでも三光汽船に融資をせよと、そういう考えはよもやなかうと思つておるわけでありまして、三光汽船に対する融資があつたときの三つの銀行がこれに充てる限界はどの辺に考えておられるのか、ひとつ政治的な問題であります、大蔵大臣の見解をまずお伺ひいたします。

○国務大臣(竹下登君) 具体的な案件でございますので、おのずからお答えに限界があるかと思つておりますが、まず一般論として申し上げますならば、企業が真剣な経営努力を行いながら金融機関に支援を求めた場合には、中長期的にその企業を再建し得るというめどがあると判断されれば、金融機関としても預金者保護等に配慮しながら可能な限りの支援を行うものというのが一般論として考えられます。しかし、個別企業に対して金融機関が支援を行うか否かと、こういう判断というものはあくまでも個々の金融機関にゆだねられておるべきものであります。金融機関は広く国民の預金を預かる立場にあるという自覚の上に立つて、預金者保護の観点から、金融支援におのずから限度のあることは、これは当然のことであらうと思ひます。三光汽船に対する融資につきましても、以上のような基本的な考え方に基づいて対応することが必要であると、一般論の限界を出ないことになりまして、これで答弁とさせていただきます。

○目黒今朝次郎君 今の一般論、また三光汽船についても例外ではないということについて確認をしておきます。

続いて、総理にお伺ひするんですが、最近六六新聞などをずっと、あるいは朝日ジャーナル、エコノミストなどを見ますと、いろんな表現を使つておるんですが、参考で紹介いたしますと、政府による支援はおかしい、運輸大臣はまだ考えてないと言ひますが、筋が通らない、この会社だけが存続すること自体が不思議な物語だと、なぜ三光汽船だけが生き延びるのか理解できない、当然つぶれても仕方がない会社ではないのかなど、六六新聞や経済雑誌の見出しをとりますと、ここに持ってきてませんが、そういう見出しが出ておるわけでありまして、そして、中曾根政権と銀行団の足元を見て支援を迫る、すっかり居直つた三光汽船、こういう非常に生臭い見出しでマスコミが報じ、雑誌が取り上げておるわけでありまして、こういう生臭い問題について総理としてはどういう認識をお持ちか、総理の認識をまず今のことを含めてお伺ひいたします。

○国務大臣(中曾根康弘君) 別に中曾根政権が足元を見られるようなことはないと思つております。政治絡みはこういう問題はいけなないと、行政の筋を通すということが大事で、厳正公平にこれを行うと、国民の皆さんが納得するような処理を行うということは当然のことであり、運輸大臣はその線に沿つて努力しておられると考え、運輸大臣を全面的に信頼しております。

○目黒今朝次郎君 ここにエコノミストがおります。これについては、総理に十分勉強をせよというために、私は二日前のレクチャーの際に全部これをお渡しして、総理に読んでもらうということでお渡ししてありますが、多分忙しい総理でも寸暇を割いて読んでもらつたと、こういう認識の上に質問いたします。

五月七日のエコノミストの座談会の中で、こういうことがあります。中曾根さんの筋が、もう随分前から河本派取り込みのために三光汽船の腹を決めたというのが政界の専ら情報だと、こういうことがあります。また、政治の介入はもはや公然たる秘密だと、こういうことも述べておるわけでありまして、今総理の答弁とこの座談会の中身とは天と地の差がありますが、総理は、もう一度しつこいようでお聞きしますが、この座談会に出てくるような政治的生臭い関係、河本派の關係などはよもやないと思ふんであります、改めてこれらに対する総理の見解を聞きます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 別に取り込む必要なんかは毛頭ないものであります、今お話を聞いて、噴飯物の記事であると、そう思つた次第であります。先ほど来申し上げておりますように、この問題については政治は一切絡んではおりません。運輸大臣は行政の筋を通して、そして何人も納得するような措置をとつておるものと確信しております。

○目黒今朝次郎君 あなたの一番女房役である金丸自民党幹事長は、この問題は金丸幹事長が音頭を取つて三光汽船をつぶさないことにしたと、こういうふうに断言しているわけでありまして、自民党総裁と幹事長というのは夫婦の仲であります

から、天下の幹事長がこういうふうにい切る以上は、あなたがどんなに政治はかんでないと言つても、陰ではたつぷりとかんでるんじゃないかと、こういう認識を持つのが私を初め国民全般の私は認識じゃないかと思うんですが、重ねて言いますが、これ金丸幹事長の発言はうそですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 金丸幹事長も私と同じ考えでやっております。

○目黒今朝次郎君 そうすると、金丸幹事長の談話はうそだということを確認いたします。

それからもう一つ、やはり三光汽船会長の岡庭博会長さんがこう言っています。中曾根首相は河本氏の手腕に期待しているし、徹底的に河本氏を追い込むのは、党勢を弱めると、そういうことを言っておるわけでありまして、結局は自民党の恩恵と中曾根政権の恩恵がもうにじむように、会長みずからインタビューで発言しているわけでありまして、これでも関係はございませんか。会長の発言はうそばかりですか。確認します。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私は、河本さんの政治家としての能力には非常に期待もしておりますし、実績もありなるし、御見識も十分ありになる、そういう意味においては河本さんの腕前は大いに期待もしております。河本さんの腕前が、それが会社の問題と絡んでどうかとか、あるいは自民党内部の派閥の問題とか、そういう政治との関係というものは、いや、企業との関係、事業との関係というものは一切ございませぬ。これは公の関係における公の我々がちゃんと筋目を通した関係で物事は処理されておるのでございます。

○目黒今朝次郎君 銀行局長にお伺いしますが、レクチャーの際に、日本輸出入銀行はか政府金融機関が三光汽船に融資をした残高その他はどうかと、このように聞きましたところ、きのうおたくの方から、融資をしたのは日本輸出入銀行だけだ。それで総額が一億九千万ドル、今まで回収したのは、一億ドル弱を回収したと、今現在で九千万ドル強回収ができない、これを二百五十万の

レートで直すと約二百三十億まだ回収できない。この数字にイエスかノーで言ってください、間違いないませんか。

○政府委員(吉田正輝君) そのとおりでございます。

○目黒今朝次郎君 じゃ輸出入銀行総裁にお伺いしますが、おたくの方では昨年の八月二十一日、六十二年三月末までに返済期限の来る約六千万ドル、二百五十万に直して約百五十億、この元金返還を棚上げしたはずであります、棚上げした根拠は何ですか。

○参考人(大倉真隆君) 私どもの融資金額と現在の残高は先ほど銀行局長がお答えしたとおりでございます。まして、その残高の中で、三光汽船及び三光汽船に融資をいたしております銀行団から私どもに協力要請がございましたことは、再建期間でございます。六十二年の三月三十一日まで、当時から約三年間でございまして、その間に返済期限の来る元本の返済期間を一括して再建期間終了時に条件変更してほしいということでございます。ですから、これは棚上げという表現を使えばその期間棚上げと、こういうことに相なります。金額は六千万ドル弱でございます。

○目黒今朝次郎君 これはいわゆる三光汽船が相当経営が苦しくなっていると、我々の情報では実質的に会社が倒産状態にあると。したがって、今、前段で申し上げた三つの銀行から融資を受けて、再建の見通しができるまで待つてほしいと。そういうことで、いわゆる三光汽船はこのままほうっておくと新再建計画が、十分に金が集まらないと三光汽船は倒産をしてしまうと、そういう危険な状態を救うために何とか輸銀さんお願いいたしますと、こういうことでのやりとりの結果じゃないんですか。まあ余り前の総理大臣以下がきれいごとを言う必要ないからといって、あなたまできれいごとを言う必要ないんですよ、国民の税金を扱っているんですから。そういう危険を冒しながらもこの際三光汽船の顔を立てようということとで六千万ドル、百五十億を棚上げしたんじゃないですか。

か。これが真相じゃありませんか。どうせ時間とともにわかることですから、真相は真相で言っておった方があなたのためにもなりますよ、どうですか。

○参考人(大倉真隆君) 先ほど申し上げましたように、私どもの方に協力の依頼がございましたのは昨年の、私の記憶では四月ごろから始まっておったと思います。当時から融資銀行団と会社とがいろいろ相談をいたしまして、いわゆる再建計画というものを策定いたしました。その再建計画の期限が、先ほど申し上げました六十一年度いっぱい、六十二年三月三十一日と。その再建計画を達成いたします前提として、民間の銀行団がどういふことをやるのかと、あるいは融資しておる民間銀行は全部足並みをそろえてやるのかと、そういうことになればその上で私どもとして、政府機関として何が、どこまで協力できるかを考えましよう、と、そういうことを申し上げた。時間がございませぬので簡単に申し上げますと、先方からいろいろと説明を受けまして、主力と言われております三銀行は、この期間、元本はもちろん利息も全部免除いたしますと、それから三銀行以外の金融機関も長期の貸し付けについては、自分たちの本来もらうべき利息を一部減免いたしますと、そうやってこの再建計画が何とか達成できるよう協力したいと思っております。ついでには輸出入銀行も、利息の減免はお願いいたしませんけれども、資金繰りを助けるために元本の返済期限を猶予していただけないかと、こういう依頼を受けました。私どもがその上で私どもの金融判断として全金融機関の支援態勢を側面支援するために、私どもの貸し付けのうち、期限がこの期間に参ります部分を一括して再建期間終了に期限を変更するという措置をとったわけでございます。

○目黒今朝次郎君 会計検査院に要求します。私のとっている情報では極めて危険な段階にあると。もう時間がありませぬから細かいこと言いません。そういう段階で、今、輸出入銀行がやるような倒産の可能性、非常に危険な渡り鳥をするい

わゆる融資、これが国民の税金から出ているというふうになった場合に、先ほど委員長の質問の院法改正に絡む藤森書簡じゃありませんか、この問題について会計検査院から、本当に今、輸銀の総裁が言ったような可能性について、安心して国民の税金が使えるものであったかどうかということについて会計検査院に検査を要請しますが、いかがですか。

○説明員(秋本勝彦君) お答えいたします。

会計検査院といたしましては、三光汽船に対する融資につきまして日本輸出入銀行本店の検査の際に、貸し付けの裏書とか、あるいは条件変更に関する裏書等、関係書類を調査してきております。それで、ただいま輸銀総裁の方から御答弁のあった事情も私ども承知しているところでございます。

それで、今後とも、先生の御指摘の趣旨も踏まえまして、今後とも引き続き慎重にこの貸し付け状況については検査をしていくと、そういうつもりでございます。

○目黒今朝次郎君 藤森書簡の第一回のテストです。十分その成果を要請しておきます。同時に、この問題、中曾根総理も、いろんなマスコミが言っていることは全部勝手なことだと、おれは潔白であり、政治は正常であると。運輸大臣も、政府の救済は一切考えていない。銀行局長は、三つの銀行の話として出ているけれども、そこまでは確認してない。皆、知らぬ、存ぜぬと。マスコミだけがひとり歩きしている、こう言わなければならぬ一連の答弁であります。したがって、きょうは総理でありますから、総理がそういう見解を持つておるといふことだけははっきりわかりましたから、その見解が裏目に出ないよう、今後の海運行政あるいは石油に関する問題などについて要請を、要望をしておきます。細かい三光汽船にまつわる問題等については、運輸委員会もあることとありますし、あるいは七月半ばになれば次の五十八年度の決算の総括質問もあるわけでありまして、三光汽船問題は、三光汽船よ

どこへ行くということを十分見きわめながら、おのおのの委員会で、今、総理以下閣僚の発言がうそでなかったということを期待しながら、やぶ蛇を出さないように、要望だけして、とりあえずこの問題は終わります。

次に、運輸に關係するやつで漁船の違法改造の問題について伺いたいします。

この問題は、日ソのサケ・マス漁業の交渉がありましたから、私はずっと遠慮しておりました。漁民の方にもいろいろ。しかし、サケ・マス問題も一定の決着がついて出ておるわけでありまして、ここから改めて閣僚大臣にお伺いいたします。

私は、この問題は五十九年五月二十八日の運輸委員会、五十九年十月十九日の当決算委員会においてこの問題をやりました。また、衆議院では、農林水産委員会で六十年の四月の十八日、私の生まれ故郷の公明党の武田衆議院議員がやはり取り上げて追及しておりますから、政府には十分におわりのことだと思ひますが、復習の意味も含めて運輸省にお伺いいたします。

このサケ・マス漁船の違法改造については、私の国会の調査要求に対して調査したところ、全国七十九隻のうち六十八隻、約八六％、私の生まれ故郷の東北管区のやつは、東北海運局では総体で五十八隻の船に対して違反が五十二隻、九〇％、もうほとんどの漁船が違法改造であつたと、この事実は、間違ひあるなしで結構ですから、間違ひありませんか。おたくの方かららつてゐる資料もあるけれども、これはいいですね。

○政府委員(神津信男君) 先生の御指摘のとおりでございます。

○目黒今朝次郎君 ところが、水産庁は五月の二十四日、六十水海第二千二百三十九号で業界に要望書を出している。それから、同じく六十水海第二千五百三十八号で、五月の二十四日、水産庁次長から今答弁された海上技術安全局長に文書が出てゐる。

この文書を見ますと、水産庁にお伺いします

が、現状回復させることを原則とします——原則としますという言葉を使っている。それから、上甲板の増高等の改造を行った船舶については、原則としてサケ・マス出漁前に改善計画書を出させます。私も国鉄の乗務員の一人として、安全の問題には原則なんという言葉はない、私は國鐵の乗務員をやりましたが、私は國鐵の乗務員として、やっぱり安全には例外はないというのが我々ハナドルを持っておるものなわけですが、水産庁は、何で原則という言葉を使っているんですか。この原則という水産庁の物の考え方は一体どういうことか簡単に御説明願ひたい。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。

水産庁次長、海上技術安全局長あての文書は先生のお手元にもお届けをしておりますので、それをごらんいただければ御理解をいただけるかと存じますが、元来は出漁前にこのような手当てはすべて済ましておくべきものであります。出漁時期を間近に控えた特殊事情……

○目黒今朝次郎君 そんなこと聞いているんじゃない。この原則だ、原則。文書を持っているからそんなこと要らない。原則の意味だよ、意味。

○政府委員(佐野宏哉君) これは、ここに書いてございまして、例えば第二項につきましては出漁前に改善計画を提出し得ない者もあり得るという意味で「原則として」というふうに留保をつけてあるわけでございます。

○目黒今朝次郎君 そうすると危険な漁船がサケ・マス漁に出てもやむを得ない、六十八隻のうち二五艘でも三三艘でも、いわゆる第七十一日東丸のような事故が起きてそれではやむを得ないということ、事故がなければ幸い、事故があつてもしようがない、それが原則だ、こういうふうには水産庁は考えていらつしやる、そういうふうには考えますと、後でくる上甲板云々の原則もなるほどな、水産庁はそういうふうには考えているのかなというところで、これは答弁要りません。少なくともこういう安全に關する問題について原則なんという言葉を使つてごまかすことについては、絶対に

やめてもらいたいということを要求しておきます。

それからもう一つ、この中に漁前に改善計画書を出させますとありますが、どの船が改善計画を出しているか、今日現在の資料を後ほど提出してもらいたい。これは今回の運輸委員会でも検証しますから、この改善計画書を私の手の方で資料として出してもらいたい、いいですか。

○政府委員(佐野宏哉君) 承知いたしました。

○目黒今朝次郎君 じゃそれを見てやります。

それで海上保安庁長官にお伺いします。これも十月の十九日の委員会、あなたの部下である課長が答弁しておるわけでありましたが、今言った経過から考えて違法漁船が一隻であろうと二隻であろうと、完全にきちつとしないまま出航していくという点については絶対にあつてはならない、海上の安全の原点から言つてこう思うんですが、いかがでしょうか、見解を聞かしてください。

○政府委員(角田達郎君) ただいまお話ししたサケ・マス漁船の出漁の問題でございますが、この漁船が今先生おっしゃいましたように九割程度違法改造をやつておつた。ただこのサケ・マス漁船につきましては、出漁の経緯またこれが船舶安全法上は問題ないものとして一応出漁を認めたわけでございますが、漁船法等の規定に違反していることは私も十分承知しておつたわけでございます。しかし、今申しましたように、サケ・マスの漁業交渉が長い間かかつてやつと出漁できるようになつたというふうな経緯もございますので、今の所管行政当局において改善がなされるという状況を見ながら、私も私として、もし、その改善の状況が不十分であり、違法状態が帰港後もまた裏作に出ていくときにそのままで出ていく、こういうふうな状態がありましたならば、厳しく取り締まる所存であります。

○目黒今朝次郎君 このサケ・マス漁船は五月から七月まで、今、北洋に行つています。帰つてきますと八月から十一月まではイカとかサンマ、十二月から翌年の三月まではマグロ、こういうことで、これはうちの田舎あたりでは海の俗稱裏作、農家の裏作と同じく漁民の裏作、こういうことを言つておるわけでありまして、今海上保安庁長官が言つたとおり、出ていった、帰つてきた船が、今長官の答弁どおり改造しないあるいはもぐりのままこの裏作に出ていくことも十分考えられる、そういう場合には裏作に出ていくことは認めないという厳しい対応をすべきだ、こう私は思うんですが、これはいかがですか。

○政府委員(角田達郎君) ただいま私が申し上げましたとおり、違法状態のまま裏作に出ていくことは私も十分承知しております。厳しく取り締まる所存であります。

○目黒今朝次郎君 水産庁長官、今海上保安庁長官の答弁を受けて水産庁としてやはりそういう趣旨に沿うた的確な対応をあなたの責任でやるべきだと、こう思うんですが、それに責任持てますか、水産庁長官。

○政府委員(佐野宏哉君) サケ・マス漁船が漁期を終了して帰つてまいりましたら、直ちに所要の措置をとらせるつもりであります。

○目黒今朝次郎君 それは間違ひないように。それからもう一つ、これは要望です。これは総理にも大蔵大臣にも聞いてもらいたいんですが、私は、今回のサケ・マス漁船の違法改造を取り上げて約一年になります。これだけ八〇％、九〇％あるんですから、ほかの漁船もやはり現在の漁業界の厳しいことはわかります。わかりますが、一たん事故が起きたら大変なことになつてしまふ。また、見ようによつてはいわゆる違法ということもは漁場の資源の確保という点からも問題になりますし、あるいはソビエト、アメリカあるいは北朝鮮などに関するいわゆる国際的な日本の漁船の問題にもかかわりのある問題だと、根の深いものと、こう理解をします。ですから、今回はサケ・マス漁船ですが、もう一度全体の船を洗つてみる必要があるんですよ。もちろん海上保安庁なり運輸省にもそれなりの人員の配置、予算の裏づけも

必要でありましよう。あるいは水産庁もそういうことでありましよう。政府全体としてこの問題についてやっばり洗うべきだと。再見直しをすべきだと、こういうふうな漁業の将来からも人命の問題からも私は考えておるわけでありまして、これをぜひ内閣全体として洗い直してほしい。運輸省、海上保安庁、水産庁、農水省、皆関係あるわけでありましよう。ぜひ私の要望について、内閣の責任者である総理大臣の全体的にもう一回調査をして見直してみようということについて努力を要請したいんですが、総理の見解を聞いて、この問題を終わりたいと存じます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 違法状態を見逃すわけにはまいりませんから、ちゃんとした規則に従いまして正しい漁業が行われるように点検もし、監督もしてまいりたいと思ひます。

○目黒今朝次郎君 その実行を期待しております。

次は、法の谷間という表現を使つたわけでありましようが、この問題についてはこの前の本会議の代表質問でも総理に提起をしておるわけでありましよう。私は、今回は時間がありませんから、総理大臣に十分に問題点をレクチャーするようにお願いしたいということとを政府委員を通じてやつてまいりましたから、中曾根総理の頭の中には日本信販の問題とか、あるいは毎日毎日社会面をにぎわして豊田商事の問題やら、きょうも私、持つてきたけれどもこのくらいありました。六六新聞、東京新聞を含めて、ですから、総理も国民の生活を守るためにおわかりと思うんですが、特に豊田商事の悪徳商法、これについて総理が一番好きなお年寄り、お年寄りが全体の四分の三以上含まれていて、年金とかへそくりとかというものを持つていたやつを全部これは与えている。こういう事情を聞きますと、この豊田商事の社会悪的な、毎日毎日のマスコミの問題について、総理として、一体国の最高責任者としてどういう認識を毎日毎日テレビ、新聞で見えておつてお考えですか。まずその認識から、冒頭お伺ひいたします。

○国務大臣(中曾根康弘君) 新聞を読みまして、私も心を痛めておるところでございます。特にお年寄りの、知識のない老人等を相手にいたしまして、へそくり等一生かかってためたお金あるいは年金等、もし万一だまされよう、そういう意図でこれが行われておつたとすれば非常に非人道的な犯罪行為であると思つております。関係方面におきましてもこの実態をいろいろ調査してやるべきでございます。いろいろ法の欠陥があるかどうか、あるいは今度の問題について、もし言われるようなことがあるとすればどういう法に該当するか。また、どういう取り締まりを今後強化していくべきか、既存の法体系も含めまして、今関係当局におきまして鋭意検討されており、こういうような新聞に報道されるような忌まわしい事件が再発しないように努力してまいりたいと思つております。

○目黒今朝次郎君 非人道的なことだと、そういう認識がありましたから、その視点からひとついろいろな対策をお願いしたいと思ひます。これは政府の、通産省の発表によりますと、この豊田商事の五十九年度はわかつただけでも九百八十三件、三十九億七千五百萬、損害。私なりに計算してみると、これは一件四百五十萬前後の数字に取らなつておるわけですね。ことしに入つてからも四月は十九件の五千八百萬、五月は三十六件の一億八千五百萬、これはおたくの政府発表ですから、これだけ出ておりますからやっばり問題は非常に深刻になつてきておると、こういう認識を私も持つておるわけでありましよう。

その点私は、国会で豊田商事の問題については日本弁護士会の有志の皆さんがいろいろ検討されて、法務大臣に対して職権による解散命令ということについて取り組んでほしいという動きがあるわけでありましようが、この前の五月の二十九日の委員会でも提起をした法務大臣の職権による解散命令ということについては可能なかどうか、問題をお願ひしておつたわけでありましようが、法務局の民事局長にイエスかノーか、こういうことについて

お教えを願ひたい、こう思ふんです。

○政府委員(批田泰助君) 法務大臣は、会社の代表者が法務大臣の警告にもかかわらず反復して刑罰法令に違反する行為をしている場合には、裁判所に対して解散命令を発するよう請求をすることができるということになつております。したがういまして、そのような事実が法務大臣として把握できれば警告を発し、解散命令の請求を裁判所にするという手続があるわけでございます。

○目黒今朝次郎君 そういう手続が現実にあるとすれば、政府はこの問題について六省庁ですか、経済企画庁、通産省、大蔵省、警察、法務省、公取と、こういう六省連絡会議をもつて対応をやつておると、こういう情報も我々見ているわけですが、そういう機関で今総理の発言を受けて積極的

にこの問題についても弁護士の方から請求されて取り組む、被害者から請求されて取り組むという、消極的じゃなくて、これだけの社会問題になつておるわけでありましようから、積極的に法務省として内容を立ち入つて検査をして、そういう可能性についてやはり最大の努力をすべきじゃないかと、こう思ふんですが、民事局長いかがでし

か。

○政府委員(批田泰助君) 裁判所に解散命令の請求をする場合には、確たる事実を把握しておるといふことが必要でございます。そういう面から各方面からそのような事実を認定すべき資料の提出等がございました場合には、私どもとしては適切な処置をとるといふことを考へておる次第でありましよう。

○目黒今朝次郎君 最大の努力をしてもらいたいと思ひます。

それから、この日本信販の問題については、五月十七日の決算委員会でも私が取り上げました。中間は省略します。結論として、村田通産大臣は、これは本場に法の谷間を巧みに操つておる悪質なものだと、こういうことを認識した上で、私の問題提起に対して各省と相談して早急に立法措置を含めて検討したいと、こういう答弁をなされ、こ

れについては総理も御存じだと思ふんでありますが、私は、こういう現在のよろもろの日本信販あるいは豊田商事、この問題を考えますと、やはり政府として一つの決断をする時期に来ているんじゃないかろうか。こんなふうな問題意識を持つものであります。

したがういまして、総理に再度お伺ひいたしますが、この社会的な大変な悲劇、これを早急に解消するために縦割り行政の弊を改めながら、縦横含めて総理大臣の陣頭指揮でこの問題について解釈の運用、指導あるいは不十分であったならば特別の立法措置も含めて、やはりお年寄りの皆さんを救済する、悲惨な国民を救済する、そういう政治の原点に返つて国民に向かつて決意を表明すべきではないか。同時にきのうの新聞を見ますと、十一月中旬に臨時国会の召集を予定されているという記事もあるわけでありましようから、少なくともこれは自民党も反対じゃないと思ひ、野党の皆さんも反対じゃないと思ひ、野党、野党一致してそういう悪徳商法を摘発するための特別立法については、全党挙げて私は賛成するものであると、こう確信をしておるわけでありましようが、やはり悲惨な問題だと明言した総理としては、今言つた村田通産大臣あるいは法務大臣、あるいは衆議院の商工委員会でも、我が党の上坂委員の質問に対して、村田通産大臣は立法も必要だと、こういう縦割りの大臣は一応答弁しておるわけでありましようが、しかし全般に關係する、こういうことでありますから六省の連絡会議も機能させながら、必要ならば臨時国会なども含めて早い機会に特別立法、単独立法も含めてこの悲劇の救済に当たると、こういうことを総理大臣として考へるべきだと、こう思ふのでありますが、総理の大局的な見解をお伺ひいたします。

○国務大臣(中曾根康弘君) 臨時国会の開会問題はまだまだ全く白紙状態でありましよう。

次に、御指摘のような悪徳商法等につきましましては重大関心を持ちまして、今関係各省庁におきまして検討させているところであり、貸金に關する

諸法あるいは割賦販売法、そういうような法の欠陥ありやなしや、あるとすればどういう対策が必要であるか等々につきまして、各省庁におきまして今検討をされておるところで、万全を期したいと思ひます。

○目黒今朝次郎君 それからもう一つ、大蔵省サイド、通産省サイドで問題になっている消費者信用法、この問題の運用、解釈も非常に私に決算をやつてみて戸惑うんです。大蔵省なのか、通産省なのか、あるいは建設省なのか、非常に消費者信用法の問題について、省略しますが幾つかの問題点にぶつかりましたので、これもひとつ総理にお願いしたいんですが、これはやっぱり大蔵省が責任を持って、大蔵省がセンターになって関係各省と協力して行政を指導していく、そういうふうなひとつ総理に決断をしてもらつて、今後消費者信用法の解釈、運用についていろいろな面で困ることのないようにお願いしたい、こう思うんですが、総理にひとつ検討をして決断をしてもらいたいと思うんですが、これは三省間にわたるものですか、総理の見解を聞いておきたい、こう思ひます。

○國務大臣(中曾根康弘君) ともかく悪徳商法を退治するということは大変大事なことでございます。特に高齢化社会、長寿社会を迎へまして、御高齢者を保護するということは政治の大きな仕事でございますから、御指摘の点等につきましても関係各省庁において研究をさせたいと思ひます。

○目黒今朝次郎君 大蔵大臣も聞いていらっしゃるんだから、聞いておる方も間違いないようにひとつ要請します。これは大蔵大臣答弁要りません。総理の政治力を期待してこれは終わります。

第三番目は、尼崎信用金庫の問題について私は今日まで三回ほど委員会を取り上げ、あるいは大蔵省の銀行局長の努力などありまして関係者を呼んでいろいろ事態の解明、事態の収拾に努力してまいりました。結論から言つて、この尼崎信用金庫の氏平理事長が自分の実弟などの関係なり、いろんな法の盲点をもぐりながら、不良融資を行つてきた、こういうことであります。

この件について、近畿財務局は五十四年の二月の検査を初め、二回にわたつてこの不良融資を点検をして、いわゆる大蔵省の言う示達をして、経営の改善を求め、こういう大蔵大臣の伝家の宝刀を抜いておるわけですが、伝家の宝刀を抜いてこの尼崎の一族はこれに従おうとしない、こういうことを繰り返しておるわけでありまして、私はこの問題の一定の締めくくりにして要請いたします。

それは氏平理事長が関係する不良債権のすべての元金、利息、もう一回大蔵省が責任を持ってこれを把握して、この不良債権の回収整理に大蔵省は特段の力を注ぐべきだ、こう思うのであります。銀行局長の決意を求めます。

○政府委員(吉田正輝君) 御承知のとおり、一般的に申し上げても金融自由化が進展しておりますので、金融機関を取り巻く経営環境は次第に厳しさを加へていくものと予想しております。そうした中で金融機関は、信用秩序の維持及び預金者保護の観点から、ますます経営体質の強化や健全性の確保を図る責任がますます高まつてきております。

金融行政を預かる大蔵省といたしましては、このような状況の中で、仮にも金融機関の役員が関係する不良融資が生じたといふすれば、そのような不健全な融資が再び生じないように指導いたしますとともに、当該融資の事後処理については、これが厳正に行われ、いやくも疑惑を招くことのないよう指導、監督してまいらる決意でございます。

○目黒今朝次郎君 ぜひそれを国会答弁だけでなくて実行することを期待しておきます。いつかまたの機会に実行をチェックしますから要請しておきます。

それから二つ目には、やっぱり私はこの問題をやつてみて、業界全体の体質に問題があるのじやなからうかなというところに気がつきました。したがつて、業界の体質改善をするためには信用金庫

の総代会がどうもくせ者だ。自分は理事長であつて総代会の役員。ですから、理事長のやつていふこととこれをチェックする機能というのが、この信用金庫法ではどうもあいまいなところとなつていふ。そこに氏平理事長のような介入があり得る。組織上、運営上。したがつて、この信用金庫の総代会のあり方について、これは私はここをどうせといふことは、私は余り専門家がありませんからやりません。ただ、この尼崎問題をやつてみたり、徳陽相互銀行をやつてみたり、そういうことをやつてみると、やっぱりここに特にほかの銀行と違つて信用金庫はどうも総代会のあり方がやつぱり組織的に問題があるのではないかと、きょうは総括ですから、気がつきました。

ですから、専門家のあなたの方にもう一度このあり方について検討をして、しかるべき機会に御提言願へれば、業界の体質改善のためにはいいことかなと、こう思ひますので、これもまた大蔵大臣よりも銀行局長の方が商売ですから、銀行局長の答弁をお願いいたします。

○政府委員(吉田正輝君) 金融機関の中には株式会社組織のもの、それから共同組織のものがございます。信用金庫は地域の中小企業及び住民等の会員の相互扶助を目的とした共同組織でありますために、ただいま先生が御指摘になつたような機能、制度がありまして、金庫の重要な意思決定が行われているわけでございます。

その場合に、会員が多数に上る場合は、総会にかへまして総代会を設けて、会員の中から公正に選出された総代会によつて合議体を構成して、総会にかつた機能をさせており、現在では大部分の信用金庫がこの総代会制度で運営されているわけでございます。

総代会は委員御指摘のとおり、それぞれの信用金庫にとつて最高の意思決定機関でありまして、その運営がいやくも形式的に流れるようなことなく、十分その機能を発揮されて運営されること、肝要であるというふうに着けております。先ほど申しましたように、金融自由化の進展に

よりまして金融機関の健全経営に対する自己規制が強く求められておりますから、そのような観点からも総代会の重要性は一段と高まつてくると思ひます。こうした点を踏まえまして、大蔵省としては委員の御意見を十分念頭に置きながら今後とも総会または総代会制度の意義を失わざるよう、その原点から離れざるよう、実効性のある総代会の運営となるよう業界を指導してまいらる所存でございます。

○目黒今朝次郎君 ぜひやつて下さい。待つて

それから、この問題を最後に大蔵大臣にお伺ひします。

私は、この問題をやつてきて、本人は少しは自己反省しているのかなと、こう思つて銀行局長の取り組み方として多少私も大目に見てまいりました。しかし、その大目に見たことが逆に作用したの知りませんが、この不良融資の張本人の氏平理事長が再度この総代会でまた理事長に再任された、こういうことを繰り返しておるわけでありまして、銀行のやることでありますからなかなか大変だと思つておりますが、少なくとも、ここからです大臣、少なくとも大蔵省の示達を守らなかつたり、示達の中身を実行しようとしてない銀行の経営者については、民間人といへども金融の正常な運営のためには何らかの大蔵省として、大蔵大臣として決断をする必要があるのではないかと。

こゝまで言へば、あなたは頭がいいから目黒があそこまで言うからあのことを指しているんだなと、こうお察しだと思ひますが、それぐらいのやつぱり私は大蔵省が甘く見られないうために金融の正常化のために必要な措置を決めておくことが必要ではないかなと思つておりますが、大臣の一般論でも結構ですからお考えを聞かしてもらいたい、こう思つております。

○國務大臣(竹下登君) 大蔵省としましては、從來から金融機関検査等におきまして不適切または不健全な業務の運営がなされていくことが明らかになつた場合には、当該検査後の示達、おっしゃ

いますとおりに、それにおきましてそのような問題点を厳しく指摘、是正改善を図るべしという指導監督をしてまいりました。特に金融自由化が進展する中にありまして、金融機関の健全経営を確保するという見地から、検査の示達で指摘した事項については、金融機関経営者にこれを徹底させて是正改善に努めるべきものであると、これは目黒さんのおっしゃるとおりであります。また、金融機関の経営体制の問題については、それぞれの金融機関経営者が会員とか預金者の負担に十分たえていか、また公共的機関としてその使命を十分果たしているのか、あるいは健全経営の確保の原則にもとめることはいか、こういう観点に照らして判断していくべきものであると思ひます。

大蔵省といたしましては、今後とも金融機関経営者に対してこうした考え方に基づいて検査結果を踏まえ、正すべきは正し、改善すべきは改善させる、そういう厳正な態度でもってこれに臨むことにより、公共性のある金融機関としての適正な業務運営がなされますよう強力な指導をしてまいりたい、かように考えます。

○目黒今朝次郎君 期待します。

あと時間一、二分ありますが、二つだけ総理に簡単に聞きます。

スパイ防止法の問題について、自民党は今月六日国会に提案いたしました。このスパイ防止法案についてここにありますとおり官報号外、昭和五十八年四月二十七日号、参議院の五十八年四月二十七日の本会議に、我が党の和田静夫議員の質問に対して、この議事録の四ページの後方、これは総理大臣の答弁であります。目黒答弁じゃありませんよ、総理答弁です。「次に、スパイ防止法について御質問がございましたが、スパイ防止法をつくる考えはございません。」と極めて明快に総理答弁しておるわけでありまして、本会議の答弁でありますから、答弁の趣旨に従って撤回してもらいたい、自民党総裁として撤回してもらいたい、そうしないとこの国会答弁はうそっぱちだと、こうなりますから、スパイ防止法の撤回を要

求します。総理、いかがですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 自民党の党内におきまして現状を憂ひまして、党員の皆さんがいろいろ研究をしておられました。何しろ日本はスパイ天国と言われるような国でありまして、防衛庁の職員までがかわるようなそういう事件もあります。そういうようなところから自民党の皆さんが非常に心配をされまして、そして案を練つて提出してきたわけでございます。私もその後いろいろ事情も聞き、法案の内容等もいろいろ聞いてみまして、その必要性というものを私は痛感するに至りました。ただ、やるについては内容等について非常に慎重を要する。現在のようない方方で、例えば国家公務員法とかあるいは防衛庁の職員に関する法であつて秘密を漏らしてはならないという程度のものでいいのか。物を盗んでもこれは刑法で処罰される、いわんや重要な国家機密というものを盗もうと思つて盗んだり、外国へそれを渡したり売ったり、そういうようなことがそのまま認めていいのかどうなのかという問題であります。そういう面から見まして、自民党の皆さん方がそれを勉強なさり、そしてその制定を心がけて努力してきたということは、これは理解できることである、そしてそういう法案を提出してまいりましたから、私はこれを認めたわけでございます。ただ問題は、国民の人権や、あるいはいわゆる知る権利あるいは情報公開というような問題との調和点を、いかに国民の納得する線であることを、そういう面からあの法案を基礎にいたしまして、各党間のいろいろなお話も承りたいし、国民の皆様の反応等もよく調べまして慎重を期してまいりたい、そう思つておるところでございます。

○目黒今朝次郎君 そういふ釈明があつても、法案の中身じゃありませんが、中身を見れば見るほど今総理の答弁とは裏腹の法案になっていきますから、遺憾ながら私は了解するわけにはまいりません。再び撤回を要求します。

りますが、四百名近い拒否者が出てゐる、八百余近くの市町村が大変苦勞して、これを撤回してほしいという動きがあるわけでありまして、この方々は永住朝鮮人の方、韓国人の方、かつては日本の国籍を持っていた方もいらっしゃるわけでありまして、国際信義の面からも、この面については総理の物わかりやすい、隣国とも仲よくする、そういう点からいって、この法務省通達については再度早急に見直すべきだと思ひますが、その考えを簡単に聞きまして終わります。

○国務大臣(中曾根康弘君) 一昨年韓国の全斗煥大統領と私の間で合意をいたしました当時の共同声明におきます在日韓国人の待遇問題につきましては、私も誠心誠意努力してまいらなければならぬと考えております。その努力もしてきたつもりでございます。国籍法の改革であるとか、あるいは大学教授に外国人も採用できるとか、あるいは国民健康保険その他に加入もできるとか、児童手当の問題も同様でございます。そういう意味において一歩一歩着実に前進してきていると思つておるのでございます。

指紋の問題につきましても、五十七年に改革を行ひまして、年齢を改める、十六歳に上げるとか、そのほか諸般の改革もやり、さらに今回も特別の注意を払ひまして、いろいろ指摘された点で、犯罪人と同じように黒い油か墨で回転式でやるといふようなことは、これは確かにプライドを傷つける問題である、そういうような面から私が厳命いたしましたし、各国の科学技術の発達状況やそういうものも調べて、今度は手を汚さない方法で、ちよつとさつていただけばいい、そういうような方法に変えたり、あるいは携帯義務その他につきましても、いろいろ諸般の改革、前進を心がけてきたわけでございます。この日本政府の誠意と努力は、ぜひこれは御理解願ひたいと思ひます。法が存在する以上は、やはり法に従つていただくというのが法治国家でございますから、その点は十分なる御協力をいただきたいと思つております。

ただ、この問題は、政府といたしましては、今後ともいろいろな考えもございまして、長期的課題として今後も検討を続けていく、自主的に検討を続けてまいりたい、そう思つておる次第でございます。

○服部信吾君 いやいよ来年が参議院選挙、こういうことでございまして、きょうは一応総理に自民党の責任者、総裁ということで、若干選挙制度の問題について伺ひたい、このように思ひます。

先般、金のかからない選挙、そういうことで参議院の比例代表制というものが導入されたわけでありまして、その後一回選挙が行われたというふうなこともございまして、何か来年の選挙には総理の息子さんも、御子息も出られるというふうなことも新聞で聞いておりますけれども、一回比例代表制が行われて、いろいろ賛否両論とか、いいところとか悪いところとかいろいろあるようでありまして、総理の御感想なり御見解をお伺ひしたい。

○国務大臣(中曾根康弘君) 比例代表制の改革は、参議院の皆さんが主になつて、今までの制度についていろいろな御批判がありまして、皆さんで衆知を集めてあつた改革をおやりになつて、法案としても成立し、実行されておるものとございまして。したがって、今これを改めるという考えはありません。やっぱり現行制度でやつていくという考えに立脚しております。ただ、この問題につきましてもいろいろなお考えや御批判もございまして、各党間でどういふようなお考えがまとまるか、改革意見があるか、そういうような点もやはり注目していく必要がございます。要するに、参議院のルールの問題でございますから、参議院の合意の方向に従つていくというのが、やはり政府としても正しい、そう思ひまして、我々は慎重に注目してまいりたいと思つておるところであります。

○服部信吾君 総理の、いわゆる比例区を導入して一回選挙やつたと、その中のメリットなりデ

メリットというものはどういふものがあるか、その点についてお伺いしたいんですけれども。

○国務大臣(中曾根康弘君) 確かに金がかからなくなつたというのはいささか思ひます。しかし、一面において、公明党さんは別として、ランクをどういふふうにつけたらいいか、この評価基準やらそれを実行するといふ点については、各党とも大変頭を痛めているのではないかと。それから、やはり選挙民と候補者との密着度が非常に薄くなつてしまつた、これは政党制の選挙ですからそうなるんでございましょうが、その点で今までの日本の選挙に関する選挙民と候補者との関係といふものが非常に薄れまして、選挙民の皆さん方からは選挙に対する無関心といふようなものが出てきた、そういうものが投票態度にも影響してきているのではないかと。そういう批判もあるように思つております。

○服部信吾君 総理の御答弁によりまして、どうも何かデメリットの方が多いような御答弁なんですけれども、この問題につきましては、八日の日に武藤副幹事長が金丸幹事長等々と相談をした上に、党選挙対策委員会、六十四年から比例代表制を廃止する、こういうことの方針を決定した、こういうふうに行われておりますけれども、今総理の言われたこととちよつと違ふんですけれども、この点については総理はどのようにお考えですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) そういう方針は、選挙対策委員会とかあるいは総務会の決定をもつて決定と言つておられます、まだそういうことは聞いておりません。

○服部信吾君 その中でもう既に候補者選びが始まつておる、そうなりますと、来年初めて出馬する方にとっては次の選挙がどうなるかといふことは大変大きな関心の的だ、こういうことで、そういうためのある程度これから立候補する方に対しての自民党の中ではもう同意書なりとつて、こういうことも述べられているわけですから、これは総理知つておりますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) そういう話は承知しております。

○服部信吾君 いずれにいたしましても、これからこういうような問題については大変大きな重要な問題だと思ひますし、まだ一回しかやつていない、ちよつと何か何となくデメリットのような問題も随分出てきておる、そういうことでありますので、総理としてもこれは本当に慎重に対応してやらねえと困ると思ふんですよ、これ。何か自民党の中だけでこういうことが総理は知らない間にどんどんそんなことが進められて、こうなつていくときに、まだ全然私はやらないと言つていても、最後になつて、いや、もうこれは問題だといふことになり、これはいよいよ選挙制度とつた場合においては、これはいよいよ選挙制度といふのは、もう御承知のとおり相撲で言へば土俵みたいなものですから、そのあり方について何か各党が全然おくれちゃつたんで、これがなつていふにしてみても、これは大変な問題になると思ふんですね。ですから、私はそんな一回や二回の選挙のあれを見て、そんな簡単に改正すべきじゃないと思ひますけれども、再度、総理もう一回、この問題については改正しない、こういうことではないわけですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 選挙制度の問題は、衆議院なり参議院なりのグラントルでございしますから、その委員が自分たちの選挙制度をどうするかといふ点についてお決めくださる、それが一番理想的であると思つております。しかし、制度には長所もあれば欠陥もある。長所がうんと強く意識されれば改正の必要はないし、欠陥が強く指摘されれば改正の必要もある。そういう点で実際の当事者であられる参議院の諸君の方の動向を私は注意深く見守つてまいりたい、そう思つておるところで、総裁やあるいは衆議院側が余りこの問題について発言し過ぎるのは越権ではないかといふ気がいたしておるのではありませんか。

○服部信吾君 この件についてはこれで終わりますけれども、次に、総理は七月の十二日からい

いとフランスなりイタリア、バチカン等を歴訪される、こういうふうに出ておられますけれども、そこでちよつとお伺いしたいんですけれども、フランスにまず行かれる、こういうことでございすけれども、来年はいよいよ東京サミットといふことでありまして、先般のボン・サミットでフランスのミッテラン大統領が、どうもこのボン・サミットのあり方、先進国首脳会議のあり方について非常に問題がある、そういうようなことで東京サミットは辞退したいといふようなお話があるわけでありまして、今回のフランスに行つた場合、総理にお伺いしておきます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 先般のボン・サミットの最後のジョイントコミュニケ、共同声明等におきまして、明年、各首脳はまた会合することをお決め、日本の中曾根首相の東京で歓迎するといふその趣旨を——東京は書いてありませんが、日本で歓迎するといふそれを承知した、申し出を歓迎するといふふうには承知した、そういう趣旨の言葉で締めくくつてあるものであります、ミッテラン大統領も出席していただけるものと考えております。ただ、やり方についてはいろいろ御批判がありましたから、私もその点についてはミッテランさんともいろいろ話したことがございすし、今後フランスへ参りましたときにもいろいろ御意見も承つてまいりたいと思つております。

○服部信吾君 まあそれはわかりました。それで、フランスなどEC諸国においては大変、今度我が国のこの経済摩擦についてもいろいろ言つてきておるということで、VTR等いろいろ問題でかなりECの方で、この貿易摩擦などの対日批判が起つておる、こういうことですけれども、その中でフランスの方から、きょうの新聞報道によりますと、何かヘリコプターやいろいろなものを買つてくれないか、緊急輸入と、こういうような問題が出てくるようでありまして、これも、こういうような問題についても今回のフランスに行くことによってその話し合いをするのか

どうか、この点についてお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 政治経済の問題及び二国間の問題等についていろいろお話し合いがあると思ひますが、そういう個別案件については私と大統領が話すといふようなことはしないだろう、そういう小さい問題は事務的な問題であつて、首脳間の話ではない、そう思つております。

○服部信吾君 首脳間の話じゃないといふことはわかりまして、事務レベルでもそういう話は今のつてゐるわけですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 前からヨーロッパ側からエアバスを買つてくれとか、ワインの関税を引き下げよとか、チーズをもつと買えとか、あるいはヘリコプターを買つてくれとか、ハリア戦闘機を買つてくれとか、いろいろな御要望はあるのでございす。それらを今までもずっと検討してきて、部分的には応じてきたところもあり、できるだけ協力したいといふ意思を持って今も検討しておるところであります。

○服部信吾君 そうすると、今回は何かそういうものがある程度、今まで検討してきたものを具体的に購入する、こういうふうにお考えですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) いろいろ検討はしておりますが、どういふふうな結果が出てくるか、まだ時期尚早であります。

○服部信吾君 時期尚早といつてもあと一カ月もないわけですから、これは早急に結論出さないとまずい問題じゃないかと思ふんですが、もう既に決まつてゐるんじゃないですか、この問題については。

○国務大臣(中曾根康弘君) まだ決まつておるか、決まつてないとか、私まだ報告を受けておりません。今検討している最中である、そのように思ひます。

○服部信吾君 それから、総理のボン・帰国報告に対して、私も本会議で質問させていただきますけれども、その中で総理が、この年度の東京・サミットには何としてでもオーストラリアを招聘

したいというようなこともあったけれども、何かフランスのあいまいな問題があったためにその話し合いもできなかった、こういう答弁が本会議でされているわけでありまうけれども、今回フランスに行くに当たっては、この問題について御検討されますか。

○国務大臣(中曽根康弘君) ボン・サミットにおいてオーストラリア加入の問題につきましては、私も考えるところがございますが、何しろ会議の雰囲気はフランス等の関係もいろいろありまして、自由貿易推進派というふうなものは、またこれにふえていけるんじゃないかと、まあねというふうな雰囲気は察知されて、あの場でそういうことを申し上げても問題にならないと、むしろ、会議の雰囲気を壊しちゃう、そういうふうな感じがしましたので、自重したわけでございます。今後の問題についてはよく検討してまいりたいと思ひます。

○服部信吾君 あの場の雰囲気ではできなかったということは私もわかりますよ。SDIの問題とか、新ラウンドの問題、特にそういうような問題があったと思ひますけれども、今回やはりそういう話をしたかったけれども、情勢がああいう状況だったんでフランスにもできなかったということなんですけれども、今回行くに当たってはそういう話はするんでしよう、これ当然。

○国務大臣(中曽根康弘君) まだどういふ話をするかというところは決めておりません。これからよく議会で終わったら勉強し始めようと、そう思つておるところであります。

○服部信吾君 それはそれで結構でございますので、決してオーストラリアを入れるというふうな、反対という意味で言っているわけじゃありませんので、その辺のところはよく話し合ひしていただきたいと思ひます。

次に、SDIについて若干お伺ひしたいんですけれども、ボン・サミット後の、あのときのSDIのあり方がコールド首相の議長総括ということの説明を受けた、こういう程度で終わつていたわけ

でありまうけれども、これは後になってみて、まだ一カ月もたないうちにそのあれが何でできなかったかということがはつきりしたわけですね。あの問題をあの場で協議したら、これはもう総理の言うように西側の結束なんというのはいやしない、私はこういうふうな思ひます。その中で、今後このSDIに対する西側、特にフランスを中心とする西側等が理解を本当に思つておりますか。

○国務大臣(中曽根康弘君) 各国の状況についてはいろいろ報告も受けておりますが、しかし各国は非常に真摯に検討はしておるものでありまして、今まで新聞紙上で各国の首相や外相が述べられたような線についておる、そう必ずしもヨーロッパの態度というものは冷え切つておるような状態ではない、私はそういうふうな観測いたしております。ただ、このアメリカからの説明や情報という問題をもっと聞きたい、よく見きわめたい、そういうポジションにある、そう私は思つております。日本もアメリカからいろいろな情報あるいは説明等いろいろ聞いてみたい、さらによく研究をしていきたいと、そう思つておる次第でございます。

○服部信吾君 私はこれ、西側は最終的には、これは何年たつかわかりませんが、ある面からいって、同調するといふか、それはかえつて対等の立場で私にはなつていくんじゃないかと、こういうふうな思ひます。

総理が特にSDIについて認識を聞かれますと、これは大変、だれが言つてもなかなか反対できない形になつておるわけですね。SDIについて総理に聞けば、いやこれは、ICBMやら核やら、非核兵器でこれを撃ち落とすんだ、こういうことについてだれもこれはなかなか否定できない問題だと思ふんです。しかし私は、このSDI構想というのは何かそればかり強調しておる。ですから、このSDI、そういう、ICBMが飛んできて、それを撃ち落とすといふのは、これは下手をやれば二十一世紀にできるかできないかわか

らないという、そういう一つの大きな構想があるわけですね。その裏と云つちや、それと同じあれとしては、これは大きくアメリカの戦略なわけですね、これは、はつきり言ひまして。いわゆる宇宙計画に対する戦略。今この日本で論議されている、総理の言つておることは、何か、このSDIがもうすぐできておると言ひまうけれども、その論議に集中しておられますけれども、今言つたとおり、フランス等西側では全く違った観点からこのSDIを取り上げておる、私はこう思ひます。ユーレカ計画なんというものは全くこれに対するものだ、私はこう思ふんです。

例えばこのSDIのレーガン構想というのは、ある面から言へば、これは選挙等もありましたけれども、まず強いアメリカのイメージの高揚をするとか、抑止力の向上、それから対ソ軍縮交渉を有利にするためのバーゲニングシップである。それから、アメリカを中心とした西側同盟の強化をする。もしこのSDIに同意しなければSDIの傘から外すといふようなこと。それから、先端技術部門での優位、独占の確保、こういうような問題。特に先端技術部門においては、日本、西ドイツなどには独走を許さない、そうした新しい需要の創出、軍需産業のための軍需創出である。こういうような、今まではある面においては攻撃用だったけれども防衛用、こういう大きな裏に構想がある、レーガン構想が。単にSDIで撃ち落とすといふようなのはまだまだ先の話だと、私はこう思ふんです。そこでフランスなどがそういうことに

対抗してこのユーレカ計画を出した。先般、栗山さんにちよつとお話を聞いた、これはユーレカ計画というのは単なる、いわゆるフランスが西側の世論に対して先端技術の結集を図るために言つたんだと、こういう答弁ですけれども、私はこのユーレカ計画というのはそんなものじゃない。これはあくまでも、ある面から言へば先端技術部門に対する、ユーレカ計画というのはレーガン大統領に對する私は対抗的なものである、このように思ひますけれども、総理はどのようにお考

えですか。

○国務大臣(中曽根康弘君) SDIは、私は、やはり一つの長期計画でありまして、核兵器の廃絶を目的としておる、ICBMのようなあの物騒な大陸間弾道弾、あるいは核兵器といふものを地球からなくしていかうという善意に出てきておる計画でありまして、私はそういう点につきまして理解を示したという態度で現在も同じである。もつといろいろな情報も知り、研究もして、我々はこの研究参加という問題については検討していきたい、そう思つております。

それからユーレカ計画につきましては、これはヨーロッパ側におきましてアメリカ、日本に比べて先端技術の研究において劣つてきているんじゃないか、そういうような心配が出てまいりまして、フランスを中心にしてヨーロッパで固まつて先端技術の研究共同体制をつくらうというアイデアでありまして、大体各国も賛成の方向にあるやに聞いております。しかし、内容をどういふふう具体的に研究共同体制をつくっていくのかという点についてはよくまだ承知しておりませんし、対象を何にするかという点についてもまだ細かく知つておりません。しかし、いずれにせよ、ヨーロッパがそういう方向で動いておるといふ事情は我々もよく了解できるところでありまして、大きな関心を持って見守つてまいりたい、そう思つておる次第であります。

○服部信吾君 まあそういう認識ね。ですから、やはりある面からいへば、フランスの立場というのは大したものだと思いますよ、ただ単に理解するんじゃない。というのは、アメリカからSDI計画に対して欧州に、民間企業にどんないわけの参加要請を申し込んだ。ところが、欧州には何らそれに対する受け皿がない。そういうことで、ほとんど技術はアメリカに持つていかれちゃう。これは大変だといふことで、ワインバーガーさんが三月末にそういう呼びかけをした。しかし、それまでには欧州にはそういう受け皿がなかったために、西欧の先端技術のあれがほとんどアメリカ

に流出してしまう。これは大変だということ、
泡食って四月の中旬に欧州連合というところで
これを発表しているわけだ。なぜかという、や
っぱりこれはレーガンさんも西側の一員です。こ
ね、これをただ単なる総理が言っているような
あそこでもし例えフランスがこれを軍事用だ
云々なんか言ったら、一番喜ぶのはこれはもう東
側でしょう、はつきり言っている。だから言え
です。言えないけれども、自分たちのことを考
えながら、やはりこのユーロ計画というものを
つくって、そうしてどんなアメリカに先端技術
が持っていないかのようにやっている、私はそう
思いますよ、これは。だって総理の言ったSDI
計画のICBMを撃ち落とすなどというのは先の
話なんです。もしかしたら途中でやめる計画か
もしれません、これは。それによって喜ぶのは何
かという、アメリカが得るのは、今またま
言った軍事産業や何かで、もうSDIということ
でそれこそ何十億ドルの発注がどんどんでき
る、これは非常に喜ばれます。それから先端技
術、これをどんどんやり持っていくという面も
あるわけだ。ですから、そういうことはいえ
ば、経済的、経済的とか先端技術、技術的と言
いますけれども、フランスとしてもやはりこれ
ユーロ計画が軍事的なこととは言えない
んです。そこがやはりまだフランスとして西側
の一員という一つのあれがあるんじゃないか、私
はこう思いますけれども、総理どう思いますか、
これ。

○国務大臣(中曾根康弘君) ヨーロッパ統一の思
想というものは戦後根強く出てまいりまして、そ
ういう基本的姿勢にやはり各国の首脳部はあるん
だろうと思います。いわゆるヨーロッパ評議会、
ヨーロッパ議会というものもつくり、あるいは共
同通貨まで出そうというところまで来ている
んです。既に原子力研究開発の共同体がで
きており、宇宙研究開発の共同体もできており、
それと同じような延長線ではハイテクに關する
研究共同体、開発共同体ができてくる、そう

いうものであると理解していると思ひます。
○服部信吾君 そういう理解というのは、です
から、これは余り言ってもあれですけども、ある
面からいえば、フランスのやっていることは正し
いと言っちゃおかしいですけども、やはり自分
の国のこと、また強い欧州をつくるためのことを
考えてこのSDIに対する対応と思ひますよ、
これは。
じゃ、もしこれ二十一世紀、我が国のハイテ
ク分野においてこういうSDI研究、研究というこ
とで日本の民間企業がどんどん向こうへ行つてし
まった。これはもう海外へ全部流出するわけだ
から、その流出をストップさせるためにこのユー
ロ計画というのをフランスはその歯どめとして
つくっているんじゃないか、私はこう思ひます
けれども、じゃ、我が国に対してこのまま野放し
に、民間企業とアメリカとのそういうSDI計画
への参加、そういう要請があったときにどう
我が国のハイテクは向こうへ流れていってしま
う。こういうことに対する何か歯どめは考へてお
られますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) SDIに關する政府
の対策につきましては、さらにアメリカ側から意
見、情報も求め、我々の方の検討も重ねまして態
度をさらに検討してまいりたい、そう思ひており
まして、結論が出てくる状況ではまだございま
せん。
○服部信吾君 そこで、ワインバーガー米国防長
官から安倍大臣に今書簡が来ていますね。これ本
当におかしなものというよりも、本来ならばこれ
だけの大きな戦略なら、これはレーガン大統領か
ら直接中曾根総理にこういうようなあれが来て
いいんじゃないかというふうな気がします。
というのは、先般の外務委員会とかで安倍さ
んがびくびくしているわけですね、外務大臣も。
何でこんなもののおれのところに来たのか。その内
容も六十日以内にSDIに対する回答をせよとい
うので、なんだ、これ、大変困っているような
御答弁をされてましたよ。これは日本の外務大

臣、大変な方のところこういう何かいやがらせ
みたいなこういう要請があったわけでありませ
けれども、このSDIに關してはこれから協議を行
うと、先ほど何回も総理から御答弁ありますけ
れども、この中でアメリカとしては、本件推進の促
進を期すために貴国政府のためにSDIについ
てのブリーフィングを行う用意がある、というこ
とで一回ぐらいやられているわけですね、これ
は。本来ならばSDI計画を要するに理解する
しないか、賛成するかどうかというふうな問題で
もう既に動き出している。一回はもうあれをして
いるということですけども、今後この米国の呼
びかけに対してこのSDI研究については何回も
何回もこれはやっていくわけですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) さらに、情報の交
換、研究を進めてまいりたいと思ひております。
○服部信吾君 その中で総理がSDIについては
留保をつけたということ、これは簡単に言えば
ノーということもあるんだ、それまで長期的な計
画だ、こういうことでもありますけれども、現実問
題としてこれだけ厳しいやつが向こうから突き
つけられているというふうな形になっておりまし
て、六十日以内というのは、これはさすが安倍さん
が電話をして、ちょっと早過ぎるんじゃないかと
いうことで、もう少し延ばせというふうなことが
あろうかと思ひますけれども、何回もブリーフ
ィングを行った結果、留保をつけているというこ
となんで、その結果ノーということもこれはあり
得るだろう。というのは六十日以内に答えて
と来ているんですから、これを延ばしたにしま
して、せめてこの半年なり短期間の問題だと思
うわけですけども、何回もブリーフィングしな
がら、そうしてその結果が出てくると思ひます
けれども、その場合にはこれはノーということも
あるわけですね、これは。

○国務大臣(中曾根康弘君) さらに、先方の説明
も求め、よく研究もいたしました上で態度を決め
たいと思ひております。
○服部信吾君 そういう答弁になつてしまふと思

ひますけれども、やはり私はこれだけ重要なSD
I計画に対してもう少し誠意ある答弁をしてもら
いたいと思ひますし、国民も知りたがっている
ということだと思ひますけれども、この時点でこの
ブリーフィング計画に應ずるということは、これ
はもう理解をした。理解をしたというよりも、こ
れでOKしたんだ。本来ならばノーと言ひんであ
ればこんなものに應ずる必要はないんじゃないか
と思ひますけれども、この辺大臣の見解はどう
でしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 理解をしたというそ
ういう私たちのポジションは既に示してあるとこ
ろでありまして、そういうスタンダードに、そうい
う立場に立ちまして今さらに勉強を加えていき
たい、そう思ひておるところです。
○服部信吾君 この問題の最後なんですけれど
も、やはり我々としては、じゃあSDIに理解を
示してこれからやっていくということだと思ひ
ますし、あれだけ先進国サミットで西側の結束を
図るために総理もいろんな面で動いてきておる、
そういうことですから、それでそのときの課題が
SDI構想と新ラウンドだということもあつたとい
うふうに、これでまた総理が反対だなんていう
こと言つたら、それこそ西側諸国から何やって
んだと、さんざんあれほど西側の結束を固め、固
れという根拠を以てして、そしてこのSDI
構想に反対だなんて言つたらとんでもない、こ
ういふふうに言われて、かえって国際的に信用が失
墜するんじゃないか、私そう思ひます。ですけれ
ども、日本にとつて今SDI計画というのは
どれほど、要するに理解を示した方がいいですけ
れども、メリットがあるのかどうか。それから、私
は先ほど言った、例えばほとんど海外への先端技
術の流出という、我が国が二十一世紀どうした
てこの部門で生きていくしかない、それをアメ
リカに全部とられるような形になるのじゃないか、
そういう非常に心配するわけですけども、総理
のこれに対する歯どめといつちやおかしいですけ
れども、何かお考えがあつたらちよと具体的に

お伺いしたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) S D I というものは何物であるか、どういふ見通しとこれからの青写真及び開発ができるかという点をもっとよく見きわめまして、今おっしゃった問題も含めましていろいろ研究してまいりたいと思います。

○服部信吾君 そういうことであれですけれども。

最後に、きょうの新聞に生産者米価について報道がされておまして、どうも今回は七月の三日か四日ぐらいの間ということで、据え置きと、こういうことでありますけれども、それを示唆したということですから、これはそうですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 生産者米価の据え置きを示唆したということは言っておりません。これははっきり申し上げておきます。

○服部信吾君 示唆はしないにしても、ちょうどそのときは何か都議選の真っ最中ということで、いろいろの影響があるのというような報道でしたけれども、総理のお考えとしては示唆はしないまでもどのような方針で臨まれるのか、この点についてお伺いして私の質問を終わりにいたします。

○国務大臣(中曾根康弘君) これは党の皆さんの考えをまず聞く必要がありますし、米審の審議の状況というものの、答申の状況というものをみて、それから最終的に判断すべきもので、私の方から先にごうだごうだ言うべき筋合いのものではありません。そういうことは十分わかまえておりましたから、示唆するという新聞記事はあれは間違いであります。

○橋本敏君 私は、先ほども問題になりましたが、国家機密法に關連をして総理の所見をお伺いしたいと思っております。

今回、自民党が国家機密法案を提案してきたことは、そのこと自体憲法が保障する国民の知る権利にかかわる極めて重大な問題であります。私も共産党は、レフチェンコ事件でも表明をしておりますが、我が国の主権を侵害するスパイ活動

や諜報機関の我が国における不法な活動を決して是認するものではありません。しかし問題は、スパイ防止を名目にして国民の言論の自由や知る権利を甚だしく侵害することは絶対に認められない、このことが問題であります。

そこで、総理にお伺いしたいわけでありまして、まずさかのぼって考えてみますと、戦前は軍機保護法あるいは国防保安法という法律がありましたが、いずれも終戦後ポツダム宣言とそれに基づく我が国民主化処置の中で廃止をされました。それは昭和二十年十月四日に出されました政治的、民事的、宗教的自由に対する制限の撤廃という覚書によってその効力が停止をされました。次いで昭和二十二年四月十八日に、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律というこの法律によって終局的に廃止をされたわけでありまして、こうなつたのは、これらの法律があつた戦前の悪名高い治安維持法などとともに、戦前の我が国の軍国主義体制の法制をつくり上げて、国民の自由を不当に制限したものでありますから、我が国の民主化とは相入れないという立場で廃止をされたのであります。私は、この歴史的経過と認識についてはまず総理とは意見が一致するはずだ、こう思うのであります。この点についての総理の御認識を伺いたいののであります。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私も橋本さんと同じように、スパイ防止の必要は痛感しておるものであります。こういう意味におきまして、国益を守るという点については同じ立場にあると思っております。

問題は、基本的な人権とかあるいは知る権利とか情報公開とか、そういうものとの調和をいかにうまくしていくか、国民の皆さんの納得するものかどうかというふうにつくり上げていくかということが問題なのであります。そういう点については大いに慎重にしていきたいと思つております。しかし、必要性はやっぱりあるのでありますから、日本がスパイ天国であると言われている国はないのでありますから、そういう点につきましては「美に懲りて膽を吹く」ということは繰り返さない方がいい、そう思っております。

○橋本敏君 お言葉ではあります。私は総理と必ずしもスパイ防止が必要だという点で認識が一致していると言つたものではありません。スパイ防止法を制定すること自体は、私も今言つた言論の自由、報道の自由、国民の権利を守る立場で断固反対しておるわけでありまして、総理はまた、スパイ天国とこうおっしゃいましたが、日本は役人天国だ、こういう庶民の言葉はそれなりに理解できますが、スパイ天国というのは一体何を意味するか。これは具体性がありませぬし、私はいわゆるスパイ防止法を制定しようとする人たちの宣伝の言葉だというようにしか思えないのであります。なぜならば、現行法で不法なスパイ活動行為は十分対処できるからであります。現に、総理が先ほどもおっしゃつた宮永事件について言いますと、自衛隊法で厳密に有罪判決で処断をされ対処されておりますし、その際、防衛庁が秘密保全のあり方の洗い直しを行いました。その秘密保全体制検討委員会の提出した報告がありますが、そこでは現行の秘密保全規定は一応整備されている、こうはつきりと言つてゐるわけでありまして、

そこで問題を次に進めていきますけれども、まず第一に、我が国の憲法の前文が国民主権と民主主義の諸原則を人類の普遍的原理と宣言した上で、「これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」、こう今の憲法で言つたのは、先ほど私が述べた戦後の廃止処置の考え方を憲法の中に取り入れて確認した、こう考えていいわけだ、こう思うのであります。したがって、こういった戦前の法体系に類する、そして国民の知る権利を侵害するようなそういう法律は、現憲法はもとものと再現実せることはこれは許さないという立場に立つてゐるのではないかと。そういう点からこの国家機密法を見ていく必要があるわけでありまして、そうしますと第一に問題なのは、何といつても秘密の範囲が極めて広いことでありまして、御存じ

のように今度の自民党提案は、まず防衛秘密に過ぎましては装備、防衛構想からその計画、方針、その実施状況、自衛隊の編成、配備、訓練から施設の構造、そしてまた具体的な備品裝備の研究開発まではほとんど全面的に秘密にするということを別表で決めております。一方、外交はどうか。この問題は重要ですが、自民党の中で検討された第二次案では、この外交は入っておりませんでした。総理も御承知のとおりです。自民党の解説パンフによりますと、外交というのはこれはその範囲が広くて、時間とともに秘密の性格や軽重度が変化する度合いの強いものであるから、法的限定が難しいので公務員の守秘義務の範囲にとどめ、スパイ防止の対象の特別の秘密とすることを合意させた、こうパンフレットには述べてゐるらしいのであります。今度はそれも入れてきた。そういうことで、外交の方針という我が国の外交政策の全般にまで秘密のベールをかぶせることができ、こうなつてきたわけでありまして、こうなりまして多くの新聞は社説で反対を唱えておりますが、ある社説が防衛、外交の問題で秘密でないものを見つけて方が困難だ、こうまで書いたのはこれは全くなるほどとなぜする指摘だと言わねばなりません。私は、外交や防衛という問題は本来主権者たる国民が国の進路のあり方、今後の方向、民族の安全の問題も含めて十分に知り得る課題だ、そうなくちやならぬと思つてゐるものであります。

例えば戦前、張作霖爆死事件があつた、柳条溝や蘆溝橋事件があつた。ところがあれはいずれも戦争拡大をねらう軍部がひそかに仕組んだ軍の謀略だつたという事実をその当時国民が知り得たならば、国民はやすやうと間違つた戦争に日本がいくことを許しただろうか、歴史の教訓に学ばねばならぬと思つてゐます。

そこで総理にお伺いしたいんですが、このように自民党パンフレットも言つておりますが、防衛、外交というものを大きく網を打つて特別の法律上の秘密とするそのこと自体が、まさに国民の知る権利をそれだけ狭めるといふ体制をつくつて

いくということに必ずするのではないか、この点についての総理のお考えはいかがでしょうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 国益を守るために、また憲法自体の存立を守っていくために防衛は必要であり、またスパイ防止もこの面において必要でありますから、それを具体的に基本的人権やあるいは情報公開や、あるいは知る権利との調和をどういうふうにするかという問題に問題に移行してきているのであります。その点につきましましては各党各派の御意見、あるいは国民の皆さんの御意見をよく聞いて慎重を期してまいりたい、そう思っております。

○橋本敦君 総理が問題は調和だとおっしゃるその前提は、広範な秘密を特別につくってそしてこの国家機密法のような体制をしくことは、やっぱり国民の知る権利と衝突する、制約する、そのことを否定できないという御認識だからその調和が必要だ、こうおっしゃっていると思うんです。私は現憲法の考え方として、明治憲法のように国民の知る権利や言論、報道の自由が法律の枠内で認められるのと違いますから、これはもう先刻総理も御承知のとおりで、まさに今日の憲法は大事な言論、表現の自由と優越的地位を与えようとして、いる非常に大事な憲法だというふうに理解しなくちゃなりません。そういう点からいいますと、調和の問題とそう簡単に言えないのではないかと。現に私が心配するのは、このスパイ防止法制定を促進しております有識者懇談会なるものがありまして、そこでは「国家の機密を守れ」という本を書きましてその中で、この制限はある、しかしそれは最小限度だ、こう述べた上でさらに大事なことは、百歩譲ってそれが仮に違憲であったとすれば憲法自体を改めればよいのだとまで書いてあるわけでありまして。私はまさにここにこの国家機密法をめぐって非常に危険な、解釈改憲から明文改憲へとまで動いていく一つの動きとの関連で重視しなきゃならぬ問題があると思うんですね。そこで次の問題に移りますけれども、私は具体的にそれでは、国民の知る権利を保障するための

報道の自由がどうなるだろうかという問題を指摘したいのであります。新聞記者の皆さんの取材活動に例にとりて考えてみますと、こういう広範な秘密が特別の枠でできまして、政府の外交、防衛方針のいろいろな問題について今のように自由に新聞で報道する体制を守ろうとすれば、どうしても取材活動を積極的にやらなくちゃなりません。それはまさにこの法で言う探知、収集行為にそれ自体取材活動というのは該当します。軍機保護法でも取材活動は探知、収集に該当するとされてきた。問題は、この国家機密法七条では単に取材するだけでは処罰するとは言っておりませんね、不当な方法で探知、収集すれば処罰すると言っておりますが、さてその不当な方法というのがこれがどういう内容のものか明確じゃないものですか、乱用される危険もあり、妨げられる危険もあり、取材活動が制限される危険もある、仮にこれをクリアをして重要な国民に知らせるべき事実や情報を得たとしてこれを新聞に報道できるだろうかと、これが問題です。これは第八条で知り得た秘密を漏らすこと自体が五年以下の懲役に処するといふ、こういう体制をこの法律はつくっているわけですから、このところで全面的にストップになってしまう。取材活動も困難、制限があり、乱用される危険がある。たとえこれをくぐり抜けても、重要な情報や事実を国民に知らせることになりますと他人に漏らしたことになるから、他人に漏らすというものは、自民党の解説パンフを読んでも置いたが、自己以外の者に知らせ知り得る状態に置くことで、相手が特定人であるか多数人であるか問わないと、こう書いてますから、そうなりますと新聞で報道する、雑誌で報道する、本に書くはまさに八条違反、五年以下の懲役に、こうなる。

こうなりますと、これは総理どうおっしゃろうと調和の問題ではなくて、そうなること自体は政府が公表した内容しか国民に知らせないという体制になってしまうのではないかと。ここに国民の知る権利とのかかわりでまことに重大な問題があるという、この事態にならないという保証があるのだろうか、この点についての御所見はいかがでしょう。

○国務大臣(中曾根康弘君) ともかく国益を守るためにスパイ防止は必要なんです。物を盗んでもこれは刑罰に処せられる、いわんや国家機密というようなものをこれを外国に売ったり渡したり、そういう国益を害する重大な目的を持っていろいろそういうことが行われるというようなことは見逃すべきものではないのであります。したがって、問題は構成要件をどういうふうにつくるかという問題であるだろうと思えます。その点につきましましては、今の憲法の精神のもとに人権あるいは知る権利、情報公開、あるいは国会の国政調査権、そういうものとの調和をよくとって慎重を期して行っていくべきである、そう考えております。

○橋本敦君 総理、お言葉ですが、基本的認識において二つの点で私は指摘をさせていただきたい。一つは、もうそこまですべて調和の問題ではなくて、憲法の原則に反する問題だという認識で見なきゃならぬのじゃないかということが一つと、それから総理は、物を盗むことはそれ自体違法だという意味で情報もそのたぐいに入れておっしゃったんですが、私は大事なことは、政府は政府の意思で秘密にしたいものがあるだろうが、それは他人の所有物を窃盗罪で所有権侵害をするという単純な本来的、自然犯的法制じゃなくて、それは法によってつくられた問題であると同時に、その中身は逆に国民は知る権利を有することに属する問題が大変多いという、そのところをどう認識するかというところを考えた方がいいかなわけでありまして。

例えば総理、きのうの夕刊は各紙が「三沢は米の核支援基地 有事に貯蔵・搭載」というような見出し、あるいは「アジアには五八〇発」ということで極めて重要な情報を流しております。三沢がアメリカの核の支援基地とされ、沖縄の嘉手納基地はアメリカの核戦略上極めて重要な位置を占め、大和、所沢などの各通信施設は直

接核戦略にかかわる使命を持っているなどということが、アメリカの書籍でアーキン氏が書いて報道されてきているわけですが、これが事実だとすればこれは大変なことでありまして。我が党はこれに関する一部は既に国会でも追及したことがあるわけですが、こうした情報について、これは我が国の非核三原則という国是にかかわる重大な問題でありますし、日本が核競争に巻き込まれてはならぬという国民の安全と国益のためにも徹底的に明らかにすることは当然であります。

だから、こういう問題についてまさに新聞は正義のペンをとらねばならぬ、国会では国会議員は国民の負託にこたえて政府に質問をし事実を明らかにし、国是である非核三原則を守るように追及していかなきゃならぬ。非核三原則という国是、核を持つちゃならぬという方針があるのに、核を含む戦略体制に日本が組み込まれる危険があることを示すような諸事実、外交、防衛の諸事実をこれを秘密にして、これに国民が近くくことを刑罰で重く禁圧するといふその法制は憲法の基本精神に反するのではないかと、こういう認識がなくなっちゃならぬ、これが問題ではないでしょうか。

私は総理に重ねて伺いますが、調和、調整とおっしゃるけれども、この国家機密法なるものが成立した後に今私が指摘したような本来的国民が知るべき核の有無を含む重要な国の外交防衛の諸問題を、国民は十分知り得ることができるといふ体制が保障できるのか。私はそうならないといふことを厳しく指摘して聞いておるのであります。このようにことについて総理は重ねて、本当に非核三原則を国民とともに守っていくという国民主権の立場に立つならば、これを秘密のバールで覆い尽くして刑罰で禁圧するといふそういう仕組みについて、総理の見解はいかがでしょう。重ねてお伺いしたいのであります。問題は所有権侵害のような自然犯のような本来的違法の問題ではありません。憲法にかかわる知る権利との関係であります。

○國務大臣(中曾根康弘君) スパイ防止は必要である、そういうふうにお互い一致しているわけでありすが、しかしそのやり方について、橋本さんは今の御意見をもち、私は私なりに感覚を持っていますと申し上げておられるとおりでございますが、スパイ防止という問題につきましても、あくまで今の憲法のもとにつくられるわけでありすが、憲法の精神に沿ってそして基本的人権や、あるいは先ほど申し上げた知る権利あるいは国政調査権、そういうものとも調和していく、国益を守る方法との調和を考えると、これが非常に大事だと思っております。スパイ防止というふうな、こういう人権にかかわるような、あるいは取材活動にかかわるような問題については非常に慎重を要すると思っております。普通の窃盗あるいは強盗というふうなものと、それから合法的に取材活動をやつてそして特ダネを物にするというものは明らかにそれは性格は違いますが、知る権利とか報道の自由とかいうものについてはこれは十分尊重されなかならない、これが民主社会でありますから、その民主社会の精神にのっとつたやはり法律がつくらねなかならない、そう思っておりますので、十分御理解をいただきたいと思っております。

○橋本教君 総理にお言葉を返すようですが、スパイ防止法が必要だとは絶対言っておりません。必要ならば現行法で処置すれば足りると言っているものであります。

そこで、総理今おっしゃった問題の認識をさらに深める必要がある問題があると思いますので、そのことについて御所見を伺います。といふことは、この国家機密法の非常に大事な部分がある、外国に国家機密を通報する、これを厳しく処罰する、こういうことです。こう聞きますと、それは当たり前のようにだれしも聞かぬやうなものです。地方議會でスパイ防止法をやるんだというのみなさんそういうことを言いがらやうなものでありますが、その中身はスパイ防止のために外国への通報は許さないというのを口実にしながら出てきた国家機密

法を見ますと大変なものであります。つまりどういふことかといふと、外交防衛に關して國が秘密としていまだ公開していない問題、その取材やあるいはたまたま知り得たとしてそれを報道するとうるなるといふことにかかわります。第八條は五年以下の懲役になる、秘密を漏らしたならなると私は言いました。ところが、外国に通報する行為だとみなされずこれは大変なことで、第四條では死刑が無期しかありません。あの戦前の軍機保護法と国防保安法でも死刑、無期のはかに三年あるいは四年以上の懲役刑が選択できたのであります。今度是有期懲役が選択できない、死刑、無期だけあります。大変なことではあります。

それでそういう処罰を受けかねない外国に通報する行為というのとは一体どういふ行為か。私は自民黨の方でどうお考えか。「スパイ防止法案」その背景と目的」といふパンフレットを讀ましていただきました。見てみますとこう書いてあるのがあります。外国に通報する行為とは、直接外国に告知、伝達する場合はもちろん、外国が知り得る状態になることを認識し、そのようになることを認容した行為も含まれると、こう書いてあります。これが大問題ではないでしょうか。直接外国に通報する行為、それはなるほど外国へ通報する行為です。しかしそういう外国に通報する行為は、やなくて、また外国に通報する意思ではなくて、国民に知らせる意思でもって公にしたならば、それはテレビに出て新聞が書いても著作に書いても、いつでも外国が知り得る状態にあるわけですから、今日この情報が発達した社会では、うなるわけですから、そうなることを認識し、かつこれを認容する行為も含まれると、こうなりまして一切書けないのであります。もし書こうとすれば、まさに重罰を覚悟して書かなければならぬということになつてしまふのであります。だからある大新聞の著名な編集委員がこう述べられておられます。これでは防衛担当記者の活動は広報係の発表や記者会見の内容しか書かないような、よほど

無能怠慢な記者を除いてはほとんどすべてスパイ行為となり、重罰の対象となつてしまふだろう、まさにそういうおそれがあるという法律の仕組みになつてゐるわけでありまして。

こうなりますと、まさに戦前、国民は大本營発表しか知らなかつたという状況の中で、真実を知らされなかつたという状況の中で戦争の破滅へいつたように、そうならないという保障があるだろうか。まさにこの外国に通報する行為は、国民から見たらスパイ防止の当然のことだと聞かえやうけれども、こういう解釈をして自民黨のパンフレットに堂々と書いてある、そういう法案だと考えますと、それはまさに言論報道の自由、知る権利を重罰でもってこれで禁圧するということになりかねない大問題が含まれてゐるということが明らかではないでしょうか。

私は最後に総理にお伺ひしたいのは、國家の安全を守るというところでいふいろいろおっしゃいました。しかし今國民にとつて本當に國家の安全を守る正しい眞の道は何か、それは我が憲法が世界に例のない戦争放棄、軍隊を保持しない、我が國の安全や平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼してこれを保持すると誓つて、肝心なことに、政府の行為によつて再び戦争の慘禍が起ることのないやうにすることを決意したといふこの憲法のもので、本當の安全は何か。それはまさに國民が日本に進む外交、防衛、こういった重大な國政問題について十分知る權利を持ち、政府を批判することができ、國民自身がみずから判断することができ、この民主的体制を守り抜くことではないでしょうか。

その点で、総理はさきのボン・サミットで自由と民主主義を守るという政治宣言を出したことを非常に高く評価されております。こういう國民の目や耳や口をふさいで、そして戦前のような体制へ近づけようとしたのは、これは総理がみずから誇りに背離するではありませんか。兩立しないのではありませんか。私は矛盾すると思つてゐるものであります。

すが、いかがでしょうか。この点でこの問題について総理の所見をお伺ひしたいのであります。

○國務大臣(中曾根康弘君) ボン・サミット参加國におきましてはほとんど全部がスパイ防止法同様の法律を持っております。我が國は、しかし今のやうな憲法を持ち、また民主主義社會を守らうという我々の政府の強い決意があるものであります。報道陣の取材活動等については民主主義社會において十分尊重すべきものである、そう考へております。したがういふして、スパイ防止法制定に際しましては、いろいろ構成要件等について國益の種類あるいは國益擁護の方法、その限界等につきましても今の精神に沿ひまして十分調整されるべきものである、そう考へておりました。これは各黨各会派や國民の皆さんの御議論も十分聞いて慎重にやつていきたいと思つてゐるところであります。ただその必要であるという点だけはここで重ねて強調しておきたいと思つてゐるものであります。

○橋本教君 総理もおっしゃいましたが、問題は諸外國がどうかじゃなくして、こういう憲法のもとで、國民主權を、民主主義の原則を、國民の知る權利を基本的に尊重して、優越的な地位をそれと與へて、民主體制として進んでいくといふ諸國に例のない我が憲法のもとにおいて、こういう國家機密法が許されるかどうかといふことが問題であります。私は、総理のそういう御答弁にもかかわらず、この國家機密法は極めて重大な危険を持つ法律であつて、こういう法案が出てくること自体、総理の言われる戦後政治の総決算路線の危険を感じざるを得ません。

私も、こういう法律は、憲法に照らして本來國會に出すべきではないものだといふことを強く認識しておりますが、この問題について、國民の言論や權利をしっかりと守つていく立場を貫いて、今後とも私は國會で議論をしていきたいといふことを表明して、時間が参りましたので質問を終わります。

○井上計君 中曾根総理は、今國會の冒頭に力強い所信の表明をなされました。

私は、内閣総理大臣の重責を担って以来、「戦後政治の総決算」を標榜し、対外的には世界の平和と繁栄に積極的貢献する「国際国家日本」の実現を、また、国内的には二十一世紀に向けた「たくましく文化と福祉の国」づくりを目指して、全力を傾けてまいりました。このような外交、内政の基本方針を堅持し、国民の皆様の幅広い支持のもとに、これをさらに定着させ、前進させることが私の果たすべき責務であると考へます。

冒頭こうお述べになりました、以下いろいろとお述べになっております。その中で、「国際社会における積極的な貢献」という中で、戦後の経済発展が、世界の平和と各国国民の理解と共感の上に初めて可能であったことを銘記し、国際社会において重要な地位を占めるに至った今日、世界の平和と繁栄のため、積極的な貢献をしていかなければなりません。

さらに、後段の方で、世界経済は、全体として回復基調にあります。西諸国の高水準の失業、米国の高金利、開発途上国の累積債務等の困難な諸問題が依然として存在し、これを背景に保護主義的な動きも根強いものがあります。

国際的な相互依存関係がますます深まっている今日、自由貿易体制の維持強化及び世界経済の活性化への積極的貢献を行うことが、今や世界経済の一要因を占める我が国の責務と考へます。

このため、我が国は、景気の持続的拡大を図る中で、引き続き国内市場の一層の開放に努め、金融・資本市場の自由化、円の国際化等を促進するとともに、新しい多角的貿易交渉の早期開始に向けて、積極的役割を果たしてまいります。

このようなことをずっとお述べになっておられるわけであり、このように総理の所信表明が、現在まで総理並びに政府の御努力によって進められておることに

ついては私も評価いたしております。しかし、まだ解決していない問題、あるいはまた、さらに一層今後努力をしていかなければならないような問題、あるいはまた、さらにその後新しく発生してある問題等々が多くあるであろう、こう考へます。

そこで、総理にお伺いをいたしたいのは、明年五月に東京でのサミットが開催されること、既に決定しておられるわけですが、主権国の総理として、次の東京サミットにおける課題は何か中心になるのか、あるいはまた何が重要な課題となつてくると、このようにお考へであるのか、サミットを主宰される総理のひとつ御所見をお伺いしたい、こう思っています。

○国務大臣(中曽根康弘君) 明年五月初旬に東京で開催を予定しておりますサミットにおきまして、どういふことを議題にするかということ、これから各国と相談をいたしましてその議題を逐次決めていく予定でございます。今主権国となる日本があつた、こうだということでは差し控えた、各国の御意見を十分聞いた上で調整をしてまいりたいと思つておるわけでございまして、

ただ言えることは、サミットの設立の精神から考へまして、世界経済の運営の問題、これはやはり大きな中心点になるであろう、そういうことは疑いを入れません。これらの問題を中心にしたしまして、各国がいろいろな問題を持ち寄るだろうと思つておる、それらをまとめてまいりたい、そう思つておるところでございます。

○井上計君 今後、各国の意見をそれぞれ聞かれて、それらのものをまとめてサミットを主宰されるわけであり、今総理のお話の中にありましたけれども、いわば、ただ単に簡単に処理できない問題というふうなものがますますふえてくるであろう、しかも解決処理には数年の長きを必要とするような問題がさらにふえてくる、来年のサミットではそのような問題が多くなることは当然予想されるわけであり、そこで、大変失礼でありますけれどもお伺い

たしたいのは、中曽根総理の自由民主党総裁としての任期は党則によつて明年の十月と聞いております。もちろん自民党の総裁任期と総理の進退とが一体ではありませんが、しかし政党政治であります今日、またいろいろと言われておりますことを聞きますと、自由民主党の総裁を任期満了で退任をされると、当然総理辞任となるというふうな話を聞いておられるわけですが、とすると、このように重要な課題を抱えた東京サミット、さらにはそのサミットの宣言あるいは決議等々、数年を必要とするような重要な問題等を、主権国の総理として果たして主宰をされた場合、参加各国が、あとわずかで任期が切れる、総理を退任されることについての信頼感といふことが、信用といふことが、そのようなものについてどういふことが考へられるであろうか、あるいはそれらについてやはりサミットを主宰されることについて、この運営上の問題が生ずる懸念はないのであろうか、このようなことを実は私も考へるわけであり、既に国民の中にはこのような懸念を示しておる人が実はいるわけであり、

○国務大臣(中曽根康弘君) 私も持ち時間が少なくなつてしまつたから、公約の実現に全力を注いでまいりたいと思つております。

しかし、多分自民党政権が続くでありまして、御心配は要らないと思つて、私の周りにも何回もサミットに出た有力な候補者がおりますから、その御心配はない、政策の継続性は厳として守られていく、国際信用も守られていく、維持されていくと確信いたしております。

○井上計君 現在の総理のお立場ではこれ以上のことはお答えにならぬであろうことは予想いたしておりましたが、私どもとしてはこのような問題がやはり今後ともさらに大きな話題とな

る、このようなことを考へながら現在の総理のお気持ちをお伺いいたしまして、この問題についてはこれ以上お伺いすることはやめさせていただきます。さて、そこで次に、行政改革は中曽根内閣の重要な公約であることは申すまでもありません。電電、専売等については民営化に移行をされました。しかし、電電あるいは専売の民営化移行されて以降、今後の状態を見守つていかなければ、必ずしも行政改革の本当の成果が上がつたということについては論ずることはできないと考へておりますが、一応の評価をしておられるわけであり、

○国務大臣(中曽根康弘君) 国鉄監理委員会の答申が出る前に軽率な発言は慎みたいと思つて、既に国鉄監理委員会は大体その方向を明示しておられるわけでございます。答申が出ましたら十分検討いたしまして、その趣旨に沿ひまして、法律にもそういうことが書いてあるわけであり、法律にも尊重いたしましてこれを実現するように全力を注ぐつもりであります。答申の内容にもよりませんが、国民の皆さんの御理解をいただき、各党各派の御協力もいただきまして円満にこれを推進してまいりたいと思つております。

○井上計君 運輸大臣はこの問題についてはどの

ような御見解でありますか。

○国務大臣(山下徳夫君) 国鉄の経営問題につきましては、既に臨時行政調査会の第三次答申におきましては、分割民営化が、その方針が明らかにされております。また、国鉄再建監理委員会の昨年の八月の第二次緊急提言におきましては、基本的には分割民営化というものを念頭に置いて検討するという基本方針が既に明らかにされておるのであります。しかもこの基本方針につきましては中曽根内閣といたしましては、これはこの監理委員会の第二次の緊急提言、このことに基づきまして最大限に尊重するという既に閣議決定もなされておるわけでございますから、私も答申が出されるならばそういう基本的な認識に立ってこれを最大限に尊重してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○井上計君 次に国鉄総裁に伺います。
今、中曽根総理もまた運輸大臣も再建委員会から出る答申についてこれを最大限尊重する、既に閣議決定もなされておる、こういうふうなことにしてこのように御決意あるいは御所見を伺いました。この問題につきまして国鉄総裁はどのような御見解をお持ちでありますか、まず伺います。

○説明員(仁杉巖君) ただいま先生から御指摘がございましたが、「基本方針」におきまして私どもが分割に真つ向から反対したということではございません。あの文章の最後にございまして、私も六十五年まで一体としていきたい、後ににつきましてはスト権の問題、労働基本権の問題、あるいは分割も含めてそれまでに再検討したいということを申し上げたわけで、分割に反対したということではございません。

なお、あの案を御説明いたしましたときに「総裁談話」を発表してございまして、その中で、各方面からの御批判や御指摘に對しましては謙虚に拝聴し、監理委員会の審議に對し積極的な協力をすること、並びに答申が出されまして政府案の作成、並びに政府案ができた場合にはこれに全力を挙げて従いますということをお願いして

るわけでございます。現在もその考え方は変わっておらないわけでございます。

○井上計君 総裁、伺います。国鉄の内部に経営改革推進チーム、聞きますと通称が秋山機関と言っておるようでありますが、このような組織が設けられておると聞いておりますけれども、どうですか。

○説明員(仁杉巖君) 本年の二月初めにそういうチームを設けてございまして、

○井上計君 その秋山機関、通称で申し上げますが、その秋山機関の目的はどのような目的ですか。

○説明員(仁杉巖君) これは私が提唱してつくったものでございまして、今まで監理委員会の窓口あるいはいろいろな基本方針をまとめるチームといたしまして経営計画室というものを主体に考えておりました。しかし、今後分割民営化というようなことを進めてまいりますと、法律だけでも二

百本ないし三百本に絡むだろうというふうな問題点もございまして、さらに担当の各部署においてそれぞれ作業をしてもならぬやうな点もあるというふうなことを踏まえて、私も私どももいたしましては、今までの組織ではとても対応できないだろうというところで秋山チームというものを、秋山チームと申しますか、改革推進チームというものを設けてまして全社を挙げてこれに對応していくという考え方でこれを設置したものでござい

ます。

○井上計君 聞くところによりますと、この秋山チームは分割の問題点を指摘して、各方面に對して事実上の反対運動を行っておるというふうなことを聞いておるわけでありまして、総裁はどのような認識をお持ちでありますか。

また、今総裁が私の発言によってこういうふうなものをつくったと、こういうことであります。それは国鉄の正規の職制としてつくられておるのかどうか、正規機関としてつくられたものかどうか、あわせて伺いたいと思います。

○説明員(仁杉巖君) まず第二点でござい

ます。が、正規と申しますか、規定上の組織ではございません。プロジェクトチームでございまして、必要に応じて設けたというふうに御理解を願っておきたいと思つております。

それから分割の問題点につきまして、分割するとなるといろいろ問題点があるということ、いろいろその問題点を挙げておるということ、いろいろと。ただ、これは我々の勉強の一つの資料でございまして、決してこれを外に向けてPRするということのようなことをしては行けません。

○井上計君 時間が余りありませんから、この問題について詳しい指摘をすることは差し控えますけれども、しかし総裁は先ほどお話になりました分割案に必ずしも真つ向から反対しているのではないという御発言、それから総理、運輸大臣が言われましたように再建委員会の答申が出れば、それはもう絶対的に最大限尊重する、それは閣議決定をしておるという御発言と、この秋山チームが行っておる行動と、率直に申し上げてかなり違

いがある、あるいはある意味では総裁の言われたことと違つて行動をしておることを実は是認をしておられるというところについては、私は重大な問題だとこのように指摘だけしておきます。

ただ、分割案についていろいろと研究をしておるといふことでありますけれども、しかし事実上外部に對して、また影響ある各方面に對してこの秋山チームなるものが分割案についての問題点を指摘してずつといわばPRをしておる、こういうことでありますけれども、それは事実上の反対、反対運動とこのようにとられてもいたし方がなからう、こう思いますから、これもひとつお考えになることをこの際指摘しておきます。

時間がありませんから次の問題に移りますけれども、そこで、いずれにしても国鉄を再建するためには多くの問題点を処理していかなくちゃい

けないこと、これは当然です。先ほど総裁もお述べになったとおりであります。同時にまた、そのために障害が多いこともこれは十二分に承知をいたしておりますが、その処理する問題の一つとして、やはり何と云つても労務対策あるいはまた労務管理の問題があらうというふうに思つております。

そこで具体的な問題としてお聞きをいたしたいのは、五十年の十一月二十六日から十二月三日まで、当時スト権ストということが言われましたが、要するに明らかに不法ストであるというふう

に、これはもう当時国鉄総裁もまた政府もこれをこのように断定したわけでありまして、そこで国鉄はこの不法ストが行われたことによつて生じた損害二百億四千八百二十七万円の賠償請求訴訟を労働組合を相手取つて訴訟をされております。この問題について私は五十三年度の五月二十五日の内閣委員会、さらに五十四年度の二月二十五日の内閣委員会と、実は今まで四回この問題等について

当時の高木総裁に對する質問を行つておりますけれども、現在どのような経過になっておるのか、あるいはどのように解決をしたのか、お伺いをいたします。

○説明員(仁杉巖君) 先生御指摘がございましたように、昭和五十一年の六月に第一回の口頭弁論が開かれておりました。その後国労、動労等は、公労法十七条の違憲論というふうなものを中心とした法律論あるいはストの目的の正当性に関する主張というふうなものを展開をいたしておりましたが、これらについて一々私も私どもとしては反駁をいたしておるわけでございまして、これらの反駁が終つておまして、昭和五十八年の五月の十八日、第二十八回の弁論から証人調べに入つております。これらにつきまして、現在は原告であります国鉄側申請の証人六名に對する証人調べの中で、今二人目が進行をしているというふうな状況でござい

ます。

この中間におきまして、私もいろいろ、先生からの御指摘もございましたように、これを早

く解決をしたいということで、五十七年の五月、五十九年の一月、五十九年の五月に裁判所に対しましていろいろと裁判を早くというような上申書を提出しているという状況でございますが、裁判所も非常にいろいろと気をつけていただいておりますけれども、なお証拠調べ等がなかなか進展しにくいというような事情もございまして、現在ではいつこれが結審するかという見通しを立てるに至っていないということでございます。しかし我々としては今申し上げましたように裁判所にもいろいろお願いをいたしまして、この訴訟の推進を図っていくために努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。

○井上計君 総裁、済みません、ちょっと今聞き漏らしたんですが、現在まで何回の弁論が行われたか、ちょっと回数をもう一度お聞きいたします。

○説明員(仁杉盛君) 今までの開延数は三十五回でございます。それで証拠調べに入りましたのが第二十八回からでございます。

○井上計君 今総裁からお答えをいただきましたのは、五十八年の三月十一日、予算委員会でのこの点についての質問に対して高木総裁からお答えをいただいたこととほとんど変わらないうです。ただ変わっておりますのは、そのときに高木総裁は「今日まで二十七回の弁論が法廷で行われております。」と言われていた。したがって今三十五回とお聞きしましたからその後七回ふえておるといふことだけで、あとは大体御答弁はほとんど同じなんですね。それで早く結審に持っていきたいというの、このときに高木総裁が実はおっしゃっておられるわけでありまして、さらに五十五年のときにも、高木総裁のそのときの見通しでは速やかに結審に持っていきたいと、こういうことであったわけでありまして、

私はこの問題を特にきょうお尋ねしたのは、いろいろの問題があります、先ほど総裁お話しになったように民営化に移行するために処理していか

なくちゃいけない問題がたくさんあるわけです。また処理の仕方によっては国民から大変な批判を受けて、せっかくの民営化がうまくいかないであろうというふうなやっばり危惧される問題も出てくると思うんですね。その中の重要な一つとしてこれをあいまにされたのでは困る、このことを私は特にお願いをしておきたいと、こう思うわけです。

また、既にこのことも当時の高木総裁にも申し上げておきましたけれども、二十四年六月のスト権ストによる損害三千五十七万円の賠償請求訴訟は、昭和二十七年の二月に東京高裁で和解が成立しているわけですね。そのときの和解の条件として、金銭の請求は棄却する、それはゼロとする。ただし自今このような損害を与えるようなストはやらないという覚書が交換されておるわけでしょう。それにもかかわらず、二十七年の和解以降にもう何十回という言えば不法ストが行われておる。しかも五十年にはこんな大きなストを行って大変な迷惑をかけておるといふことですね。このようなことがあったのにもかかわらずなおこういうようなことが続いております、依然として五十一年の賠償請求訴訟が十年になんなんとしてまだ解決していないということは、私は怠慢と言ふたに国鉄当局がこの国鉄を再建をするという熱意、国民の期待にこたえる熱意というものが果たしてあるのかどうかというのを疑わしく思っております。総裁、どのようにお考えでありますか。

○説明員(仁杉盛君) 先ほどお答えいたしましたように、現在私どもといたしましては裁判所にもいろいろお願いをしております。この結審を急ぐようにという努力を重ねておるわけでございますが、事は裁判所のいろいろ御都合もございましてなかなか思うに任せないという点もございまして、

それから和解というような問題につきましては、現在のところ何らの動きはございません。

○井上計君 時間が参りましたから、この問題は午後また国鉄総裁に若干お伺いしたいと思っております。

そこで運輸大臣、今の私と総裁とのやりとりをお聞きになりましたようにお考えでありますか、またどのような御認識でありますか、お伺いをいたします。

○国務大臣(山下徳夫君) 率直な感じとして随分長くかかる裁判だということも私も思っておりますが、何分目下裁判が進行中でございまして、あえて私からいろいろ申し上げることは差し控えなきやありません。ただその動きを私もは見守ってまいりたいと思っております。

○喜屋武眞榮君 時間が短いですので、中曽根総理に対して三點お伺いしたいと思っております。まず第一は、中曽根総理は御就任以来非常に精力的に国際外交を進めておられる、これは大変結構なことだと思っております。ところで、日本の繁栄やあるいは文化等、もろもろの問題に対して総理の及ぼす影響力というものが非常に大きいだけに、この外交の姿勢というものが非常に大事であらうかと私は思っております。そこで第一点お聞きしたいことは、中曽根総理はどういう姿勢で国際外交を進めておられたのか、またこれから進めようとしておられるのか、まずその点をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(中曽根康弘君) 日本国憲法の明示するところに従いまして、世界の平和の達成及び世界の共存共栄の達成ということをまず第一に大事であると考えております。日本はある意味におきましては自由主義体制をとっておりまして自由主義陣営の一員である、そういう立場にございまして、東西に割れていることは甚だ遺憾でございますが、現実としてこれがある以上は、世界の平和を守っていくためにそういう体制の中に入っております。それ相応の世界平和のための協力もしております。

それからアジアの一員でありまして、このアジアの発展途上国から先進民主主義国になったとい

う日本の過去の歴史というものを深く銘記しつつ、発展途上国やあるいは新生非同盟の国々に対する我々の配慮というものも十分していかなければならない、そのように考えております。以上が基本的な考え方でございます。

○喜屋武眞榮君 ただいまのお言葉の中にもありますが、コメントの中でたびたび、西側の一員である、そして西側陣営は固結しなければいかなぬというお言葉とか、そしてアメリカとは同盟関係にあるんだと、こういうことを強調しておられることが頻々とうかがえます。そのお言葉の中から、国民の中から、大変失礼ですけども、中曽根総理何だアメリカ一辺倒じゃないかと、こういう声も耳に入るわけでありまして、このことは、アメリカ一辺倒である国民が思うそれ自体に私は問題があるのではないかと、こう思われてなりません。

そこで、私が次のことをまた率直に述べたいと思うのでありますが、安倍外務大臣は創造的外交ということを強調されて、特に北欧とかあるいは東側を風通しをよくしなければいけないという意図で、また精力的に駆け回っておられるのでありますが、この安倍外務大臣の東欧諸国を駆け回っておられることに対して、中曽根総理はどのように評価しておられるのであるか、これをお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(中曽根康弘君) 今回の安倍外務大臣の東欧、ポーランド訪問等は、私は積極的に勧めてやっただことでございます。

○喜屋武眞榮君 なぜ私が安倍さんのことをあれしかたといふと、結局安倍さんの視点は、やっぱソ連と仲よくしていかなければいけないという、このことが十分うかがえるんですね。そのことを思うと、先ほどアメリカ一辺倒ということをおっしゃいましたが、これは好むと好まざるにかかわらず対米対米とアメリカ一辺倒を強調し過ぎますという、これは国内においてもあるいは外国におきましても今度は反ソという、親米が強調し過ぎますという必ず反ソというムードが生

まれてくる、これはもう理屈じゃありません。今度は逆に、親ノ親ノを強調しますと反米という、こういうことになりかねないと思うのであります。そういう姿勢では、私は本場の平和、本場の日本の政治の国の進め方としてはどうかと思うんです。そういう意味で、中曽根総理としては平等にというお気持ちかもしれませんが、そのお言葉なのか、あるいは行動の中から受けて国民の声というものはそういう声があるということ率直に申し上げておきたいと思ひます。

次に、沖縄は復帰して十四年になるわけですが、沖縄に対して、沖縄の現状に対して中曽根総理はどういう理解を持っておられますか、認識を持っておられますか。そのことを聞きたいと思ひます。

○国務大臣(中曽根康弘君) 国民所得、経済状況等を見まして、沖縄がまだ本土と比べてみまして弱い地位にあるということを中心痛めております。復帰後、海洋博をやりました、あれは一つの転機であつたと思ひますが、その後失業も依然として多く、あるいは所得水準も低い、こういう状況をできるだけ早く脱却できるように努力してまいりたいと思ひます。

○喜屋武眞榮君 これももう一問一答の時間がありますので、このことをまず私はたんでまいりたいと思ひます。

沖縄は復帰十四年目になりますけれども、現実には占領の継続であるということ、これが厳たる事実であります。占領の継続である。そこで今度は、最近渡米されました加藤防衛庁長官とワインバーガー国防長官との話し合いの中から生まれてきたのはどういふことであるかという、沖縄基地は米国の対ソ戦略の中に位置づけられていることがますます明確になって再確認されたということなんです。そうしますと、さらに気になります。もう一つの視点があります。それは五九中業の内容そのものに沖縄基地の一層の強化がうかがえるということなんです。そうしますと、沖縄の

現状はこのように集約できると思ふのであります。沖縄県民にとって基地被害は目に余るものがあり、もはや耐えられない限界まで来ておるといふことなんです。そうしますと、この限界を、さらに基地強化が続くといふと、十分予想されることは、日米防衛協力の強化は即ち沖縄基地の機能強化につながつておるといふことなんです。これまでも、これからもうなるでしよう。

そして沖縄基地の強化は、沖縄基地の機能強化は、事故の多発となつて沖縄県民の生命、財産を脅かしてきておるといふことなんです。そこで私、現状を踏まえて中曽根総理がどういふ沖縄に対する認識を持つて、理解を持っておられるかというところは、この基地の問題、派生する事故の問題を一步でも二歩でもよくしていくという、解決していくという解決の方向に持っていくために、もう日本とアメリカの日米のテーブルに着いた交渉の中でしか沖縄問題は解決できない、解けない、こういうことが結論であります。そこで、中曽根総理に、沖縄問題をどのように理解しておられるかというところは、先ほど抽象的でありましたけれども言われた、その沖縄を中曽根総理はどういう今後の御見解、姿勢をもって対処したいかと思つておられるのか、明確にひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(中曽根康弘君) 喜屋武さんの御意見を体しまして、県民の皆様方が御期待しているような基地問題の解決、特に米軍による不祥事件等の統廃等につきましては、我々も嚴重にこれを起さないように米軍側にも申し入れ努力もしてまいりたいと思ひます。沖縄の県民の皆様方が米軍の施設を抱えまして、日本の防衛上非常に大きな犠牲をしょつてくたさつておるといふことにつきましては非常に心から感謝しており、それらの御苦勞に対して我々はできるだけ報いをしなければならぬ、そう考へております。

○喜屋武眞榮君 もう一つ、ただいまの総理の御答弁に対して、ぜひもう限界に來たという沖縄の現状をしかとひとつ最高責任者の総理の胸にとめて

ていただいて対処してもらふことを重ねて要望いたします。

最後に、これは開発庁長官の意図は大体お察ししておりますので、ぜひ総理のコメントをお聞きしたいという問題は、いわゆる開発庁の統合の問題であります。北海道開発庁と国土庁との三庁の統合の問題、よもや沖縄開発庁を行政のその線に沿つて一つに結ぶと、統合すると、こういうお気持ちはお持ちにならぬと思ひながらも、大変気になりますので、その統合問題と沖縄開発庁との問題はどのように考へていらつしやるかお聞きをいたしまして、質問を終わります。

○国務大臣(中曽根康弘君) 沖縄の皆様方が、沖縄開発庁の存在について非常に関心をお持ちであることはよく承知しております。当面、三庁の連絡会議を活用いたしまして、統合の実質的な実を上げていくように努力してまいりたいと思ひます。

○委員長(佐藤三吾君) 以上をもちまして、中曽根内閣総理大臣に対する質疑は終了いたしました。午前の審査はこの程度とし、午後二時まで休憩いたします。

午後一時十分休憩

午後二時一分開会

○委員長(佐藤三吾君) ただいまから決算委員会を再開いたします。休憩前に引き続き、昭和五十七年度決算外二件を議題とし、総括的質疑、各省大臣に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○菅野久光君 租税還付加算金についてまずお伺いをいたしたいと思ひます。

租税還付加算金は、国民が税金を多く納め過ぎる国から返還されるに、その利息分として納税者が受け取るものであります。これが五十六年度一般会計決算書には予算額が九十一億六千万

円、予備費使用六億二千万円余で、決算額は九十七億八千万円余となつておりますが、この決算委員会で審査している五十七年度の決算書にはこれに關する記載が全く見当たりません。この還付加算金の性格からして全然ないということもちよつと考へられないのですが、何か制度改正をされたのかどうか、まず御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(的場順三君) 御指摘のとおり、五十六年度以前におきましては、還付加算金は国税等の過誤納付による還付金等の支払いと異なり歳出予算に計上され、国の歳出として支払われていたところでございます。しかし、還付加算金の支払いは法律に定められている義務費であるにもかかわらず、予算不足を理由としてその支払いが遅延するといふことは納税者の不満を醸成するといふこと、納税者に御迷惑をかけるということと同時に、本税の還付金に付随して生ずるという法律上の性格がございまして、そういう理由から還付金と一体のものとして、資金から直接支払われるよう改正し、事務処理の合理化を図ることとしたものでございます。

○菅野久光君 今のお話では、国税収納金整理資金に關する法律、これを改正して、還付加算金について本体の還付金と同じ扱いをすることにして、一般会計を通さずに国税収納金整理資金から直接支払うこととしたためだということですね。確かに五十七年度当初予算以降、予算項目から租税還付加算金の項目がなくなつておりますのはそういうことであると思ひますが、この制度改正は受け取る側の法人あるいは国民側から見たらどういふことになるのか。国側の計算違い等による税の取り過ぎから派生する還付加算金はどこから出ても返してもらはばいのであつて、受け取る側のメリットは一般会計から支出されるのも国税収納金整理資金から直接支出されるのも同じようなものですが、今若干お述べになりましたけれども、いろいろ一般会計を通すと時間がかかるのか、何か手続等の關係で国民が迷惑をするとい

うことでありますが、そういうことで、還付加算金の支払の迅速化による納税者の利便の増進、それから還付事務処理の簡素合理化、これを図ったということですね。

この国税収納金整理資金に関する法律の五十七年の改正時点のこれは趣旨説明にも載っておりまして、これは確認することが出来ます。しかし、これはどうも表向き、国会向けの理由ではないのかというふうに思われるを得ません。どうも大蔵省の意図した本当の理由は何か別なところにあるのではないかと。いろいろお話を聞きますと、時々そういう手品を使うというふうな話なんかありますから、そういうふうな思われるを得ないわけ

まず、五十六年度の租税還付加算金の一般会計予算額は当初予算で九十一億六千万円でありましたが、この制度改正によつてこの分も含めてすべて同整理資金から支払うことになると、その分一般会計の予算項目がなくなる。そうすね。そうしますと次年度の予算要求、つまり概算要求時点における対前年度比ゼロシーリングあるいはマイナスシーリングとの関係はどうなるのでしょうか、お伺いいたします。

○政府委員(的場順三君) 今委員御指摘のとおり、本件の改正は一つは先ほど述べられておりますように納税者の利便のためというのの一つと、それから全体として国税庁の事務費あるいは定員につきまして厳しいシーリング等を行うということもございまして、事務を合理化するという観点からでございます。その結果として今御指摘のように確かに五十六年度の予算では九十一億六千万の計上がございまして、翌年度以降はこれがないから、その部分は枠として使えるではないかというところはございまして、それは結果として出たものでございまして、それを意図して改正したものでございまして、

○菅野久光君 意図したものとしてやったのではないということですが、しかしあくまでもシーリングのときには前年度比ということになるわけ

すね。

それではこの前年度の約百億に近いお金はその基礎、何兆という予算ですから、百億ぐらい大したことではないと言われるかもしれませんが、そのシーリングの対前年度比という中には、この百億近いお金というのはいっているというふうな理解してよろしいんですね。

○政府委員(的場順三君) 各省の予算の要求枠、要求基準あるいはシーリングというものは、前年度に減るものを減らし、翌年度ふるものをふやすというふうなそういう厳密なものをやっているわけではございませんで、各省にもそれぞれ前年度の経費というものはあるわけでございまして、けれども、それは前年度の枠の、例えばこの当時でございましてゼロシーリングでございまして、前年度の枠の範囲内で要求していただくということとでございまして。したがって、結果的にこの九十一億というものは確かにそういう先生の言われるようなことになりましてけれども、それを意図したものでないということとは御理解をいただきたいと思

○菅野久光君 意図したものではないということとはわかりますが、あくまでも対前年度比といった場合には、これも入れた対前年度比ということですね。

○政府委員(的場順三君) そのとおりでございます。

○菅野久光君 非常に各省厳しい予算の査定をするというときに、たとえ百億、九十一億円でしか、であったとしても、そのところがやっぱりちょっと引つかかるところなんですね。大蔵大臣いかがでしょうか、今の対前年度比という場合に、全く予算項目から落としてしまったものも対前年度の場合には入れるということについてはどのようにお考えでしょうか。

○國務大臣(竹下登君) 今説明しておりますように、五十六年までは旧制度と申しますか、五十七年度法改正してこのようになつておる。だから、今おっしゃいます疑念と申しましょ

うか、疑問というよりも、それは私も理解できません。が、現実問題としてなかなか初めから意図することはできないということになるとすれば、妥当な措置として御理解いただかなきゃならぬのかなど、素朴な感じだけをお答えさせていただいたわけでありまして。

○菅野久光君 シーリングの関係から言えば、まずその足元の大蔵省自身がそのところをやつぱり厳しくやっていくことが他省庁に対しても求めていくことになるのではないかとこの観点から私は申し上げておきますので、その点、今後また毎年毎年こういったような作業がなされるというふうに思いますが、そういう点では、やはりそういう姿勢が大蔵省にとつて大事なことでないかというところを、この部分は指摘をしておきたいというふうに思います。

次に、この制度改正に付随する問題として、予算科目から租税還付加算金が落ち、それに伴つて予備費支出もなくなったことによつて、ある年度に還付加算金がどれだけあつたかということが予算書、決算書では全くわからなくなつてしましました。これは、制度が変更になつたからですか、やむを得ないといえやむを得ないことかもしれません。ところが、毎年度決算とともに国会に提出され、決算委員会でも現に審査対象として五十六年度以前は還付金と還付加算金と分けて記載されたのが、五十七年のこの法律改正後は加算金が還付金に含めて計上されることになつたため、ここでも加算金の額がわからなくなりました。そうすね。五十七年三月のこの法改正の段階では、政府側はこのことは一言も言っていないわけでありまして、例え一般会計を通さずに同資金から直接加算金を支払うとしても、それが即加算金と還付金と合計して関係書類に記載しなければならぬ必然性は私はないと思うんです。なぜこういうことになつたのか、この理由を御説明いただきたいと思います。

○政府委員(的場順三君) 先ほど最初に申し上げ

ましたように、一つは事務処理上の問題がござい

ます。したがって、予算でその還付加算金というものをなくしたわけではございませんから、決算上それをフォローするというふうな体制にいたしますと、結局事務処理上は余りそれをなくしたと関係がないような形になつてしまします。ちなみに、国税庁で所管しております還付金は、五十九年度で約八百万円ぐらゐございまして、今後これを、例えば先生御指摘のような形で決算の段階で報告するということになりまして、その八百万円弱のものに他の所管のところを加えまして集計をするという作業が必要になるわけではござい

ます。そういったと、現在定員につきましても事務費につきましても極めて御迷惑をかけているような状況になつておりますので、将来の長期的な課題として勉強はさせていただきますけれども、当面、すぐにそういう形で決算の御審査に供せるような形に直すということはなかなか無理があるということをお理解いただきたいと思います。

○菅野久光君 今、五十九年度の還付金は八百万というふうにおっしゃられたと思いますが、その額間違ひありませんか。

○政府委員(的場順三君) 国税庁で所掌しております還付金の件数でございまして、八百万件でござい

○菅野久光君 還付金と還付加算金、これはそれぞれの税務署なり何なりの中では、分けた形での取り扱ひ還付金は幾ら、それから還付加算金は幾らと、こういう形でそれぞれの税務署の段階での集計、取り扱ひ金額、そういうことはわかつて

よれば、「租税還付加算金は、払いもどし金のごとく過誤納金に見合うものでなく、法律に基き国の債務が発生するものであるから、その性質上歳出予算に計上した」と、はっきり別途に還付加算金を取り扱うことを記述していることは、別途に扱うことにそれなりの根拠、理由があったと思ふんです。従来のやり方が全く意味のないやり方であつたというは私にはないと思ふんですが、大蔵省のこの法律改正時の答弁が一つの割り切りであるということ、制度を設けたときの考え方とは違つていくことは、この従来のやり方についてその意義を認めているというふうに思ふんです。このように、ある程度性格の異なるものを一緒にして合計数字だけを載せて済ますというのは、一種の、国会のずっと今までの議論の経過からいって、国会軽視につながる行為ではないかというふうに思ふんですが、この点は大蔵大臣いかがでしょうか。

○政府委員(的場順三君) 確かに、御指摘のとおり従来分けて区分経理をしていたものでございすから、それなりの意義はございました。ただ、先ほど来申し上げておりますように、事務が大変ふくそうする。つまり、全体としての納税人員もふえてきた、あるいは件数もふえてきたということ、その事務の合理化との観点から、法益を害しない範囲で、お許しをいただいて法律改正をさせていただいたということでございます。

御指摘の決算審査との関係でございますが、先ほど申し上げましたように、国税庁の事務処理体制というのは極めて厳しい状況でございます。したがって、将来の課題として勉強はさせていただきましても、なかなか区分経理をして従来のように整理するというのは事務上大変問題があるのではないかとございす。で、何とぞ御理解をいただきたいと思います。

○菅野久光君 御理解を御理解をということなんですが、やはりこの還付金と還付加算金、性格の違いが何か一緒になつて出されてくるということ、従来はつきりそれは分けて出していたわ

けですから、私はどうもつきりしないわけですね。税を取り過ぎたということ、もう大部分大蔵省、国税庁の責任だということに思ふんです。そのために、取り過ぎた税金にさらに利子をつけて納税者に返す、それがこの還付加算金です。ですから、大蔵省にとつては、確かにその額はつきり出るよりも何か出ないにこしたことはないのではないかと。そうした気持ちも私はわからないわけではございません。しかし、予算書、決算書はもとより国税収納金整理資金受託計算書上もわからない。さらに、毎年大蔵省から出されてます国税庁統計年報書でも、見事にこの五十七年度から欠落している。一体どこを見たらわかるのか、全く国民の目からは消えてしまつたわけですね。同資金から直接支払うことにするといふ五十七年の法律改正の趣旨は、直接支払うことにすれば、先ほどからもお話がありますように、納税者の利便だけでなく、早く支払うことができることになつて、その分国が納税者に支払う加算金の額も少なくて済むことになつていくことであつたわけですが、本当にそれ以後少なくて済んだのか、どれだけ少なくて済んだのかこのやり方では全くわからない状態になつています。五十六年度以前毎年百億円前後が支出されてたものが、どれだけの法律改正によつて節約できたのか、その実績評価もできなくなつたわけですね。これは、現在審査している五十七年度決算の一部を構成している国税収納金整理資金受託計算書の審査もできないのではないかと。今までの関係であれば還付金が幾ら加算金が幾らというところで、還付金に対して加算金の額がつきりわかつたわけですね。この場合に、例えば同じ還付金であつて一体加算金はどれだけの額であつたのか、そのことがつきりわからない仕掛けになつていかなければならないことですね。大臣ね、私に言わせればこの種の法律改正とか制度改正に便乗して、しかも国会の審査時点では何か隠しておいたとは言わないまでも、何か見えないうちに都合のいいようにしているのかどうかは別にしても、こういう処理をするという

ことは厳に戒めるべきではないかというふうに思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 五十七年度改正のときはまさにこの方が便利、事務量も縮減されていくという合理性でお願いしたというふうに思ひます。それが今の場合、極端に言えばものさすの方のむしろ国会に対しては正直じゃないかと、こういう御指摘でございますね。ですが、せっかく事務の縮減合理化のためにやつたことでございすので、今もとへ戻すというのはいかかと思ひますが、私も詳しいことはわかりませんので、それが何らかの形で中身の区分明示をするといふことになると同じような作業量がまた要るかも知れませんという感じもします。この答弁に限りましてはもう少し私が勉強してから答弁させていただきますかと思ひます、このことに限りましては。

○菅野久光君 一つの目的を持ってこういう形にした、こういう形にしたことが本当に効果があつたのかどうか、そういうことがやっぱりわかるようになつていないと私としては審査のしようがないわけですね、そこはもう少し研究をさせてくれということでございますからそういうことではないんですが、私の気持ちとしては、五十八年度はもう出ておりますから、少なくとも五十九年度からの国税収納金整理資金受託計算書あるいは国税庁の統計年報書には、五十六年度以前のように戻して租税還付金の額がわかるようにしてほしいという要望、このことについてはひとつ申し上げておきたいというふうに思ひます。

それは次の問題に入らさしていただきます。次は、最近における景気の動向と内需振興策についてお伺いをいたしますと思ひます。

まずアメリカの商務省の発表によりますと、この第一・四半期の米国の実質GNPの伸び率は年率〇・七％と二年ぶりに低い伸びを示したといふように言われております。これは昨年の第四・四半期の四・三％増を大幅に下回る低い伸びで、米国の景気が急激に減速したことを示すもの

というふうに思われますが、アメリカの今後の景気動向をどう見ているのか、この点についてお伺いをいたしますと思ひます。

○国務大臣(金子一平君) 今お話のございましたように、ことしの一・三・四期のアメリカのGNPの伸びは前期比〇・七％と大幅に落ち込みました。その主たる原因はアメリカの純輸出の大幅な減少によるものでございまして、個人消費自体は相当大きく伸びておりますし、また住宅建設等も堅調に推移しておりますので、去年のような状況ではまいりませんけれども、大幅に景気が今後落ち込むことは考えられないといふふうに私もは見えておるわけでございす。ただ、今後の世界経済に及ぼす影響自体につきましては、私も相当慎重にやはり見守る必要があるといふふうには考えておる次第でございす。

○菅野久光君 そうアメリカの景気が落ち込むことではないのかというふうなお話ですが、一方、国内景気の動向、経企庁がまとめた法人企業投資動向調査報告で見ますと、六十年度の民間設備投資は前年度比三・七％増と五十九年度の一・二・三％増に比べて伸びが大きく鈍化するものといふふうに見込まれております。特に年度の後半について前期比、前年同期比ともにマイナスになるものと見られておりますが、この原因はどこにあるといふふうにお伺いしたいと思います。

○政府委員(丸茂明則君) ただいま先生御指摘のとおり法人企業投資動向調査によりますと、今年度の民間設備投資の額は前年度比三・七％といふふうに見込まれております。御指摘のとおり年度前半につきましてはかなり高い数字でございす。後半についてはやや落ちるという状況になつております。御指摘のとおりでございます。その理由でございますが、通常現在の段階と申しますのはこの調査時点の段階でございす。二・三・四の三ヶ月でございすので、まだ年度全体の企業設備投資を十分に立てていないといふのが今年度に限らず通常見られることとございす。例えば昨年度の同じ時期にいたしました同じ調査によりま

と、これは厳に戒めるべきではないかというふうに思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(金子一平君) 今お話のございましたように、ことしの一・三・四期のアメリカのGNPの伸びは前期比〇・七％と大幅に落ち込みました。その主たる原因はアメリカの純輸出の大幅な減少によるものでございまして、個人消費自体は相当大きく伸びておりますし、また住宅建設等も堅調に推移しておりますので、去年のような状況ではまいりませんけれども、大幅に景気が今後落ち込むことは考えられないといふふうに私もは見えておるわけでございす。ただ、今後の世界経済に及ぼす影響自体につきましては、私も相当慎重にやはり見守る必要があるといふふうには考えておる次第でございす。

のと、こういうふうに考えているわけでございます。

○菅野久光君 従来の輸出依存型がある意味ではもう限界に來たのではないかと、あるいは貿易摩擦の問題やいろいろありますね、そういうことからいきますと、我が國の経済成長を内需主導型へ転換していかなければならないということは、大方の意見の一致するところではないかというふうに思ふんです。ただ手をこまねいて内需主導型内需

主導型と叫んでいてもそういう形にはなかなかない
り得ない、まあ、形としては少しずつはなってい
くのかもしませんが、そういう緩やかな形ではな
ちよつと問題があるのではないかと、もつと積極
に内需主導型へ転換していくという施策という
ものが必要ではないか、個人消費を拡大するた
めの減税とか、あるいは公共投資とか、それとい
うものの充実なんかが必要じゃないかというふう
に思うんですが、その辺の考えを経企庁の長
官、大蔵大臣にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(金子一平君) 御承知のとおり、四月九日に発表されました対外経済問題諮問委員会の報告書には、例えばデレグギュレーションを思い切つてやれとか、あるいは民間活力の導入のためにいろんな方策を講じて公共的事業の拡大を図れとか、いろんな問題を取り上げております。あるいはまた、税制の根本的な見直しの問題も取り上げておるわけでございます。国有地の活用もこの中の一つに入っておりますが、そういった線に沿つて各省庁それぞれ全力を挙げて今努力をいたしておる最中でございまして、だんだんとそれが実つてくることを私どもも期待し、また確信しておる次第でございしますが、特に御指摘のございましたような公共事業につきましては、財政事情が非常に苦しい中をことは去年に比べて三・七％ふやして配分したわけでございますけれども、特に今度は利子補給によって民間資金の導入をもつとやれないかというようなことで今取り上げておるような最中でございますし、また税制改正につきましては、政府税調、これは大蔵大臣から御答弁

があると思えまするけれども、特に今の税負担の重い層に対する所得税の累進課税の軽減の問題を取り上げようということをやっておりますし、私どももいたしましては、また経済効果の特に大きい住宅減税についての施策を何とか今後ひとつ拡大できないかというようなことで、寄り寄り関係省庁と話を詰めているような状況でございますので、だんだんとこの問題は具体化していくこととを考えております。

○国務大臣(竹下登君) 一つには、アメリカの発表、最初お触れになりましたときに、私も不用意にリセプションの前兆ではないかという、それは読んで途端のことでございますけれども、そういうお答えをして、後すぐまた分析をしてみまして、この第二・四半期以降持ち直す、いわゆるソフトランディングするんじゃないか、こういうふうな今大方の予測の上に立っておるわけでありましたがつて、内需拡大という問題は、まさに今

各方面からいろいろ言われておるところでございますので、今金子企画庁長官からもお話がありましたように、私どもとして、先般通していただいた予算というのが、特に公共事業がいろいろな結果、工夫してのことでございますけれども、地方に御負担を余計にいただいたりして、少なくとも事業費そのものをふやすということができた。これらの傾斜配分というものは、これは地獄的な問題を考えながらそうしたことを行いつつ、内需寄与度に対してこれは幾らかでも貢献するではない

か。新たに、では財政が出動してやるかと、こういうことになりますと、確かにおっしゃいますように一時的にそれが税収効果にもつながることは事実でございます。よく言われる例として、一兆円仮に公債発行いたしますと、三年ぐらいいにわたりますけれども、四千数百億程度の増収にはつながらないと。しかし、この問題は、一遍それが拡大した場合に今度はそれを縮小するということに対する財政圧力というのは相当なものでございますから、それに対しては慎重にならざるを得ないとい

う姿勢を今日もとつておるわけでありませう。だが、かつてほど経済情勢の変化、すなわち土地代に余計吸収されるとかいうようなことから、かつてほどの寄与度は公共事業もないというふうに思つております。

それから、いま一つの減税問題というのは、なにかんづく所得税減税問題でございますが、今環境が三つあるんじゃないかなと思つております。一つは税制改正をしろと、こういう異例の答申に基づ

づいて国会が終わりましたら国会中の議論を全部整理して、それで税調に報告して、抜本的な見直しをやっていたらどうかというのが一つございます。それからもう一つは、やっぱり各党の幹事長、書記長会談という問題の所得税減税問題に対する議論というものがもう一つございます。それから、先ほど金子長官からもお答えがありました、諮問委員会から、これは貿易摩擦という点の角度からとらえた消費、貯蓄等々についての税制問題に内需拡大に使ったらどうかと、消費、貯蓄、投

資でございます。

そういう三つの大體背景がある。それをどういうふうに調和させてその答えを出すか、こういう時期ではなかりうかなというふうに考へておるところでございます。これらについて現在はいややおよそそういうものが出てくるかということについては、税制当局はいわば予見を挟むようなことは言わないで、国会の議論等を正確に報告して税調で議論してもらおうと、こういう姿勢をとつておるといふのが現状の姿でございます。

○菅野久光君 内需の拡大の問題は、これはかけ声だけでは成果が上がらない。これは中曽根首相がテレビで呼びかけたり、あるいは電車の中にポスターを張って、あるいは自分が買ったって、国民はとも買ってお金もないというような状況ですから、実際に内需が拡大するような具体的なそういう施策というものが私は必要だというふうに思っています。今こそ必要だというふうに思います。

もう一つですね、これは大蔵省が四月三十日発表した国際収支速報によりますと、五十九年度の

經常収支で前年度の二百四十二億ドルを五〇%以上上回る史上最高の三百六十九億九千万ドルを記録したというふうにあります。また、五月三十一日発表の四月の国際収支速報によりますと、これまで万年赤字だった貿易外収支までもが初めて九千三百万ドルの黒字を示した、このように出ておりますが、この原因は何でしょうか。

○政府委員(行天豊雄君) 御指摘のとおり、我が国の貿易外収支は伝統的に赤字でございました。

これは我が國の貿易に伴います運賃、保険料の支払いであるとか、あるいは投資収益、利子の払い、あるいは海外旅行の支払いというようなことが經常的に起こっておりますものですから、貿易収支の黒字に対応いたしまして貿易外収支は赤字が続いておったわけでございます。御指摘のとおり、四月にこれが初めて、わずかでございます、九千三百万ドルということでございましたが、黒字になりましたことは御指摘のとおりでございますが、この背景は基本的な要素とそれから一時的

と申しますか要素と二つあるように思ふわけでございます。基本的な要素と申しますのは、最近我が国が経常収支の黒字と相対応いたしまして、対外資産の額というのがだんだんとふえてまいっております。昨年末でございますと、これが七百億ドルを超える対外純資産という格好になっておるわけでございます。こういうふうに対外資産がふえてまいりますと、当然のことでございますけれども、この資産から上がつてまいります利子と配当というものの収益がふえてまいると、そう

いうことで従来から伝統的、歴史的に赤字であった貿易外の赤字がだんだんと減ってきておると。これは一つの長期的な傾向でございます。

それから、四月の計数はこれは多少一時的な要素がございます。それは大体例年四月は三月末に決算をいたします我が国の為替銀行の海外支店が、その利益を送金してくるわけでございます。本店に。そのために貿易外の赤字も季節的に少ない月でございますけれども、ことしの四月は、御承知のとおり、最近米国の金利がかなり低下して

おるものでございますから、この為替銀行の海外におきます資金活動に關連いたしまして、支払いのコストが下がると、しかし一方運用の利回りの方はそうすぐ下がりません、タイムラグがございますから。そういうことでこの四月のこの為替銀行の海外支店からの利益送金が一時的にかなりはね上がったわけでございます。そのためにもこの四月の貿易外収支はわずかであったけれども黒字になったということであらうかと思ひます。

そこで、今後の傾向がどうなるかという御質問でございまして、最初に申しました長期的な傾向の方のなんだんと赤字が減つてくるんじゃないかという様子は今後も続くように思ひます。

ただ、もちろん一方で投資収益がふえる反面、例えば海外旅行に伴う経費なんかは恐らくこれからだんだんとふえてまいると思ひますので、その差し引きはあると思ひますが、長期的にこの貿易外の赤字が減る傾向は続くと思ひますが、四月のような傾向が今後もずっと続いて、もう貿易外は赤字ではなくて黒字になるんだということは恐らく起り得ないではないかと。多分私どもの予想でも五十九年度のこの貿易外の赤字が七十七億ドルでございました。それからその前の五十八年度は九十一億ドル、その前が九十八億ドルというふうになんだんと緩やかに減つておりますので、こうした傾向は続くと思ひますけれども、これがすぐ黒字基調に変わるといふことはちょっとあり得ないように考へております。

○菅野久光君 ある意味で言えば一過性的なものもあるというようにもなるのかなというふうに思ひますが、初めてこういふような形が出てきたと、こういうことをとらえて、この原因も今の海外資産の問題あるいは対外証券投資に伴う利子配当の受取額、こういったようなものもかなり多くなつたというふうなことが、こういふたようなものを招いたというふうな思ひますが、このようなことから欧米から、日本は貿易で稼いだ金を債券投資でもう一度もうけていふという批

判が起きているというふうに言われておるようでありまして、これが事実なのかどうかお伺ひをいたしたいというふうに思ひます。

○政府委員(行天豊雄君) 御指摘のとおり、我が国の対外資本輸出がかなりの規模に達しておる、それからまたその中でも対外証券投資が多いというところは事実でございます。ただ、この背景を見てもみますと、やはり何と申ししましても最大の原因は、米國におきまして財政赤字等を背景としたします高金利の状態が続いておる、そのために我が國の利子水準との間に現在でもまだ四割近い差があるものでございまして、当然そういった高い収益を求めて、これは日本からだけじゃございませぬ、世界じゅうから米國に証券投資という格好で金が集まつておるといふことは事実でございます。また我が國の事情について申し上げますと、ここ数年間非常に我が國の経済の規模が大きくなりまして、それからそれに伴ひまして金融の自由化、國際化という措置が行なはれた結果、日本の資本金融市場というものが國際的に果たしております役割が非常に高くなつておりました、それを通ずる金の流れが活発になつておるといふようなことも原因であらうかと思ひます。我が國が金を証券に投資して利子を稼いでおるといふのは確かに現実にはそういうことでございまして、けれども、反面、諸外國に輸出されております我が國の資本というものは、結果的にはそれぞれ外國におきましてそれぞれ外國に役立っておりますといふことは忘れてはならないと思ひます。米國につきましても、これだけの我が國からの資本の流入があれば、それによつて金利の上昇圧力が減殺されておるわけでございまして、開發途上國について申しますれば、このような日本の資本輸出によつて當該國の經濟發展が促進されておる、あるいはこれによつてそれぞれの國での雇用、所得がつかられておるといふこともございまして、金を出して稼いでおるといふことだけでとらえらるべき性質のものではないだらうというふうな考

えておる次第でございます。

○菅野久光君 時間が余りございませぬので答弁の方もひとつ簡単にお願いしたいと思ひます。日本とECの貿易經濟交渉を締めくくる高級事務レベル協議において、EC側は日本に對して、米國の景氣減速を補うため、市場開放と内需拡大の努力を求めたというふうに伝えられておりますが、その内容はどのような内容でしようか。これは外務省ですね。

○説明員(赤尾信敏君) 先般、六月三日から六日まで日本とECの間のハイレベル協議が東京で開催されましたが、その際EC側は、今先生の申されたとおり、一層の市場の開放を求めると、具体的には關稅の引き下げとか輸入枠の拡大、基準・認証制度の改善とか金融資本市場の自由化等を要請いたしました。同時にそれに加えて内需拡大を、特に日本の場合にはインフレ率も低い、經常収支も黒字だということもあつて内需拡大を図つてほしいという比較的一般的な形で要請がございました。

○菅野久光君 さらに、訪歐中の大來外務省顧問は、六月五日、ロンドンでの記者会見で、日本の貿易黒字が世界の自由貿易体制全体に對する脅威が広がり、米歐連合という新たな事態を避けるため、真剣な対応が必要と強調し、市場開放措置とともに關稅を利用した内需拡大、政府調達による外國製品輸入の必要性を指摘してありますが、これに對する通産、それから大藏大臣の見解をお伺ひいたしたいと思ひます。

○國務大臣(村田敬次郎君) ただいま菅野委員が御指摘になられました大來さんの記者会見でございしますが、これ読んでみますと、ガットのドンケル事務局長とかチャノン英貿易省の担当などと、そういう方々に会つた感じであつた印象を強められたというところであります。個別の発言はいろいろあると思ひますが、大來さんの言われた一層の市場開放と内需拡大といった問題につきましては、その必要性は私は全く同感でございます。

ボン・サミットにおきましてもいろいろな外國の大臣、代表とお会いしておりました。四月九日の中曾根總理の行った日本政府の對外經濟對策というものは非常に高く評價をされております。ただ問題は、それに基づいてどのように今後輸入が拡大をされていくか、あるいは市場アクセスが改善をされていくか、また對外黒字が少なくなっていくかということであるといふことをECの代表者も、あるいはアメリカのリーガン大統領首席補佐官もパンゲマン西獨經濟相も皆言つておりました。この点は共通でありまして、ボン經濟宣言でも市場アクセスの改善、輸入増加の奨励ということをはつきりと日本政府の方針としてうたつておるわけでございまして、また昨日首相官邸で行なわれました對外經濟對策の拡大正副本部長會議におきましても、總理あるいは各大臣等の代表者からこの問題についてのこもごもの御要請、そしてまた御指示があつたところでございまして、そういった結論については先ほど大藏大臣や經濟企画庁長官の答えになられました趣旨と全く賛成でございます。

○國務大臣(竹下登君) 大來さんは先ほどお答えの中で申しました對外經濟問題諮問委員會の委員長でもございまして、したがつて、あのときの思想をお話しなすつたんだらうと思つております。税の問題については既ににお答えいたしました。が、なお一層市場開放努力が必要であるといふことは通産大臣からもお答えがあつたとおりでございます。いつも思ひますのは、これは少し粗っぽい数字でございましてけれども、公共事業を三兆円やりますとどれだけ輸入がふえるか、大体十三億ドル。それから所得税を今の三分の一を減税したつて、五兆円所得税を減税すると大体七億ドル。意外とそういう措置というものが必ずしもこの輸入にトタでつながらぬものではない、やっぱり市場開放、そしてアンフェアな状態は少なくともないんだ、そういう理解を求めていくことが何よりも必要じゃないかな、こういうふうな思つております。

○菅野久光君 現在の状況を踏まえ、あるいは民間活力の推進とか、あるいは公的規制の緩和とか、あるいは日本の国際収支の黒字幅の拡大傾向をストップさせることは困難だということに思いますが。日本が国際的な非難や孤立を避けるためにも、アメリカの高金利とかあるいはドル高を批判する前に、まず日本みずから財政出動してでも効果の上昇の内需振興策に積極的に取り組むべきであると考えます。私はまた、内需振興策が手おくれにならないように、すなわち景気が冷え込む前に手を打つ必要があるのではないかと、このように思っています。したがって、早期に補正予算を組んでそのための臨時国会を召集すべきではないかというふうに考えますが、この点については外務大臣も、衆議院でしたか、ちよつと発言なさっておりますので、外務大臣、大蔵大臣のお考えを聞き、私は十五時三十分までですので、税収の見直し等も聞きながら、ぜひとも思いますが、この質問をもつて終わりたいというふうに思っています。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 今欧米から日本に対する圧力は相当強くなっていると思っております。したがって、今非常に注目されておる日本のこれから発表するアクションプログラムであり、これが欧米諸国に評価されないという事になります。欧米での一言一動日本攻撃というものがまた始まるのではないかと、それがまた保護主義というものがつながら、危険性が非常にあります。こういうふうな思っているわけでございます。ですから、そういう中ではやはりアクションプログラムをきちつとして打ち出すということが必要であり、同時にまた貿易の黒字問題については、彼らも一挙にこれが解決するとは思っていませんけれども、やはり我が国が輸入を促進するために内需を促進すべきだという議論は一般的に彼らの間に非常に強いわけですから、もちろん日本の財政の状況等もよく知っております。それから、財政で内需を拡大するという点については困難性は随分ありますが、しかし先ほどからお話がありましたような規制の緩和とか、

あるいは民活の推進であるとか、あるいはまたいわゆる時短の推進であるとか、そういう問題を的確に進めていくべきだ、こういうことでございしますが、私はさらにそういうことで果たしてのげるかどうかという問題はこれからの課題であらうと思ひますし、それはやはりアクションプログラムが打ち出されて各国の反応等も見ながら、やはり保護主義というものを抑えていかなければならぬから、そういう中で日本自体がこれからさらにそれ以上のものが必要であるかどうかということについて判断をする必要が出てくる時期も来るかもしれない、こういうふうに思っております。

○国務大臣(竹下登君) 補正予算ということになりますと、これは政治家としていろんな議論はございしますが、この問答を通しても、大蔵大臣が、秋には補正予算を考えますというように、これは言える立場にはないというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 今外務大臣からお答えがございまして、さしていわゆる民間活力というものが今どう機能しているかといふこと、予算を見ますと民間活力が起るような環境整備、そういう予算の執行がささやかながらなされております。それから、まさに民間に移りました電電等につきましては、電話機の参入問題が国内の会社でもたくさん希望が出たと言つてもまだこれは完全に動いておりません。それから、関西空港もまだトンカチという音はしていません。それから、西戸山の国有地のものもまだトンカチという音はしていません。そういう音がいわゆるデレギュレーションと一緒に下期から行われていくのじゃないかという期待を持っております。このように、素直な今日の認識であります。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 今度はスウェーデンのストックホルムにおきまして先進国と開発途上国十八カ国によるところのいわゆるガットの関係会議がありまして、日本としましては、ニューラウンドをぜひとも来年からスタートさせたい、そういう空気を醸成する必要があるということ、途上国の中ではインドとかあるいはブラジルとか、これに対する積極的な国々もあつたもので、十八カ国の会議をニューラウンドに対して積極的な方向に向けなければならぬということでも参りまして、これはある程度成功したのではないかと、このように思つております。一応路線はニューラウンドについて敷けたのじゃないか。ですから、九月までには高級事務レベルの作業会議が開かれるという見通しも出たように思つております。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 今度はスウェーデンのストックホルムにおきまして先進国と開発途上国十八カ国によるところのいわゆるガットの関係会議がありまして、日本としましては、ニューラウンドをぜひとも来年からスタートさせたい、そういう空気を醸成する必要があるということ、途上国の中ではインドとかあるいはブラジルとか、これに対する積極的な国々もあつたもので、十八カ国の会議をニューラウンドに対して積極的な方向に向けなければならぬということでも参りまして、これはある程度成功したのではないかと、このように思つております。一応路線はニューラウンドについて敷けたのじゃないか。ですから、九月までには高級事務レベルの作業会議が開かれるという見通しも出たように思つております。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 今度はスウェーデンのストックホルムにおきまして先進国と開発途上国十八カ国によるところのいわゆるガットの関係会議がありまして、日本としましては、ニューラウンドをぜひとも来年からスタートさせたい、そういう空気を醸成する必要があるということ、途上国の中ではインドとかあるいはブラジルとか、これに対する積極的な国々もあつたもので、十八カ国の会議をニューラウンドに対して積極的な方向に向けなければならぬということでも参りまして、これはある程度成功したのではないかと、このように思つております。一応路線はニューラウンドについて敷けたのじゃないか。ですから、九月までには高級事務レベルの作業会議が開かれるという見通しも出たように思つております。

○国務大臣(安倍晋太郎君) これはポーランド、ポーランド、スウェーデン等七日から十四日、一週間回つてこられましたけれども、大変意義があつたと思ひます。そういう中では、この諸国を回られた外務大臣の成果、そういうものについてお伺ひしておきます。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 今度はスウェーデンのストックホルムにおきまして先進国と開発途上国十八カ国によるところのいわゆるガットの関係会議がありまして、日本としましては、ニューラウンドをぜひとも来年からスタートさせたい、そういう空気を醸成する必要があるということ、途上国の中ではインドとかあるいはブラジルとか、これに対する積極的な国々もあつたもので、十八カ国の会議をニューラウンドに対して積極的な方向に向けなければならぬということでも参りまして、これはある程度成功したのではないかと、このように思つております。一応路線はニューラウンドについて敷けたのじゃないか。ですから、九月までには高級事務レベルの作業会議が開かれるという見通しも出たように思つております。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 今度はスウェーデンのストックホルムにおきまして先進国と開発途上国十八カ国によるところのいわゆるガットの関係会議がありまして、日本としましては、ニューラウンドをぜひとも来年からスタートさせたい、そういう空気を醸成する必要があるということ、途上国の中ではインドとかあるいはブラジルとか、これに対する積極的な国々もあつたもので、十八カ国の会議をニューラウンドに対して積極的な方向に向けなければならぬということでも参りまして、これはある程度成功したのではないかと、このように思つております。一応路線はニューラウンドについて敷けたのじゃないか。ですから、九月までには高級事務レベルの作業会議が開かれるという見通しも出たように思つております。

それから東独とも非常に大きな関心を持っておつたことは事実でございまして、向こうの方からこのSDI問題を議題にいたしまして、今のこのアメリカで研究されておるSDIが結局最終的にはいわゆる軍拡につながっていくんだという説明が向こうからあつたわけでありまして、日本はこれに對しまして日本の立場を説明をいたしたわけでごさいます、この辺はいわば平行線に終わったわけですが、この辺はいわば平行線に終わったわけですが、しかしボーランドにおいてもあるいは東ドイツにおいても、平和と軍縮を日本と同じように進めようという点については完全に一致したわけですが、SDIについてはソ連と同じように、これが大変危険な一つの戦略構想である、それよりはむしろ今ジュネーブで行われている交渉を積極的に進めて、宇宙にまで入り込むということは危険ではないかと、こういうふうな強い彼らの主張が行われたわけでごさいます、そうした意味で東欧諸国が大変この問題には関心を持っておるといふことを我々感得をして帰つたような次第でございまして。

○服部信吾君　そういうSDIについていろいろと向こうから厳しい批判があつた、こういうことでありますけれども、そういう話を聞いて、大臣、我が国としても理解を示しておると、こういうことであります、その中でも新聞報道によりますとね、かなり外務大臣としてもわからない点で随分あると、こういうふうな言つておられます、このSDIに對する考え方が変わったんじゃないかと思ふんですけれども、その点についてはどうですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君)　これは私は日本の立場を率直に申し上げたわけで、レーガン大統領と中曽根首相と會つたその結果として、SDIがいれば核弾頭ミサイルを無力化し、同時にまたこのSDIそのものが非核の兵器であり、防衛兵器であり、そして核廃絶につながるというこの考え方のもとでこれが構想されておると。日本としても核廃絶というのは日本の最終的な目標で、そうしたSDIの構想であるならばこれは理解すると。

しかし、同時にこのSDIはお互いに一方的な優位を求めておるものであつてはならないし、あるいはまたABM条約に違反するといふものであつてはならないといふことは実は両国で合意を見たんだと。要するにこのSDIといふのが防衛的であつて、非核であつて、そしてこれが最終的に核廃絶につながるというところで我々は理解をしておるんだといふことを説明をいたしました。これに對してはボーランド側もあるいは東独側も、そうした考え方はわかるけれども、しかし防衛的であるといつてもこれはこれまでの経験から見てもやはり防衛的な兵器といふものがどうしてもこれが核拡散、軍拡といふものにつながつてきたという歴史があるんじゃないか、ですから非常に危険だといふことでございまして、同時にまたSDIについては日本もまだまだ研究が十分足らないと。ですから、日本はそうした方向については理解しているけれども、これに協力するとかどうとかというふうなことにについてはこれは私自身もまだ十分な中身について知つておるわけではないし、もつと日本は研究をしなければ最終的には決められないと。そして、日本が決める場合においてはあくまでも日本のこれまでとてきたいわゆる平和国家としての基本的な理念あるいはこの主張、基本原則、そういうものを踏まえて慎重に自主的にこれは判断していきまします。こういう日本のこれまで国会でも答弁いたしましたようなことを言つたようなわけでございまして。ボーランドもあるいは東独等も日本のこのSDIに對する関与が相当何か積極的な進んでいるんじゃないかと、こういう感じも持つておつたようでごさいます、今の客観的な日本の立場を説明をいたしまして、それに對しては彼らも十分理解をしておつたように私は思つた次第でございまして。

○服部信吾君　私もさほど総理にこのSDIについていろいろ質問したわけですが、あと一点だけですが、まあSDIについてどういふことかといふことを聞きますと、今外務大臣が答えられたような、要するに核廃絶のため

めにICBM、こういうものを非核で打ち落とすんだと、こういうことで理解ということもあるわけですが、やはりこのSDIのアメリカのレーガンの構想といふものはもっと深いものがある。ある面から言えば、例えば先端技術とかあるいは軍需産業のいろいろな問題とか、あるいは東側に対するいろいろな対抗政策とか、いろいろな分野があるわけですね。私は日本の外交姿勢として先ほども総理に尋ねたんですけれども、例えばフランスのユーレカ計画、これはある面から言つと、これはSDIに對抗するといふか、ある面から言えば先端技術をアメリカに持つていかれちゃうから困るんだという、そういうための対抗策なんだと、こういうことはある意味では常識的になつていまして、ところが、日本の何か外交のあれから聞きますと、またこの間北米局長に聞いても、ただこれは要するにいわゆるフランスが呼びかけて経済的にやつたんだというふうな簡単な態度であるわけですね。特にフランスがその呼びかけをしたと、これは四月ですけれども、ボンサミットの前に呼びかけをしていられるわけですが、これも、やはり欧州連合で呼びかけをしていられる。この欧州連合といふのはある面から言えば、当初は戦争が終わつて戦争のいろいろな面の西ドイツのそれをよく見張ると、こういうような役割があつたわけですが、最近ではINFのあれだとか、軍備、全部そういうところで討議されておる。いわば西側といふか、西欧のいわゆる防衛問題とか安保問題とか、そういうものを全部討議されておる、その西側連合でこういうユーレカ計画を發表しては、いやこれはただ単に要するにそういう先端技術を集めて研究するんだと、こういうことで答弁が返つてきているわけですが、これも、やはり私はこれはもうそういう面から言つと、西欧の立場といふものを考えた対抗、対抗ではないけれども、それを守るための、西欧を守るための、自分たちを守るための一つの連合体、それに對して日本は何もやつてない、どんどん先端技術

がとられちゃうといふことがあるわけですが、外務大臣にこのユーレカ計画とSDI計画、ある人はミニSDI計画、こう言つておられるわけですが、大臣のお考えをお伺いしておきます。

○国務大臣(安倍晋太郎君)　ユーレカ計画については、我が国としましては詳細につきましましてまだ承知しているわけではございませぬが、欧州の先端技術を結集して欧州産業の技術基盤及び競争力の強化を図ろうといふ目的のもとに、フランスがイニシアチブをとり、欧州諸国の協力を求めているものである、こういうふうな承知をいたしております。また、これはSDIに對抗することを目的として始めたものではないとフランスは説明をしておると、こういうふうな承知をしております。この点につきましまして、実は最近の会議でデュマ仏外相がこういうことを言つておられます。SDIはそもそも軍事的研究であり、その副次効果は民間の方にも及ぶものと承知している。他方、ユーレカ計画はこれの反対であり、そもそも非軍事的研究である。もちろんその副次効果として軍事利用の可能性もあろうかと思ふが、もとよりこれを目的としたものではない。こういうふうな説明しておるところがはつきりしておるんじゃないかと、こういうふうな考へるわけです。

○服部信吾君　それはいろいろと議論があるかと思ひますけれども、やっぱり先ほど言つたんですけれども、やっぱり一応これはフランス側として軍事的研究であるいは今言つた技術的といふことを言つたら、これはもう東側が一番喜ぶ、アメリカと西側が分裂しているといふことをそのまゝ見せるわけですから、ですからそれは言えない。それはやっぱり西側の一員としての私はこれはフランスの態度のやはり一つのよさといふことはおかしいのですけれども、外交のしたたかさ、私はこう思ひます。この点はこれで終わります。それで、外務大臣が十二日に東ベルリンでいろいろ發表した中で、米ソ外相会談があつて、シュ

ルツ米国務長官がグロムイコソ連外相に対して要するに北方領土を返すべきじゃないかと、こういうふうなことを述べたと、こういう事実があったわけですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) これはアメリカからの説明を受けたわけですが、去るウィーンで行われた米ソの外相会談におきまして、この北方領土問題をシュルツ国務長官が議題に取り上げて、ソ連は日本にこの北方四島を返すべきであるということを強く主張したと、これに對してもちろんグロムイコ外相は強く反発をしたと、こういう事実がございました。これを私から記者団に説明をいたしました次第であります。

○服部信吾君 そういふ報告がアメリカからあったと、こういうことだと思えますけれども、外務大臣、こういう米ソの外相会談で北方領土問題が出たと。日本にとってはこれは非常にいいことだと思えます。

そこで、外務省としては何らかの働きかけをやはりある面から言えばアメリカにしたのか、あるいはもししてなければ、どういふ経過でこういう話がなされたのか、この点について外務大臣、どのようにお考えですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) これは別にアメリカに対して働きかけをしたわけではありません。しかし、北方四島領土問題につきましては私も国連の総会においてしばしば言及しておりますし、またソ連に對しても事あるごとに主張をいたしておるわけでございます。したがって、こうした日本の主張というのは世界の各国が十分承知しておると、こういうふうに思えます。もう既に昨年の実は国連総会の際にも、中国の呉學謙外相もグロムイコ外相との会談でこの北方四島の問題を取り上げて、中国側の見解として北方四島は日本の領土であるということをソ連にはっきりと言っておるわけでございますし、アメリカもまた昨年の国連総会の際に、やはり米ソの外相会談でもこの問題に觸れておるわけでございます。

ざいますから、我々がソ連との間で今後とも腰を据えてこれは交渉しなきゃならぬ課題であらうと思えますが、しかし同時に、そうした世界の各国が日本の立場というものを理解をして日本の主張を支持するということは、日本にとりましても大変心強い次第である、こういうふうな考えっております。

○服部信吾君 次に通産大臣にお伺いしたいんですが、日本が半導体貿易で不正取引を行っている、こういうようなことで、一九七四年米通商法第三十一条に基づいて米通商代表部に提訴した、このようにあるわけですが、通産大臣としてこれをどのように受けとめておられるのか、この点についてお伺いしておきます。

○国務大臣(村田敬次郎君) お答え申し上げます。

六月十四日、SIA(米国半導体工業会)が一九七四年の通商法第三十一条に基づく提訴を行うということを決定したことは承知をいたしております。

提訴内容につきましては、伝えられるところによれば、日本の半導体市場に対する米国製品の参入は自由化後も頭打ちである、過去における日本政府の助成措置等に起因する市場の閉鎖性問題がある、それから輸入に対する障壁となる市場構造を日本政府が存置させていることは不正かつ不合理であつて米国の利益に違背するといふようなことが、提訴内容であると伝えられております。

通産省といたしましては、提訴内容を詳細に検討いたしました上で適切に対処をしたい。ただ、我が国の半導体分野において、提訴にあるような不正、不合理、差別的な政策、慣行などは存在しないものと私は確信をいたしております。

いずれにいたしましても、具体的には今後とも、日米エレクトロニクス会合等いろいろの日米交渉の場がございますので、そういった場で相互理解を一層深めていくことが肝要であると、このように認識をしておるところでございます。

○服部信吾君 この提訴の内容等についてはきょう新聞に発表されておりますけれども、一応四十五日以内に不正貿易の実態調査を向こう側で行うと、こういうことだと思ふんですね。とにかくこれはまた大統領までいっちゃうと大変な問題にならうかと思ふますから、これはその間日米間でよくいろんな話し合いがなされなきゃならないと思ひますけれども、この点について何か具体的にこれからこれに對する対応の仕方があればお伺いしておきます。

○国務大臣(村田敬次郎君) 実はこの一兩日、そのニュースがにわかに頭を化してまいったわけでございます。現実には米国の文書はまだ拝見をしておりません。ただ、いろいろ情報も伝わっております。事実でございますが、この対日提訴等の動きの背景には、米国の半導体業界が非常に苦境であるといふようなこと、価格急落あるいは需要の低迷、輸出の減少、さらに現実にはレイオフとか工場閉鎖とか、そういう事態が起こつておるといふことも聞いておりますし、そのために米政府や米国の議会等に対して日米半導体通商問題のブライオリティーの高さを認識させるというふうな、いろいろの考え方もあるんだらうと思ひます。今服部委員が御指示されました大統領決定について、まだ相当程度の期間がございますから、具体的には私は、米政府と日本政府とがよく話し合つて理解を深めていくということがまず大前提であらうと、このように考えております。

○服部信吾君 その中で、昨日総理からいわれる市場開放のためのアクションプログラム、こういうことを出されております。その中で特に総理が言われたのが、輸出自主規制というふうなこともやるべきだと、こういうふうなことも述べられておるわけですね。これに對しては大変通産省さんとしてはちょっと不満があるといふようなことも聞いておりますけれども、このいわゆる半導体の問題について自主規制まで、そういうことを考えておるのかどうか、この点についてお伺いして、

この質問を終わります。

○国務大臣(村田敬次郎君) 総理が貿易摩擦の解消について持っておられる意図、意欲というのは非常に強いものがあるわけでございます。その総理の指示を体して私どもは動いておるわけでございます。昨日の会合でもその点は具体的に率直に御指示をいただいております。私どもも懸命の努力を七月に向けて続けていく覚悟でございます。

ただ、この半導体分野について今までどうであったかといへば、実は日米間の協議というのは相当順調に進捗をしております。服部委員も御承知のように、この国会でもこれに對してやりました措置がいろいろあるわけでございます。したがって、日米の協議というものは順調に推移をしておる部分も多いと思つておるわけでございます。この先ほど来申し上げておりますSIAの提訴にはいろいろそういう社会的、経済的な背景を踏まえてのことでもあらうと思ひますので、まず米政府との間の理解をしつかりと深めていく、そのことに重点を置いて努力をしてまいりたい、このように指示をしておるところでございます。

○服部信吾君 まあひとつそういうことで、我々としてもちょっと無理なことを言っているんじゃないかと、こういう感もするわけですから、ひとつ慎重に對処していただきたい、このように思ひます。

次に、ちょっと建設省にお伺いしたいんですが、最近、日本住宅公団が三十年前ぐらいに建設して分譲した住宅を今の住宅・都市整備公団が建てかえる、こういう話が具体的にいつていようでありますけれども、既に分譲住宅に入居している人たちは一度工事中に退去をして、従来よりも広い面積の分譲住宅に無償で再入居できる、こういう構想であるようでありますけれども、これを東京の渋谷区の前宿団地で施行すると、これが第一弾だと、こういうことでありまして、住宅・都市整備公団が三十年前ぐらいにつくつたや

つが大分古くなつてきたと、しかし最近の建築の基準のいわゆる緩和等によつて非常にたくさん建てられる、こういうふうになつたと思ふんですけれども、第一号住宅、これについての概要なり、これを述べていただきたいと思ひます。

○政府委員(吉沢重介) 原宿にございます。ちやうど二十八年前に公団が建てました団地、これは売り払つたものでございまして、住民の方々が建てかえをいたしたいという御要望がございまして公団の方にお話が来たということで、公団の方は、今その住民の方々の代表でございます。原宿住宅管理組合というものと間で基本的な建てかえをやるということの合意は成立いたしてございまして、ただ、具体的にどういふ形で建てかえをやっていくかというところは、いろんな絵などはかいてございまして、まだその詳細についてはつきり固まつたわけではない、建てかえ計画について検討中であるというふう聞いております。

○服部信吾 三十年ほど前に建設された公団の分譲住宅、現在の居住者が従来の入居面積よりも大きなところに無償で再入居できる。この事業は非常に、これからの土地の購入とかこういう面において難しくなつておる、そういうことで、今まで百戸しかなかったところが、建築基準法の緩和によつて百五十戸にふえるとかあるいは二百戸にふえる、こういうようなことになるかと思ふんです。そういうことで、大変私はこれはいい構想じゃないか、こういうふうにおもひますけれども、現在三十一年代に建設した分譲した団地が全国でどのくらいあるのか。そしてまた、特に首都圏でなか土地が手に入らない、そういうような首都圏ではどのくらいあるのか、こういうようなことについてお伺ひしておきます。

それからこの中で、建てかえのメリットがあるのはどのくらいあるのか。余り田舎へ行つてこういうことをやっても、これは全くメリットがないと思ひますけれども、特に首都圏とかこういう場所においては非常にメリットがあると思ひます。

れども、この点についてお伺ひしておきます。

○政府委員(吉沢重介) 昭和三十一年代に建設いたしました分譲住宅は約九千五百戸にございまして、このうち東京、関東支社、要するに首都圏域でございまして約六千五百戸、四十六団地であるというふう聞いております。この中で、建てかえによつて一体どの程度容積率などをフルに使つて有効な土地利用ができるようなものがあるかということにつきましては、まだ具体的に戸数をカウントしてありません。

○服部信吾 その中で、今回、原宿団地については住宅公団が施行する。ところが、こういうことを民間でもやり始めた。公団が今まで売つた、要するにマンションないしそういうものに對して、実際に原宿団地以外に目黒区にある公団分譲の上目黒住宅について今度は新日鉄がこういうことをやり始めた、こういう事実があるわけでありまして、この点については建設省としてはどのように把握されておりますか。

○政府委員(吉沢重介) 分譲いたしました、結局お買いになつた方々の完全な所有に移つていくわけにございまして。その方々がこれを建て直したいという御意向をお持ちになつて、建て直しをどこに依頼されるかということ、公団に依頼される場合もございまして、新日鉄みたいなところもございまして、民間デベロッパーなんという場合も考えられるわけにございまして、私どももいたしましては、どこに依頼されるというものはお入りになつていらっしゃる方々の御自由ではないかというふうにお考へております。

○服部信吾 そういうふうにお考へすけれども、やはり公団がつくられた一つの住宅なりマンションですから、やはり積極的にこういうものを利用すべきじゃないか、民間活力の導入導入とは言つておきますけれども、とにかくなかなか今いい場所、そういう近郊、そういうところではすぐには売れるわけですね。ですから、やはりある面から言へば、こういう問題については公団が積極的に推進すべきと思ひますけれども、これはどうで

すか。

○政府委員(吉沢重介) 住宅公団は、先生御承知のように、大都市圏におきましてよい住宅を大勢の方々に提供するということが使命でございまして、そこで、単純に古くなつたら建てかえる、今入つていらっしゃる方々のために建てかえるということと、これは公団がやるのが適切であるかどうかという問題が一つございまして。ただ、そういう公団が建てかえを行うことによりまして住宅が非常に良質になる、あるいは良好な町づくりに役に立つ、あるいはそこで幾つか新しい住宅が生み出されて、これをまた不特定多数の方々に募集してお入りいただくことができる、こういうような事態がある場合には、これは当然公団として手がけることが非常に結構なことではないか。

ましていよいよ、それが公団自身が建てたものであるならば、入居者の要請がある場合には公団がそれに積極的に当たつていくということが必要ではないかというふうにお考へております。

○服部信吾 公団がそういうことでやられた建てかえについて、そこに現在入つていらっしゃる人たちが引越したとかいろいろまだどこか家かえなくちゃならぬというふうな面においては、これはいろいろ保障はされていくわけですか。

○政府委員(吉沢重介) この建てかえというのは、要するに入居者の方々の依頼を受けまして一種の再開発をして差し上げるという建前でございます。そして、今お話のございました移転費用なんかをどうするかとかという種類の問題につきましては、全体の事業の採算性の中で勘定していただくものでございまして、これはお約束事でございまして、どういう形でそれを負担するか、それが負担するかどうかというところは、その計画において個々に決まってくる種類のものではあるかというふうにお考へております。

○服部信吾 この問題については、私は大いに推進をしていただきたい、こう思ひます。そこで最後に建設大臣にお伺ひしたいんですけれども、今月の十二日に住宅地審議会が答申を

發表いたしました、その中身を見ますと、住宅施策のしんである居住水準を十年ぶりにつくり直した、こういうふうになつております。最低水準はこれまでの水準をほぼ受け継いで五十平米、平均居住水準が今まで八十六平米であつたのを二つに分けて、都市居住型九十一平米、一般型百二十三平米、こういうふうになつております。この都市居住型は大都市のマンション向けである、このように思ふわけですが、旧水準と新しい水準、分譲住宅の建てかえ後の面積、原宿で平均五十五平米、上目黒で五十二平米、こういう数値を比較したときに、今回変更のなかつた最低水準をわずかに上回るものの、平均水準を大幅に下回る結果となることとありますから、確かに居住者は一銭も払わないで広いところに入居できるわけですが、公団が建てかえ事業を行つてもこういう結果となるということ、このよう建てかえ後の面積と居住水準との関係をどのようにお考へなされておられるのか、建設大臣の御答弁をお伺ひいたしましたのでこの質問を終わります。

○国務大臣(木下佳昭) 先般、審議会からいろいろ長い御議論いただきました。答申をいただいたわけにございまして。今先生御指摘のように、国民のニーズも大変大きく変わつてございまして、また高齢化社会というような時代でございまして、私どもは入居者の水準の向上ということに主力を置いて、また、審議会の方としてもこれに對して大変結構な提言をいただいたものである、そういうふうには私は考へております。いずれにいたしましても、これからの住宅政策の基本というものは、やはり充足の時代は終りましたから質の時代に入つてきているわけですね。そういう点を私どもはしっかりと受けとめさせていただいて、そして住宅の供給が良質なものであり、また良好な町づくりのために積極的にこれから努力をし取り組んでまいりたい、かように考へておるわけでありま

す。

○橋本敦吉 自民党が提案をした國家機密法は、我が國の民主主義の根幹にかかわる重大な問題を

はらんでおりますので、これは本来憲法に違反する重大な法律でありまして国会に提出すべきものでないという立場で、総理にも所見を伺った次第であります。続いて法務大臣並びに外務大臣にもお伺いしたいと思っております。

最初に法務大臣にお伺いいたしますが、スパイ防止法を制定、促進したらどうかという議論が、法務委員会での四月二日になされたものであります。その際、法務大臣はこう答弁されました。「一般論として申し上げるならば、この種の立法については報道を含めていろいろ表現の自由との関係の問題といったような問題があるわけでございますから、やはり十分国民の皆さん方の共感を物を得ておいていかねばならぬ。」「そういう意味で党の中でもいろいろな意味で慎重な検討が行われることを期待しておる」のであります。この趣旨の御答弁をなさいました。大臣は、この問題についてはここに示されたように、報道、表現の自由を含めていろいろ問題があるので慎重な対処が必要だということをお考えは今もお変わりございませんか。

○国務大臣(嶋崎均君) およそ国家が存在する以上、例えば外交とか防衛とかという問題についてある程度機密が存在するということは、私は避けられないことであろうと思ひますし、また国家公務員等のいろいろな仕事をやっていく場合についても、そういう問題がついて回っていることはいろいろな法案にも規定をされておるところでありますから、それは当然のことであるというふうな思ひでおるわけでございます。そういう意味で、この問題を論議をするというのは非常に長い経過があるわけでございますが、最近のいろいろな情勢というものを考えまして、非常に情報が自由化をされておるといふ日本の風潮から考えて、その問題を何か慎重に検討しなきゃならぬというふうな御議論があるということは、私も十分ある意味ではわかることであるわけでございます。しかし、この問題につきましては、先ほどの答弁にもありましたように、やはり何というか、報

道その他のいろいろな問題もある、あるいは表現の自由その他のいろいろな厄介な問題もありましようから、そういう問題については十二分に検討を推し進めていかなきゃならぬというふうな思ひでおるわけでございます。今度の法案についてもまだ趣旨説明その他十分承っておりませんけれども、国会の中で十二分に審議されることが必要であらうというふうな考えておる次第でございます。

○橋本数君 私は、国会の中での慎重な審議じゃなくて、出すこと自体にもっと慎重でなくちゃならぬというように言いたいと思ひます。

法務大臣に続いてお伺いしますが、現行法では今おっしゃったように、国家公務員法を含めて秘密を保持することを建前としている諸法規があります。それからさらに不法な秘密の探知、収拾ですと、時には住居侵入、時には窃盗、こういう刑法規定の適用も可能ですし、それから一般人と公務員という関係から見ても、秘密漏洩を教唆したとか、共同正犯ということで刑責を問うということも可能ですし、外国人の場合は不法入国の場合はこれはもちろん出入国管理令で処置することもできるし、外交官その他の場合は外交的処置もとれるしということをお考えますと、基本的に今大臣がおっしゃった国の秘密を保持する必要があるとしても、現在現行法で十分対処できるという体制があると私は思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(嶋崎均君) 我が国の場合に、いわゆる刑事特別法であるとか、あるいは日米の日米防衛機密保護法ですか、そういうような特別法の規定があるほかに、国家公務員法あるいは外務公務員法、あるいは自衛隊法などの公務員の秘密漏洩を処罰するための法律があることは事実でございます。いまして、これまでもスパイ行為等に対してはこれらの法規の運用により具体的な対処をしてきたということは事実であると思ひます。しかし、今後とも現行法で十分であるかどうかという点については、種々の意見があるかどうかなどは現実でございます。そういう意味でこの

問題につきましても十分論議を尽くされる必要であらうというふうな思ひでおる次第でございます。

○橋本数君 刑事局長、端的に言つて現行法で基本的には対処できているという現状は、これはお認めになるんじゃないですか。

○政府委員(寛榮一君) 今大臣からお答え申されましたように、刑特法その他の特別法、あるいは国家公務員法等の一連の公務員法等に規定があるわけでございます。その他窃盗とかいろいろな関連法規といひますか法律があるわけで、現在までに発生いたしましたいわゆるスパイ行為については、これらの現行法を運用いたしまして具体的な事案に応じた対処がなされたというふうには考えております。

ただ、スパイ天国という言葉が適当かどうかは別といたしまして、そういう行為がいろいろあるというふうな言われておりますし、今後どういふ形でそういう行為が行われるか、これはわからないわけでございます。そうしますと、今申し上げましたように、刑特法その他については秘密の範囲は限定されておりますし、公務員法等は主体である公務員が漏洩するという行為が基本でございます。それに共犯形態での関与という点もございします。それに基本が公務員自体の秘密漏洩ということを中心としておりますので、考えられるあるいは現に行われているというふうな言われておるようないろいろな形のいわゆるスパイ行為、これについて現行法で十分かと言われれば、必ずしも十分ではないのではないかとこのように言わざるを得ないかと思つております。

○橋本数君 それは刑事局長、将来どういふことがあるかわからぬという想定から、今言つたようなことをおっしゃったわけでしょう。あなたがスパイ天国とおっしゃったけれども、実際スパイ天国だから現行法で処断できない、処理できない、だからこういうふうになったという事例がありますか。具体的にありますが、一つでも。

た件については現行法でどうか——どうにかと言ふとあれですが処理できておるわけでございます。ただ、いろいろなことが考えられるわけでございます。現に発生しているという論者もいるわけでございます。その辺の実態は私もよく承知しておりますけれども、そういう実態なり今後のことを考えていろいろ議論がなされるとすれば、やはり現行法で十分であるとは言えないというふうな考えておるわけでございます。

○橋本数君 よくわからない実態があるというところをおっしゃりながら、将来必要性があると言ふのは、これは一方的な判断になります。そういうことはやっぱり慎重に、おっしゃるべきでないことだと私は思ひます。大体法務大臣、それじや国家機密法でどうするかといひますと、まず秘密の範囲が物すごく広いのです。

外務大臣にお伺いしますけれども、自民党がこれまで検討してきた第二次案では外交問題に秘密にしてなかつたことは御存じです。それは自民党が出しているパンフレットを見ますとそのことははっきりと、外交機密というものはこれは極めてその範囲が広いからこれは「法的限定がむずかしい」、しかも「秘密の性格や軽重が変化する場合の強い」、そういうものだと。だから「公務員の守秘義務の範囲内に止め、スパイ防止の対象の特別の秘密とすることを見合せた」と言つてゐる、解説にね。これは要な考え方の一つです。どうですか。外交機密というものは物すごく範囲が広いし、時とともに軽重の度合いが変わつてくる。だから、アメリカでは一般機密は十年で全部開示だ、特別のものも三十年で開示だ。ついでこの間も行政協定の交渉記録が開示されたというところ、今度はこの外交機密も入れてきた。外務大臣、いいですか。その入つてきた外交機密の範囲は、外交の方針、外交の交渉、外交上必要な外国に関する情報——何でも入ります、これ。こういう広い範囲を秘密ということにして、秘密であるものと秘密でないものとの区別を大臣責任持つてできますか、どうですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 自民党でどういふ議論が行われて、どういふ段階を経て今回の提案になったかという点について私は詳細には承知しておりません。まだ提案理由の説明もないわけですから、今外交当局としてこれに対して政府の立場からコメントするということは差し控えたいと思ふわけであり、今のお話の点につきましましては事務当局からお答えをさせていただきます。

○橋本教君 いや、結構です、大臣でいいという意味は、大臣ね、この刑罰法がどういふことと一般的な、一般的に私は大臣に、大臣の責任として、外交の方針とか、それから外交上の交渉の内容とか、外交上必要な外国に関する情報とかいったような外交問題について、これが秘密でこは秘密でないという客観的基準を引くということとは極めて困難だというのが、だれが見てもそう思うわけですが、そういう客観的基準というものは明確に引けるんでしょうか。外交の御専門の、長年御担当の大臣としてどう思われますかという、大臣の見解を伺っておるんです。

○国務大臣(安倍晋太郎君) この法律を詳細に私も検討しているわけじゃありませんけれども、一般的に、そうしたおっしゃるようなことがすべてこの外交の機密だとか、そういうことにはならないと思ふます。ただし、外交の中にあって、国家安全保障という立場からいわゆる機密と言われるものが存在していることは事実であり、これは、これが外に出るときはいわゆる国の防衛とかあるいは安全保障上国益に害を与えるという機密というものが存在することは、これはもう事実であると思ふます。

○橋本教君 そうすると、やっぱり一つの矛盾ははつきりしたんです。この自民党が提出した法案では、今大臣がおっしゃった、そういう一般的なことは秘密にならぬとおっしゃったそのことを、外交に関する事項として外交上の方針とか内容とか、外交上必要な外国に関する情報とかいふことで全部秘密にするというんですから、今大臣がおっしゃったことは矛盾して、秘密の範囲を

拡大していることが一つはつきりするんですよ。

法務大臣に伺いますけれども、こういう広範囲な秘密を設定して、防衛及び外交の秘密を広範囲に設定をして、そしてこれを発表するということを著しく困難ならしめるという意味では、言論、表現の自由にかかわる重大な問題を含んでいいます。私はその問題について次に伺いたいのでありますが、法務大臣、一番私は問題だと思ふと思うんです。これは大臣も御存じだと思ふすけれども、刑法の改正問題の中でも今まで議論をされてきた問題がありますから、御存じのように、準備草案では、外国に通報する目的をもって重大な機密を不法に探知または収集した者を処罰するというのがあって、これがいろいろ議論があつて削除をされ、法制審議会の刑法特別部会でもこれはもうやめようということになって、今出されておる刑法改正草案ではもうなくなつたわけですね。これ、なくなつた理由は、端的に言つて、学界、法曹界、マスコミ界を含めて、この外国に通報する目的をもつての機密探知罪というのは、これはやっぱり言論、表現の自由とかかわる問題が多い、そういう批判があつて刑法改正草案から削除されたというように私は聞いておりますが、理由はその点間違ひありませんか。時間ありませんから簡単に言つてください。

○政府委員(寛榮一君) 準備草案にありました規定が刑法改正草案には載っていないことは御指摘のとおりでございます。その審議の過程におきましては、この種の規定を設けること自体について賛否の両論があつたわけでございます。また、賛成の意見の中にも、刑法に包括的な規定を置くことは相当ではない、機密の範囲等を明確にして特別法で詳細な規定を設けることとする方が適当であるというふうな意見もありました。結局、審議会の結論としては、この改正刑法草案の中ではその新設を見送るということになつたわけでござい

ます。

○橋本教君 置くとしても秘密の規定を、範囲を

明確にせよという意見もあつたということで、積極的に廃止せよという意見もたくさんあつたわけですね、そうでしょう、局長。その点どうですか、廃止せよという、だめだという意見もたくさんあつたでしょう。

○政府委員(寛榮一君) その論拠は省略いたしますが、必要がないという意見と必要があるという意見、両方が強く主張されたわけでござい

○橋本教君 必要でないという意見が強く主張されたことをおっしゃらぬから聞いたわけですよ。秘密を限定すべきだという意見は存置すべきという意見にもあつたんだが、今度の国家機密法では、限定どころか広範囲に物づく広がついてい

○政府委員(寛榮一君) 本法案については私どもその内容を十分承知しておりますので、その解釈についてはお答えは差し控えたいと思ふます。

○橋本教君 それじゃ大臣ね、解釈問題でなくいいです、法の解釈じゃなくて自民党が出している解説パンフレットの言い方として答えてください。この解説パンフレットで言うところの「なり」ば、私が指摘したように、新聞で報道すれば当然外国が知り得る状況になるというのは否定できないんじやありませんか。大臣いかがですか。

○国務大臣(鳩山均君) 具体的なその内容というのがよく承知をされない前提の中でお話を承つておるので、必ずしも十分理解はできないわけでございますが、今回の改正案を考へてみますと、当初御説明申し上げましたように、国が存在を、守つていくために必要な機密というものが存在するであろう。また、外交、防衛の問題についてそれを限定して取り上げられておるわけでござい

らどうかという議論がまた出てきたのか出てこないのかといった情報、こんな大事なこと、これは当然、非核三原則を持ち、平和憲法を持っている今の憲法体系下では国民はやっぱ知る権利があると思ふんですが、そういうことをたまたま入手して取材をした新聞記者がこれを書きま

と、これは今言つたように、その新聞報道はそれはまさに「外国が知り得る状態になることを認識し、そのようになることを認容した行為」というふうに関わる可能性があるわけですね。刑事局長、こういう解釈は当然出てくるでしょう、このパンフレットの解釈からいへば、どうですか。

○政府委員(寛榮一君) 本法案については私どもその内容を十分承知しておりますので、その解釈についてはお答えは差し控えたいと思ふます。

○橋本教君 それじゃ大臣ね、解釈問題でなくいいです、法の解釈じゃなくて自民党が出している解説パンフレットの言い方として答えてください。この解説パンフレットで言うところの「なり」ば、私が指摘したように、新聞で報道すれば当然外国が知り得る状況になるというのは否定できないんじやありませんか。大臣いかがですか。

○国務大臣(鳩山均君) 具体的なその内容というのがよく承知をされない前提の中でお話を承つておるので、必ずしも十分理解はできないわけでございますが、今回の改正案を考へてみますと、当初御説明申し上げましたように、国が存在を、守つていくために必要な機密というものが存在するであろう。また、外交、防衛の問題についてそれを限定して取り上げられておるわけでござい

ますから、そういう意味では、ある意味でその困いというものを明らかにした扱いになつておりますから、その取り扱いはいはんだんに明らかになつていくんだらうというふうに思つておるわけでござい

○橋本教君 私の質問に答えてください。

○国務大臣(鳩山均君) そういう意味で、今度特別法で、議員立法でお考えになるという趣旨は、

今刑事局長からも説明がありましたように、さきの改正のときにもこの問題をめぐって賛否両論があり、そして、そういう中で、賛成をされた人も、そういう場合には何か特別法の考え方で処理をしたらいんじゃないかという議論もあつたというように踏まえて、この法案ができておるんだらうというふうに思ふのでございます。

その内容の詳細については、私も余り細かくは内容、承知しているわけじゃないに、新聞等の報道で承知しているのみでございますので、それが具体的にどういふ事例がどう当てはまるのかというところについての判断というのは、ここで御説明申し上げるような状況にはなつておらぬというふうに思つています。

○橋本教君 大臣は私の質問にまともにお答えになつていらつしやう。自民党の解説パンフレットによれば、外国通報行為というのは、直接に通報するだけじゃありませんよ、外国が知り得る状態にすることも含まれるんですよ、こう言つておるんですが、こういうパンフレットの解説そのものを素直に解釈すれば、新聞記者がたまたま取材で知つた外交、防衛上の問題、これは国民に知らすべきだと、こう考へて新聞に書けば、それはこのパンフレットでいう外国に通報した行為とみなされる、そういう状況に当然なるじゃありませんか、どうですか、こういうことを聞いているんです。いかがですか。もう一遍答えてください。はつきりしてください。

○国務大臣(嶋崎均君) 何か今お聞きになつておる事柄自体が非常に抽象的なお聞きなものですから、判断自身がなかなか個別な案件については、刑事関係のお仕事については私もその個別の判断をするわけじゃない。一般的な論議としてお聞きしたところについてそういうケースが当てはまるのかどうかというのは、具体的な事案を見て判断をせざるを得ないんじゃないかというふうに思ひます。

○橋本教君 冗談じゃない。具体的な事案になつ

ておつたら大変ですよ、こんな法律を制定して。だれが考へてもはつきり日本語で「外国が知り得る状態になることを認識し、そのようになることを認容した行為」というんだから、テレビで報道する、新聞で書く、本に書く、だれもが知り得る状態だし、外国が当然知り得る状態だというのは明らかですわな。

そういうようなことのすべてが、これは死刑または無期、時によつたら懲役三年、四年以上の有期懲役という重い刑罰で処罰されるということになる。そういう状況がもし出てきたとするならば、これは大変なことじゃありませんか。私が言うように、このこと自体は一般的な国家体制のあり方として大臣、どう思われるんですか。

○国務大臣(嶋崎均君) 先ほど来申し上げましたように、そういう報道その他の問題も含めて非常に論議の多いところでございます。現に刑法の改正案を論議したときにも、そういう議論が多くあつたことは事実であらうと思ふんです。

そういう経過の中で、先ほど御答弁申し上げましたような論議から賛否両論があり、反対の議論もありました。しかし、ぜひ設けなきゃならぬという強い議論もありました。そういう中で対処をするとするならば、やはり個別の立法で対処をした方がいんだらうというようにこの案ができておるわけだらうと思ひます。第四条の解釈の申身をそういう一般的な事例について判断をするということがなかなか困難だらうというふうに私は思つておりました、この条文だけを見ましても、そういう解説がどういふことになつたのか私もよく承知をしておりませんけれども、どうも一般的な事例でお答えをするというように状況にはないということをお願いしていただいております。

○橋本教君 大臣、全然答弁をはぐらかされておるんですよ。多くの秘密を特別の秘密としてつくり、そしてそれを探知する行為を制限し、不当な方法で探知したらそれ自体大変な罰則ですよ。そ

れで、外国に通報することを特別に重く処罰するという形をとり、しかも、その中身の外国に通報する行為とは、直接通報どころか新聞記者も多くの言論人も国民も、公表すること自体が外国通報行為だととられかねないというように法律ができたなら、それこそ国民の知る権利を圧殺されるんじゃないですか。それこそ戦前のような大本営発表しか知られないことになるじゃないですか。そういう国家になつちやならぬ。そういうことは大臣としてもはつきり言えるんじゃないですか。そういう国家になつちやならぬ。

最後にそのことをもう一遍はつきり確認をして、もう時間が来ましたから質問を終わります。委員長、はつきり答えてもらつて下さい。はぐらかし答弁ならもう一遍やりませう。

○国務大臣(嶋崎均君) 先ほど来たびたび答弁申し上げておりますように、具体的な提案の理由の内容というのでも承知をしておらない状況にあるわけでございます。そういう内容の中で今委員が指摘されるような前提のことを申し述べて、それが一般的などのようのこのことという判断をどう考えるかという説明を求められておるわけでございます。そういうことにつきますのは具体的な法案の審議の中を通じ、かつまた我々もそれは具体的な事案でどういふケースというものがあつたのかというようにそこを見まして、個別的に考えていくべき問題ではないかということをお願いしておる次第です。

○橋本教君 全然納得できませんが、終わります、時間がありません。

〔理事目黒今朝次郎君退席、委員長着席〕
○三治重信君 官房長官にお尋ねをいたしますが、最近、この春、秋に勲章が出され、またその前後に褒章が伝達されるんですが、私も鳩山内閣のときに労働省で秘書課長代理をやつていて、その褒章を授けたことがあるんですが、最近こういうことを聞くんですね。褒章、民間の人でえらいお祝いをやつて呼ばれていくと、これはもういいんだけども、あとどう使つたらいいん

ですかと、こう聞かれて、私も、授けたことはあつたけれども後の使い方どうなつておるのかなと思つて、調べるのもそのままにしておつて今日に至つて、一度内閣に聞いてみようと思つておつたんですが、ひとつその点どういふようになつておるか、お尋ねします。

○国務大臣(嶋崎均君) 勲章などの着用につきましては、総理府の告示で勲章等着用規程というのがございまして、その中で「国、地方公共団体その他の公の機関の行なう式典には、勲章等を着用するを例とする」と、こういうふうになつておるわけでございます。この規程は、普通はまあどういふふうに着用するかというように主として定められたものでございまして、一般に勲章などを公の公共の会合などでおつけになるかと思ひますという感じをここで出しておるわけでございます。

また、賞典局等で主宰をいたします各自自治体などの栄典の関係者の会合などでもそういうこととに触れまして、いろいろな公の会合などでできる限り着用されるという感じが出しておるところでございますが、一般的に御遠慮になりますのか、なかなかそういうまだ慣習になつていないと申しますか、せっかく勲章や褒章をお持ちの方がなかなか着用してさういつた会合にお出にならない、式典にお出にならないということになつておること非常に残念に思つておるところでございます。いまして、なるべくそういう慣習をつくるようにいろいろな機会に、指導をしようと思ひます。けれども、申し上げていくようにしてはと、こんなふうな考へておるところでございます。

○三治重信君 そういうことですか。それなら、お祝いなんかをやつて後の着用のやつも着用規程というのがあるんですが、それは服装なんかも指定しているんですか。それが一つ、それからもう一つは、私は渡すときに後のそういう着用規程のことをよく説明したらいんじゃないかと思ふんですが、それはど

うも余りやっではないんじゃないですか。市町村のそういう賞罰関係やっている関係者に説明して、そこで説明聞いてはいと云っているだけで、受章者そのものはもったときには何にも説明受けて、それから別に市町村の係官に説明しているだけで、その間にうまくいっていないところがあるんじゃないか。それから服装やどういふときに着用できるかという、もううときに説明したりすることが必要じゃないかと思うんです。いかがですか。

○政府委員(海老原義彦君) お答え申し上げます。

まず、先生の第一点のこの勲章等着用規程で服装などどんなものを規定しているかという御趣旨だと思えますけれども、勲章等着用する場合の服装でございまして、それから具体的な一等勲章の着用方法、二等勲章の着用方法あるいは併用といまして勲章と褒章と並べつけるときどういふふうにするかとか、外国勲章と並べつけるときどういふふうにするかとか、そういうものを規定したものでございまして、その中に今官房長官から御説明しましたように、「勲章等着用する場合」として、第二点として「勲章等着用する場合」として、地方公共団体その他の公の機関の行なう式典には、勲章等着用するを例とする。」というふうに規定しております。

また、御質問の第二点で受章者に対してどのような指導をしているかということでございまして、勲章等の受章者に対しては受章の際にこの「勲章・褒章受章者のしおり」という小冊子をお渡ししております。その第一ページ目に「勲章等は、国又は地方公共団体等が行う式典に着用する建前となっております。」というふうなこの着用規程の趣旨を述べた後、また社会的な儀式、例えば長寿祝賀会とか結婚式とかそういうものを例示しまして、そういう場合にも触れて、前記に準じてというように言っておられるわけでございます。今後ともそういう受章者に対する面、それから地方公共団体等に対する面、指導を推進してまいりたいと思っております。

○井上計君 運輸大臣にお尋ねいたします。

休憩前、国鉄の再建問題等につきまして運輸大臣の御所見を伺いました。また国鉄総裁に今後再建について、特に民営化に移行する場合にいろいろ問題になっておるその処理等についてのけじめをつけるということについて、その一つの例として賠償請求の訴訟について伺ったわけであります。あと時間がありませんから、国鉄総裁に御出席をいただくことをいたしておりますけれども、今後とも運輸大臣、特にその面については運輸大臣の責任として十二分に御検討いただくように、また督促をしていただくように、いずれにしても五年前からも近く結審、近く結審ということが繰り返されておいて、いまだにまだ結審の見通しがつかないということについてはいささかどうであろうかと、こういうふうな考えですので、再度運輸大臣にこの点についてひとつ要望をいたしておきます。

そこで伺いたしますが、道路運送法についてであります。道路運送法が昭和二十六年に制定されております。以降、若干の一部改正が行われておりますが、ほとんどは昭和二十六年制定当時と全く変わっていないこと、これはもう我々としてもいささか奇異に感ずる点があります。このことは、昭和二十六年と現在とではもう我が国の道路事情はもろんでありますけれども、特に車両台数等あらゆる面においても格段に達しておりますが、それが現在依然として昭和二十六年制定当時の道路運送法によってすべての規制が行われておる、あるいはまた運用されておるところにいろいろな問題があるんではなからうかと、こう考えます。七月に運輸省は機構改革を行って、その後九月に将来の事業規制のあり方等についての検討委員会を設置し、検討を続けておられるところ聞いておりますが、結論はいつごろ出るようになっておりますか。まず、それから伺います。

○政府委員(山本長君) お尋ねのとおり、運輸省におきまして昨年の九月から検討委員会をつくらせて検討を開始しております。運輸省としての結論のめどと申しますのが、六十年途中には一つのめどをつけたという時期的な目途を置いてやっておるわけでございまして。運輸省といたしましては基本的な許可のあり方の問題と、個々の許可をできるだけ簡素化、合理化するという当面の合理化というのを二本立てをもちて検討をいたしております。その当面の簡素化という点につきましては、ことしの三月に一応の第一回の結論を出しまして、省令などの改正を含めまして四百三十件ばかりの簡素合理化をやるといふことで、省令改正を若干残っておりますが、ほぼ終えたという段階でございまして。基本的な問題につきましては現在検討をいたしておるところでございまして、一方、行革審の方の規制緩和と分科会というところで、この問題について精力的に現在審査が行われているという段階でございします。その審査に我々も協力するというような立場でもって運輸省の検討を進めておると、こういう段階でございします。

○井上計君 私は誤解されては困るんですが、現在の規制をすべて外しというふうなことを言うんじゃないやしません。しかし余りにも、先ほどから申し上げているように昭和二十六年に制定された道路運送法に基づいて、当時はこのような規制が行われておつてもこれはまあ当然であったろうと思われる点もありますけれども、しかし、三十数年たった今日、当時と同じような考え方で規制をされているところいろいろな問題が起きておると、こう思うんですね。だから、既存の業者、業界においても現在の道路運送法についての見直しの声が強い。同時にまた、新規参入しようとする人たちにあって現在の道運法は全く適切でない、こういうふうな意見があるわけですね。だから、根本的な見直しというものが考えられなくてはいかぬと思ひますし、今、局長三月にある程度結論が出て、さらに政令等についての検討中だということがありますが、現在、実際に沿わないような

そのような行政指導といひますか、特に新免等についての取り扱いが末端の、今は陸運局という名称でなくなりましたが、地方で行われておるといふふうなことが等々あるわけですね。時間がありませんから具体的な問題等についての指摘はやめますけれども、先般ちやうだいをしたこの三年間の免許件数の推移等についてみても、確かに数はトラック、区域トラック等についてはかなり免許、新免あるように書いてあります。が、実際は地域的に偏つておるといふふうな面もありますし、また出先によつて規制のあり方がかなりばらつきがある、こういう実態もある、このように聞いております。

それからもう一つは、数年前から問題になっておりますけれども、特に貸し切りバスの免許の問題で、非常に厳しいために白バス、要するにやみバスが横行しておる。そのためにお客との間のトラブル、あるいは交通事故発生の原因、あるいは事故発生の場合の補償の問題といふふうな問題がしばしば起きておる、こう聞いておりますから、私が申し上げることは、規制の緩和といふものはそういうふうな実態に即したそういう面をもっと検討し、さらに適切な方法を早くおとりいただく必要がある、こう考えております。

それから、あわせて申し上げなければならぬ、五十八年四月二十一日に参議院の、当院の運輸委員会「貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する決議」がなされておりますが、この決議、これはもうことごとく、当然だと思ひますが、どうも往々にしてこの決議を非常にかたく考えて、だから事実上新規免許といふものは出さないんだ、出せないんだといふふうな、そのような取り扱ひをしておる末端の窓口もある、こんなふうにも聞いておりますので、この点についても根本的な見直し、検討が必要である、こう考えておりますが、大臣あるいは局長、どういふふうな御見解でおられますか。

○国務大臣(山下徳夫君) 先ほど担当の局長からお答えいたしましたけれども、今政府が持つてお

ります許認可は総数が約一万と同っておりまして、その中で二千二百を超えるものが運輸省でございまして、したがってこの際許認可官庁から政策官庁へと脱皮しようという言い言葉のもとに、昨年の七月来この作業を進めてきたことは今局長が申し上げたとおりでございますが、とりわけその中でも自動車が一番多い。しかしながらこれらの許認可の原点にさかのぼって見ますと、やはり交通秩序の確保と申しましょうか、ひいては社会秩序のためにそれぞれ必要な立場からできた。しかしおっしゃるようになります。この問題は一つの時代の変化に対応して変えられるべきものだと思います。私も痛感をいたしております。

細かな技術的問題については担当の政府委員来ておりませんからお答えできませんが、例えば積載制限の問題にいたしましても、自動車の構造自体が昭和二十年代と比べるとはるかに違ってきている。あるいはブレーキ一つとってみてもはるかに優秀になってきている。それなのに基準が同じであるのはおかしいではないかということ、実は私から指摘している問題でございます。これらにつきましましては今日の技術の革新、その他時代の対応等も考えながらひとつ適宜処してまいりたいと思っております。

なお、ただそう言いながらもやはりそれでは例えば今御指摘の免許の問題もございまして、私も、簡単な例をとってみますと、霊柩車について私のところにいる国会議員の方もついにお見えになります。おたくでは人口規模からすれば霊柩車は今のままでいいでしょう、一台でいいでしょうと言え、二台にふやしたって死人が倍にふえるわけじゃないか、とおっしゃるけれども、そういったやほり一つの地域におけるすべての適正台数というものがあらゆる面に、これは配慮していかなくやならぬ。最近、例えばタクシーにつきまして多過ぎて、これはもう共倒れだという声で、私といたしましては場合によっては多過ぎるならば新しく免許をおろすところか、逆に減車も、減らすことも考えていいではないか。

地域の業者の一致した意見であればそこまでもはや踏み切る時期が来ているというようにも考えておりますし、余りもうこれは放縦に流れますというやみタクシー、やみトラック、やみバス等がまたばつていたしますので、やはり地域に適したそういったものを認めていくという、そういう立場から許認可をさらに一回見直していただく、こういう方針でまいりたいと思っております。

○井上計君 今、大臣の方に私は実政策官庁に脱皮を特に運輸省としては今後お考えをいただきたいということを最後に要望するつもりでありますが、大臣の方からお答えがありました。全くそのとおりであろうと、またそのとおりでなくてはいかぬと、こう考えます。今、大臣のお話の中にありましたが、昭和二十六年当時とは私が先ほど申し上げておりますように道路事情、さらに今車両がもう非常に優秀になっておるわけですから、それらの点を合わせますと、やはりもっと根本的な見直しが当然であろうというふうに考えます。

最後に一つ、こういうふうな問題もあるということをお申し上げておきます。新免の申請をいたします。そのときにまず当然資金的な計画、これを出すわけでありまして、資金が、銀行残高が幾らあるという残高証明を提出をする、それが一年なりあるいは半年、運輸省は半年程度と言われますけれども、実際には一年、一年半ぐらい先になつて詳細な聴聞のときにその残高が同じでなくてはいかぬというふうな、そういうふうなことも末端で指導されておるんですね。一年も一年半も銀行預金で遊ばせておる人が果たしてあるであらうか。これも現実の問題とは大分かけ離れておるということもありますし、その他申請の書類の内容あるいは聴聞のときの内容等については、昭和二十六年当時と変わらぬようなことがずっとなされておる、そこらあたりにもやはり問題があるであらうというふうに考えます。道路秩序を守るためには既存の業者を一面では擁護しなくちゃ

いけません、同時にそれが安易な道に流れておって、既存の業者があぐらをかいておるといふところにもまた問題があるというふうなケースも発生しておるわけでありまして、そういう面についても十二分のひとつ御配慮、御検討を今後ともいただきたいと思います。

以上希望して、私の質問を終わります。

○喜屋武眞榮君 外務大臣、御苦労さんであります。大きなお土産に對しても聞きたいところでありまして、時間が許しませんが、後日にしたいと思ひます。

それですぐお聞きしたいことは、午前、中曽根総理に沖縄基地の問題に対する姿勢を尋ねました。ところで冒頭に外務大臣に尋ねたいことは、もうはしょって申し上げます、沖縄の基地は年々強化拡充されるばかりであるが、そうしますと、事故の確率というものは数とスピードに比例して多くなるということがこれも確実でありますので、今でさえももう県民の生命、財産の脅威はもう我慢ならないという程度まできておるんです。それをどうしてもそのままだにしておることは沖縄県民は困るということで、結局日米の間でテーブルに着いて、その問題を前向きで話し合つてもらわなければどうにもならない。してみますと、沖縄基地の問題を取り上げる窓口は外務省でありますので、外務大臣がどのような姿勢で日米の交渉をしていかれるか、このことによつてしか期待できない。といひますのは、西銘沖縄県知事もそして加藤防衛庁長官もワインバーガー長官に会つておられますが、その結論からいへば、米ソの戦略基地としての沖縄基地はますます大事であるというところがもう再確認されつたところ。そういう状況を踏まえて、外務大臣としてどのように対処していかうと思つておるのか、この一点ぜひお聞きしたい。コメントをお願いします。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 日米安保条約に基づきます米軍の存在は、我が国の平和と安全、ひいては極東の平和と安全に寄与しております。政府としては、沖縄県におけるところの米軍施設区域の円滑かつ安定的な使用が日米安保条約の目的達成のために緊要である、こういうふうに考えておるものであります。しかし同時に政府としては、沖縄県における米軍施設あるいは区域の密度が非常に高いわけでありまして、施設区域をめぐる問題の解決についてはかねてから地元にも強い要望があることも十分承知をしております。国会でもいろいろと御指摘をいただいたわけでありまして、政府としては、これまでも累次の機会に米側に對しまして施設区域の使用に際しては安全対策に万全を期し、周辺の住民生活に最大限の配慮を払うよう求めてきておるところでございます。外務省としてもしばしばこの点については米軍に申し入れております。同時にまた、今回加藤防衛庁長官もワインバーガー長官に對しまして日本側の要請を伝えたことは御承知のとおりであります。今後とも地元の要望あるいは民生の安定、開発計画等に配慮するとともに、日米安保条約の目的達成との調和を図りながら米側との協議を通じまして、問題解決に向かつて努力を続けてまいりたい、こういうふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 次に、文部大臣にお尋ねします。教育において、歴史の証言としての事実を教え、真実を教えるということとは教育の道で最も大事なことであると思ひますが、大臣いかがでしょうか。

○國務大臣(松永光君) 歴史の教育につきましましては、客観的な事実に基づいて教育すべきでありまして、ただ教育というものは教育を受ける児童、生徒の発達段階を考えながら教育はしていかなきゃならぬというふうに思つておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 では、お聞きしますが、小学校の社会科の教科書が今度検定教科書が内容が、表現が変わつておる、こういうことで、これは全国的にも大きな問題ですが、特にその内容が沖縄との関係、いわゆる沖縄戦の中からは生れた問題が教科書に取り入れられておつたわけでありま

すが、時間がありませんので、その内容について検討する余地はありませんので、時間もありませんので、このことだけはぜひお聞きしたい。

住民虐殺のこの事実が削除されておる、前はあったが削除されておるというこの理由、この根拠は何でしょうか。

○国務大臣(松永光君) 昭和六十一年度から使用される小学校用の社会科教科書の検定は、現在その検定作業中でございます。

沖縄戦に関する教科書の記述に關しての御質問でございますが、これにつきましては沖縄県民の県民感情に配慮しつつ、客観的でありかつ公正で、それに児童の発達段階に即した適切な教育的な配慮が施されたものになるよう検定を現在行っているところであります。今御指摘の点でございますが、先ほど申したとおり現在作業中でございますので、個別にわたる事項につきましてはコメントすることはこの際差し控えていたいただきたい、こういうふうなふうに思っております。

○喜屋武眞榮君 まだ検討中であることもわかっております。事が重大でありますけれどもあえて申し上げますが、今大臣もおっしゃったように、教育の道において児童の発達段階に留意することは大事でございます。であればこそ真実をゆがめてはいけません、歴史的な事実をすりかえてはいけません。このことは、これは私は最も大事なことでありと思っております、これを大事にしたい、いただきたいということを要望いたしまして、次に進みます。

次に、厚生大臣お尋ねします。

基本的な問題、日本のこれからの福祉制度のあり方について大臣の見解を求めたいと思っております。私は思いますが、戦後の日本の福祉制度というものはそのよりどころがイギリス型の福祉と言われ

ておりますが、ところが憲法二十五条のあの柱が日本の福祉の制度のよりどころである、根拠である。そこで、この福祉というものは国民の命にかかわること、健康にかかわること、暮らしにかかわることである。なるがゆえに一たん実現し

た、立法された福祉の内容というのは前進はあっても後退があつてはいけません、百歩譲って足踏みはあつても断じて後退はあつてはいけません、こういう見解を持っております。そのことにつきましてもいろいろの問答いたしたものであります。もしこのことが、日本が米国の世界戦略の片棒を担いで、その結果として防衛予算が増大して、そのあふりを食らうて福祉が増大する、あるいは切り捨てられるということであるならば、ここにまた問題があると思うのであります。今日まで日本の戦後の見直しという、総決算という名において検討されつつある面もあるわけですが、厚生大臣のこの基本的な見解を求めたいと思っております。

○国務大臣(増岡博之君) 今日我が国は大変速いスピードで高齢化社会を迎えておるわけでございますから、社会福祉制度全般にわたりますで長期的に安定をしたしんの強いものにしなければならぬということが言われます。したがって、不断に注意を払っておかなければならないところであろうかと思ひます。

今御指摘のように、イギリスでの福祉のことに關連いたしまして御質問でございますけれども、我が国と英國とは社会経済情勢も違うわけでありまして、社会保障制度についても全然別のものでございまして、そのようなことが我が国に影響されるということはないものと考へております。

御指摘のように福祉の水準は今後も守つていかなければならないという気持ちで頑張つております。

○喜屋武眞榮君 このことにつきましても質問を続けたのであります。時間が許しませんので、一応大臣の基本的な見解は今承りましたので、最後に、豊田商事の問題は、衆議院と言わず、参議院と言わず、また各委員会におきましても取り上げられておることも私存じております。そこで、はしりまして、そのあらしが沖縄にもとうとうと浸透してきておる、しかも沖縄の事実がむしろ質的にはひどいのではないか。例えばお年寄りやあるいは身体障害者、そういうった層をねらつてお

るという、こういったケースがもう続出しつつあるわけでありまして。そういったこともありますので、ねらわれておる沖縄の事情を経企庁長官とされてどのように被害状況を把握しておられるか。

これももう詳しくこの求めれば限りありませんが、はしりてお聞きしたい。しかも、そのことがさらに沖縄の離島、渡嘉敷、座間味と、その離島の開発にもまた結びついて、そして離島を今大騒がしておる事実ですね。この、先ほども悪徳商法というお話がありました。この、先ほども悪徳商法というお話がございましたが、もう許さないで、この問題の解決には、特に離島開発との関連におきまして非常に頭を痛めて置いております。が、地元村民に不利益なことがないように、ひとついち早く適切に処置をしてもらわなければいけないと、こう切実に思ひ詰めておるわけでありま

すので。

以上、大要を足らずでありますけれども、意のあるところをお察しくださいまして、そして今この悪徳という点にも關連するのじゃないかと思ひますが、きょうの午後三時過ぎのNHKの臨時ニュースで、豊田商事大阪本社を兵庫警察が強制捜査をしたことが報じられておるようであります。それは、外為法に違反するというので、その容疑で豊田商事本社が家宅捜索を受けておる、こういうことが報じられておる、どこまでこれが虫食いが浸透していきか、どこまで恐ろしくなるわけでありまして、以上お尋ねしまして、大臣の御見解を求めて終わります。

○国務大臣(金子一平君) 数字的な説明は政府委員からさせていただきます。

お話をさうして、沖縄の方まで豊田商事が手を伸ばしておる、しかも金まがいの商法だけじゃなく、観光開発にまで手を出しておる、こういうことは私も承つておりますが、こういう特に老齢者を中心にした将来の身寄りのない人を被害者にするような商活動は社会的にも許せませんので、私もといたしましては全力を挙げてこういふ被害の波及を食い止め、救済策を講じたいと思つて努

力をしておる最中でございます。

そういう意味から、この問題が大きな社会問題になりまして、早速、大蔵、通産はもうろんでございまして、警察庁、法務省、公取委員会を加えて、私どもも中心になりまして関係の六省庁がこの対策に取り組んでまいりまして関係の六省庁が、つ、こういう悪徳商法がまかり通らないような取り締まりをやりたいということでも今全力を挙げて問題の詰めをやつておる最中でございますが、今お話しのごさしましたように兵庫警察が強制捜査に乗り出しましたので、さらにこの問題の解決が

一歩大きく前進することと考えております。

私どももいたしましては、訪問販売法や出資法を初め、関係法令の許す限り厳正な適用をやつてまいりたいということで、今検討を進めておる最中であることを申し上げておきます。特に経済企画庁といたしましては、消費者保護の立場から、中央の生活センターはもうろんでございまして、各都道府県にございまして消費者センターを動員いたしまして被害者との連絡に努め、また被害者の救済に乗り出しておる最中であることを申し上げておきたいと存じます。

○委員長(佐藤三吾君) この際、休憩中の理事懇談会におきまして、警告案文のうち会計検査院法改正について協議いたしました結果、委員長から再度質問をすることに各会派の意見の一致を見ました。

それでは質問をいたします。

会計検査院法の改正問題については、決算委員会の重要課題として取り組んできたところであるが、政府は、いわゆる藤森通達等の行政措置により措置してきた。この点について、本日の最終総括質問において内閣総理大臣及び会計検査院長の見解が表明された。

政府は、この見解に沿ひ藤森通達が有効かつ確実に運用されるよう政府関係機関の積極的な協力体制をとり、検査対象機関においていやくも検査の拒否などの事態の発生しないよう強力な措置を講ずべきである。

本決算委員会は、向こう一カ年間、右の要請に
対する政府の対応を注視し、院法改正について改
めて議論することもあり得ることをここに明言し
て、大蔵大臣において政府全体を代表して答弁を
求めます。

○国務大臣(竹下登君) 委員長の御質問にお答え
をいたします。

ただいまの委員長の御発言に關しましては、今
後藤森通達等を実効あらしめるよう、本通達に従
って必要な場合には関係機関を指導する等、御質
問の趣旨をも踏まえ、会計検査に對する一層の協
力に努めてまいる所存であります。

○委員長(佐藤三善君) 他に御発言もなければ、
昭和五十七年度決算外二件に對する質疑は終局し
たものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(佐藤三善君) 御異議ないと認めます。
これより昭和五十七年度決算外二件について討
論に入ります。

昭和五十七年度決算の議決案はお手元に配付の
とおりでございます。

なお、内閣に對する警告案文につきましては、
理事會において協議の結果、意見が一致したもの
でございます。

案文を朗読いたします。

(1) 昭和五十七年度は、第二次石油危機に伴う
世界經濟の停滯が予想以上に長期化したこと
及び政府の經濟見通しが結果として見込み違
いを生じ、六兆円を超える 税収不足が發生
し、その補てん策として特例公債を増発する
こととなった等により「五十九年度特例公債
依存體質からの脱却」という目標が實現しな
かったことは、誠に遺憾である。

政府は、可能な限り正確な經濟見通しの策
定に努めるとともに、行財政の無駄をなく
し、「特例公債依存體質脱却」に向け、財政
改革を強力に進めていくべきである。

(2) 貸金業規制二法が施行されて一年半を経過
したが、いまだに過剰貸付けの事例がみら

れ、返済能力のない一部の債務者に悲惨な事
態が生じており、さらに信販会社など複数の
クレジット業者から多重・多額な貸付けが行
われ、社会的な問題となっていることは遺憾
である。

政府は、貸金業規制二法の厳正な運用を図
るとともに、クレジット業者の貸付けを含め
過剰貸付けが行われないよう指導することに
より、関係省庁間の緊密な連携の下に多重債
務者の問題の防止に努め、利用者の保護に万
全を期すべきである。

(3) 一部の都道府県が、義務教育費国庫負担金の
算定に当たって、小・中学校から事実と相違
した過大な児童・生徒数の報告がなされ、こ
れに基づき教職員の標準定数等を算定してい
たため、国から当該都道府県に對し、国庫負担
金が過大に交付されたことは、極めて遺憾で
ある。

政府は、今回の事態が学校教育の場で生じ
たことを厳正に受けとめ、このような事態の
再発防止に努めるとともに、各都道府県及び
各市町村に對して指導すべきである。

(4) 農林水産省の水田利用再編対策事業につい
ては、発足以来既に相当の期間を経過し、一
定の成果は認められるが、事業の効果が十分
発現されていない事例について、会計検査院
から種々の指摘を受ける事態があったことは
遺憾である。

政府は、これまでの会計検査院の指摘にも
対応して五十九年度から発足した第三期対策
の実施に当たり、その趣旨の周知徹底を一層
図るとともに、適正な補助金の交付に努め、
転作の定着化を促進するなど事業効果の向上
を期し、補助目的を達成するよう努めるべき
である。

(5) 昨年一月の三井石炭鉱業三池鉱業所有明鉱
の坑内火災事故に引き続き本年四月の三菱石
炭鉱業高島礦業所及び五月の同鉱業南大夕張
礦業所の坑内ガス爆発事故など、この一年間

に繰り返して発生した事故は、生産重視と保安
対策の不備による人災ともいえる惨事であ
り、昨年本院において炭鉱事故再発防止の決
議が行われ、また、毎年、国から補助金が交
付されていたにもかかわらず、このような事
態が繰り返されたことは極めて遺憾である。

政府は、たび重なる事故の重大性にかんが
み、保安対策上の基本的な問題の所在をさら
に徹底的に究明するとともに、今後の鉱山保
安行政を進めるに当たっては、自主保安体制
のより一層の整備拡充に配慮しつつ労働者の
安全、衛生、保護などの各施策を充実させる
ため抜本的な対策を講ずべきである。

(6) 都市再開発法に基づく組合施行の市街地再
開発事業は、国から補助金を受けて実施され
ているが、最近、一部の事業について、その
契約方法、補償方法などをめぐっての疑いが
指摘されたことは遺憾である。

政府は、今後、市街地再開発事業が適正に
行われるよう、関係団体を一層指導すべきで
ある。

(7) 決算審査は、予算に關する政府の施策及び
予算執行に關する会計経理の適否を審査する
ものであり、その審査又は調査のためには政
府の積極的な協力を必要とするが、政府の対
応には必ずしも十分でなかった点が見受けら
れたことは遺憾である。

政府は、本院における審査又は国政調査権
の行使に支障が生ずることがないよう最大限
の努力をすべきである。

以上であります。

それでは、御意見のある方は、賛否を明らかに
してお述べ願います。

○目黒今朝次郎君 私、日本社会党を代表して、
昭和五十七年度決算外二件に對しては認めることが
できないことを表明するとともに、委員長提案の
内閣に對する警告案に賛成するものであります。
反対する理由の第一は、五十七年度の財政・經
済運営についての誤りが挙げられます。同年度の

財政の特徴は、超緊縮予算であったにもかかわらず、
レーガン米大統領の軍事費増額の強い要求に
押されて防衛費を突出させるだけでなく、逆に社
会保障、教育、中小企業など国民生活に深くかか
わる関係予算を大きく切り込んで、軍拡型予算を
誕生させたことであります。

また、五十七年度の歳入決算を見ますと、税収
不足が五十六年度の二倍にも当たる六兆円に達し
ていることが挙げられ、政府は五十九年度に赤字
公債依存脱却と財政再建を公約しながら、完全に
失敗いたしました。この歳入欠陥の穴埋め策とし
て、同年度の補正予算で史上最高の三兆四千億
円の赤字国債を追加発行し、それでも足りない
とわかると、さらに国債償還のための定率繰り入
れを取りやめるなど、およそ財政の再建とは逆行す
る措置をとったのであります。

そして、この税収不足が大きな政治問題に発展
いたしますと、その原因が景氣の停滯とか物価の
安定にあるとか強弁していますが、その根本原因
は、政府の姿勢無視の高過ぎた經濟成長の設定
と、それに基づく過大な税収見積りにありま
す。このことは、防衛費を捻出するために予算を
やりやすくするという隠れた目的があったと言っ
ても過言ではありません。

その結果、年度半ばにして鈴木前総理は、財政
非常事態宣言を出すという重大な事態に迫り込ま
れ、ついに退陣を余儀なくされました。その後
なって中曽根内閣は、財政再建を六十五年度まで
七年度に延ばし、増税なき財政再建を公約しまし
たが、これとて現在の財政運営では達成困難とな
っており、多くの国民は政府を信頼しない段階に
あります。

第二の理由は、いかに人命軽視の行政が行われ
ているかであります。昨年の一月、三井石炭鉱業
有明鉱の坑内火災事故に引き続き、本年四月には
三菱石炭鉱業高島礦業所、五月に同鉱業南大夕張
礦業所の坑内ガス爆発など、短期間にしかも一瞬
のうちに多くのとうとう人命を奪った事故が発生
いたしました。これら一連の事故から明らかに

りましたことは、企業側の初歩的なミスによる不備な鉱山保安対策に加え、国の鉱山保安監督行政にも財政面から大きな問題を残しております。

石炭関係予算は、現在、毎年千二百億円から千三百億円台で推移しておりますが、そのほとんどが生産奨励金など生産部門に充てられ、肝心の保安確保対策費はその十分の一以下で寒心にたえません。しかもその少額な予算ですら、年々不用額が増加しているありさまであります。その結果、予算消化率は、五十六年度九二%、五十七年度八六%、五十八年度には八一%と毎年低下しているものであります。こうした人命軽視の実態から、一連の事故がまさに人災であると断ぜざるを得ません。

第三の理由は、会計検査院法の改正が手つかずであることとあります。言うまでもなく、院法の改正は、ロッキード事件の発生を契機に、再発防止の観点から検査の充実強化の国会決議があつてから六年も経過しております。しかし、これに對して政策金融が機能しなくなるとの關係各省の身勝手な主張とともに、内閣の優柔不斷な態度によつて国会決議が実現しないのは、議會制民主主義を否定するものであり、断じて認めることはできません。それと同時に、役人の悪知恵を集めた肩越し検査でもつてこの問題を処理しようとする政府の姿勢は全く容認することはできません。

さらに、検査院が指摘する違法・不当な支出も依然として後を絶たず、政府の予算執行の姿勢、規律に大きな疑問を残しております。

以上三点を主として反対の理由を述べ、反対討論を終わります。

○後藤正夫君 私、自由民主党・自由国民會議を代表して、昭和五十七年度決算外二件に對してこれを是認するとともに、委員長提案の警告に賛成の意思を表明するものであります。

五十七年度の緊急の政策課題は、物価の安定を基礎に民需を拡大して内需を中心とする実な景氣回復を図り、財政運営においては、公債発行額を着実に縮減して、五十九年度赤字公債ゼロの財政再

建を達成することでありました。このため五十七年度の当初予算は、歳出の伸びが六・二%と昭和三十一年度以来最低に抑えられた歳出抑制型予算であつたのであります。

この限られた予算の中で、政府は四月には公共事業の上半期契約率七七・三%という過去最高の前倒しを決定したのであります。この契約率は九月末にはほぼ達成されております。さらに五十七年度の前半は世界經濟の停滞に伴つて輸出が減少を続けたため、景氣回復が緩慢となり、雇用情勢は厳しく、また産業は業種によつて構造的な問題を抱えたものが目立つてきたことから、十月には、内需の拡大、不況産業対策、雇用対策を柱とする二兆七百億円の総合經濟対策を決定し、機動的かつ、きめ細かい經濟運営に努めたのであります。

しかし、米國が五十六年夏以降再び景氣後退に陥り、歐洲經濟も停滞を続けるという世界經濟の急激な同時不況と米國の高金利は、我が國經濟に予想したよりはるかに大きく影響したため、景氣の回復がおくれ、五十七年度半ばには税収の大幅減収が予想されるに至りました。そのため政府は補正予算で税収の減額補正を行い、その補てんとして特例公債の増発を余儀なくされ、五十九年度に特例公債償還から脱却という目標からは方向転換をせざるを得なくなりましたが、これは政府として全く予期せぬ不可抗力ともいふべき外的要因によるものであり、避けることができなかったものであります。五十七年度は、こうした海外からの厳しい影響を受けながらも、政府は素早く対応し、財政經濟運営を行つてまいりましたが、それはまことに時宜に適したものであつたと言えるものであります。

また、政府はその後増税なき財政再建という目標は崩すことなく、経費の徹底した節減、合理化によつて予算規模を厳しく抑制し、公債発行額の縮減に努めており、その努力は大いに多とするものであります。

物価については、卸売物価が前年度比一%、消

費者物価は二・四%の上昇で、前年度よりもさらに低く、今日まで引き続いて極めて安定した状態にあります。物価の安定は他の先進諸國と比較しても際立つてよいものであり、政府の物価対策が適切であつたことの証左であると申せましよう。これはまた國民生活の安定に大きく寄与しております。

財政執行の個々の問題については、本委員會の審査の過程で明らかになつた点、あるいは会計検査院の指摘で見ると、反省すべき点、留意すべき点がありましたが、政府は、この際、警告の趣旨を十分に体して、今後一層財政の効率化、行政の適正化に心がけ、國民の信託にこたえないよう要望いたします。賛成討論を終わります。

○服部信吾君 私は、公明党・國民會議を代表して、昭和五十七年度決算外二件に對して、これを是認できないことを表明し、内閣に對する警告に對して、賛成の意を表するものであります。

その最大の理由は、財政運営の失敗であり、その五十六年度決算について大幅な歳入欠陥が早くから予想される中で、この五十七年度予算は成立をいたしました。その直後に五十六年度の大幅な歳入欠陥が明らかになるといふ、財政當局がこの五十七年度予算の土台が崩れていることを國會審議の段階でひた隠しにしていたことは、憲法の定める財政民主主義の観点から厳しく糾弾しなければなりません。

さらに、經濟成長率も名目八・四%と見込んだものが、五・〇%、実質五・二%と見込みながら、三・三%といずれも低い水準に終わつておりますが、当初から高く見込み過ぎたという批難が的中をいたしました。これは予算編成を容易にするため安易に税収を多く見込もうとして、無理を承知で現実離れをした經濟見通しを行つたことが、その後暴露されました。このようにして六兆円という未曾有の税収不足を生じたのは、当初から予想された人為的な事態であり、全面的に政府の責任であります。

當時の鈴木總理は、九月經濟非常事態宣言を出

したものの、その一カ月もたたないうちに政權を投げ出したのであります。鈴木總理は政權を投げ出しただけで済みましたが、國民への約束である五十九年度赤字公債償還脱却はほごになり、しかも、補正予算では一転して三兆三千億円の赤字公債発行を決めるに至り、國の財政を奈落に、突き落としたのであります。

五十七年度の緊急課題は、民需を拡大し、内需を中心とする実な景氣回復を図ることでありましたが、經濟指標はただ一つ經常収支の黒字幅が減少したくらいで、他はことごとく見通しを下回つております。これは、公共事業の前倒し、十月の総合經濟対策がほとんど効果がなかったことを立証しております。

次に、個々の政策の実行を振り返つてみましても、中曽根總理が、レーガン・アメリカ大統領のSDI構想について、今後の研究にまつという海のものとも山のものともわからない中で、また宇宙戦争に反對する國連決議を無視するものであるにもかかわらず理解を示したことは、世界平和に大きな問題を引き起こしているものであります。また乾電池に含まれている水銀による環境汚染が國民の間で大きな関心事になつておりますが、これに對する各省庁の対応も十分でないことは、公害の未然防止の観点から甚だ遺憾と言わざるを得ません。

最後に、会計検査院から不当と指摘された事項、あるいは電報事業に關する改善要求に見られるように、毎年同じような指摘がなされておられ、この國の財政難の折から、國民は怒りを覚えておられるのであります。強く反省を求めらるべきであります。

以上、反対の理由を申し述べました。委員長提案の警告に對しては、政府は十分に反省し、改善を行い、速やかに警告の趣旨の実現を図ることを要望して、反対討論を終わります。

○佐藤昭夫君 私は、日本共産黨を代表して、昭和五十七年度決算外二件に對し、これを是認できないとする反対討論を行います。

五十七年度予算は深刻な消費不況と中小企業倒産、膨大な歳入欠陥など、財政と経済が重大な危機に陥り、国民の間で核廃絶、軍事費削減及び大幅減税など、国の施策の根本的転換を求める声が大きく広がる中で編成されました。

しかし、五十七年度予算とその執行の結果は、第一に、一般会計の実質的な伸びが一・八%にすぎない中で、軍事費が七・七五%増と異常突出し、後年度負担を加えると四兆三千億円を超える膨大なものとなったのであります。とりわけ航空機購入費は前年比二二・六%増となり、P3C、F15合わせて三十機もの新規契約が行われました。

このような軍備増強のもとで、中曽根総理は五十八年一月の日米会談において、日本の不沈空母化、日米運命共同体、三海峡封鎖などの危険な約束を次々と行い、日米軍事同盟体制強化へと大きく進み、そして今日、ファシシ的な国家体制の確立を目指す国家機密法案が自民党によって提出されるに至ったことは極めて重大であり、我が党は本日の質疑でも強く撤回を求めたところであります。

第二に、大企業向けの補助金や優遇税制が軍事費とともに聖域扱いされ、公共事業においても、国民生活に直結する事業が抑えられる一方で、高速道路や本四架橋の建設など大企業奉仕の大型プロジェクトは大幅に伸ばされたのであります。

第三に、軍事費と大企業奉仕という二つの聖域のもとで、国民に対しては、五年連続の所得税減税見送りによる実質大増税、臨調行軍路線のもとでの老人医療費の有料化、保育所予算の大幅削減などによる福祉切り捨てや公共料金の値上げなど、多大な負担と犠牲が押しつけられたのであります。

第四に、税収不足が不可避であることを承知の上で粉飾予算を組んで年度途中で大破綻を来し、赤字国債を大増発したばかりか、人事院勧告の凍結、地方交付税の大幅減額を断行するなど、国民を犠牲にしてつじつま合わせをしたことは言語道

断と言わなければなりません。

第五に、財政執行面においても会計検査院の報告が公共工事発注に当たった積算ミスを数多く指摘するとか、談合入札やいわゆる持参金つき天下りなど、政・官・財癒着の腐敗構造に起因するむだが依然として温存されたままであるという点であります。

以上申し上げたとおり、五十七年度決算は重大な問題を含んでおり、到底これを是認することはできません。

国有財産増減及び現在額調書は、以上の五十七年度予算の執行に伴う国有財産の集計であり、その内容には防衛庁の船舶や航空機の急増が含まれているところからも是認できません。

国有財産無償貸付状況総計算書につきましては、無償貸し付けの制度自体の意義は否定しませんが、その管理、運用についての詳細な資料が提出されていない中で、一部に管理、運用上に重大な疑義がある事象が残されたままとなっており、これを是認することはできません。

最後に、委員長御提案の警告決議案につきましては賛成の意を表明して、私の討論を終わります。

○井上計君 私は、民社党・国民連合を代表して、昭和五十七年度決算外二件に対し、是認できないことを明らかにし、討論を行います。

以下、その理由について申し述べます。

反対理由の第一は、我が党が、昭和五十七年度予算案成立に際し、五十六年度の現実を無視した経済成長率の策定、過大な税収見積もり等の政策判断の誤りに対して、その反省もいまま、五十六年度と同じ轍を踏もうとしていると忠告をいたしました。しかし、政府は、この忠告を守らず、有効適切な対策を実施しなかったため、予算執行の結果である昭和五十七年度決算は、経済見通しが各目八・四%に対し五・〇%、また実質五・二%に対し三・三%と経済成長率は見通しを大きく下回ったばかりか、これを基礎とする税収は、当初予算に比べ六兆円を超える史上空前の巨額の

税収不足を発生させてしまったのであります。

そのため、政府は、これを補てんする方法として昭和五十七年度補正予算において歳入面で、三兆四千億円の及ぶ赤字国債を増発したり、一方歳出面では国債費定率繰り入れの停止等を行うなど歳入歳出面にわたる異例の措置を行い、ついに、「昭和五十九年度赤字国債依存体質脱却」という財政再建目標は失敗したのであります。

このように、昭和五十六年度に引き続き、歳入欠陥の発生により、五十七年度の財政、経済は非常な事象に陥つたことは、政府の失敗であったことは明らかであります。

反対の第二は、いまだ行政改革の実績が見られないことでもあります。

鈴木前総理、中曽根総理の両総理とも行政改革に政治生命をかけると言われました。

しかし、その後の政府の行政改革の実施状況を見ると、国民の望む実績の跡が見られないのであります。

特に国鉄の余剰人員対策が国鉄改革の最大課題であるにもかかわらず、政府及び国鉄当局の取り組みは依然消極的で、現在、両者とも対策本部を設置したにすぎず、具体策は何も決まっていな

のが実態であります。

そのほか、行政改革の大きな柱である国土庁、北海道開発庁、沖縄開発庁の三庁の統合を初め、補助金、機関委任事務の見直し、地方事務官制度の廃止といった国と地方の役割分担の抜本改革、公的年金制度の一元化など課題は積み残されたままであります。

こうした問題にメスを入れるタイミングを漫然と引き延ばしていたのでは、行政改革とは何かを問い直さなければなりません。

政府は、行政改革を、国鉄、専売、電電で事足りれりとするのではなく、その他の事項についても、実績が上がるよう積極的な努力をすべきであります。

第三は、会計検査院法の改正がいまだ実現されていないことでもあります。

ロッキード事件に端を発した政府出資法人検査のため、その融資先に対する会計検査院の検査については、国民の強い要望があります。加えて、決算検査報告において毎年度、国費のむだ遣いが指摘されているにもかかわらず、相変わらず同種事犯が発生するなど、さまざまな経理と国費のむだ遣いの正は、国の財政状況のためばかりでなく、国民の政治への信頼を取り戻すためにも緊急な課題であります。

このためにも、会計検査院の権限強化は、ぜひとも必要であります。にもかかわらず、政府は、会計検査院法改正の手続きをとうとうとしないばかりか、一片の通達により、お茶を濁しているだけで、根本的な解決策をとうとうとしておりません。

以上の理由から昭和五十七年度決算は到底是認することはできないのであります。同時に我が党は、今後の予算編成及び執行を効率的かつ合理的に行い得るよう会計検査院の権限を強化するため、検査対象範囲の拡大、チェック機能の充実、強化を図るとともに、予算が効率的に執行されてい

ないときは年度途中においても執行停止、変更の勧告ができるよう法改正、制度改正を行うことを提案いたします。

最後に、委員長提案の警告決議案につきましては賛成の意を表して、私の討論を終わります。

○喜屋武眞義君 私は、二院クラブ・革新共闘を代表して、昭和五十七年度決算外二件に対して、是認しないことを表明し、委員長提案の警告案に對しましては、賛成の意を表するものであります。

是認しない理由の第一点として、昭和五十七年度の政府の財政経済運営についてであります。

五十七年度に編成された予算は、歳出カットの名のもとで社会保障、公共事業、文教関係の経費及び中小企業対策費のような国民の生活基盤に直接かかわる分野が鋭く圧縮される一方で、防衛費や財政硬直化の要因である国債費が大きく伸びるという、赤字財政のツケを国民の側に専ら転嫁するものであり、また見せかけの歳出抑制のため

八千億円の歳出を後年度に繰り延べる措置がとられたのは、その後の予算編成をますます難しくしたとともに、国民の目を欺くものであったと断ぜざるを得ません。

そして政府は、この年度の経済運営の基本方針として、国内民間需要を中心とした景気の維持拡大や雇用、物価の安定等を掲げ、経済成長の点では率にして名目で八・四%、実質で五・二%という楽観的とも言える高い数字を見込んだのであります。

しかし、経済情勢に対する見通しが甘かったことや、有効適切な経済政策が講じられなかったため、内需を中心に景気は停滞し、経済成長率も実質で三・三%と、政府当初見通しの五・二%に比較して二ポイント近くも低い数値に終わったのであり、一方では鉄道運賃等の公共料金の値上げが行われ、国民は生活防衛を余儀なくされたのであります。

雇用の面においても、五十六年度より一層厳しい状況となり、失業者数は百四十三万人に増大し、失業率も二・四六%と高い数値を示し、企業倒産は一万七千件以上に上り、国民に多大な生活不安をもたらしたのは明白であります。

また、当時政府は、昭和五十九年度に赤字国債依存脱却という財政再建目標を掲げていたにもかかわらず、財政再建元年とした昭和五十六年度は二兆円、五十七年度は一兆八千三百億円の赤字国債を減額するという、政府の意図とは裏腹に、最初の五十六年度において補正予算での赤字国債の追加発行で目標が崩れたばかりでなく、この五十七年度では、当初予算から減額目標を二千六百九十億円下回る一兆五千六百十億円にとどまったのであります。

そして、年度途中で経済情勢が政府の見通しから大きく乖離し、内需の停滞とともに世界経済の後退で、景気の低迷状態が一層はつきりしてまいり、税収不足も明らかとなる中で財政の非常事態宣言が出されたのであります。

その後、補正予算の段階においては六兆一千四

百六十億円の巨額の税収不足が発生し、赤字国債を三兆三千八百五十億円の追加発行せざるを得なくなったのは、五十九年度赤字国債依存脱却という公約を根拠から崩したと言つてよく、政府の財政運営の失敗を如実に示しており、また景気等の経済情勢に対する政府の見通しの甘さを指摘せざるを得ないのであつて、この点政府は強く反省すべきであつたと思ふのであります。

是認しない第二の理由として、政府の予算執行の過程の中で、依然として国費の不正不当な支出や不適切な会計経理の発生が後を絶たず、五十七年度に会計検査院が不当、むだ遣いなどと指摘したものは実に二百十三件、二百十八億円の多額となつており、不当と判断したものだけでも百八十一件、六十二億円の多額に上つており、これらはまさに全体のごく一部であることを考えれば、まことに遺憾なことと言わざるを得ないのであります。

また、不当で不適切と指摘を受けた事例の中には、指摘されてからかなりの年月が経過しておるにもかかわらず改善を見ないものがあり、例えば私がこの委員会の席上で指摘した国立大学の学外からの資金の受け入れにかかわる不適切な経理の問題もその一つであり、政府は国民の目にこたえるためにもこのような問題に対する適切な改善措置を一刻も早く講ずることを求めるものであります。

以上、反対の理由を申し述べましたが、委員長提案の警告に対しては、政府は謙虚に受けとめ、その趣旨を十分に体して適正な行政の執行に努めるよう要望して、私の反対討論を終わります。

○委員長(佐藤三吾君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤三吾君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

まず、昭和五十七年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十七年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十七年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十

七年度政府関係機関決算書の採決を行います。第一に、本件決算は、これを是認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐藤三吾君) 多数と認めます。

第二に、内閣に対し、先刻朗読のとおり警告することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐藤三吾君) 全会一致と認めます。よつて、昭和五十七年度決算につきましては、多数をもってこれを是認することとし、内閣に対し、先刻朗読いたしましたとおり警告すべきものと議決いたしました。

次に、昭和五十七年度国有財産増減及び現在額總計算書の採決を行います。

本件につきまして、異議がないと議決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐藤三吾君) 多数と認めます。よつて、本件は多数をもって異議がないと議決いたしました。

次に、昭和五十七年度国有財産無償貸付状況總計算書の採決を行います。

本件につきまして、異議がないと議決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐藤三吾君) 多数と認めます。よつて、本件は多数をもって異議がないと議決いたしました。

次に、昭和五十七年度国有財産無償貸付状況總計算書の採決を行います。

本件につきまして、異議がないと議決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(佐藤三吾君) 多数と認めます。よつて、本件は多数をもって異議がないと議決いたしました。

なお、これらの案件の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐藤三吾君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、内閣に対する警告について、関係国務大臣から発言を求められておりますので、順次これを許します。竹下大蔵大臣。

○国務大臣(竹下登君) ただいま御決議のありま

した財政改革の推進につきましては、御決議の趣旨を踏まえ努力してまいりたいと思ひます。次に、貸金業者の業務の適正化につきましては、従来から関係省庁と連絡を密にしながら法律の厳正な運用を行つてきたところでありますが、今後とも御決議の趣旨を踏まえまして配意してまいりたいと思ひます。

○委員長(佐藤三吾君) 松永文部大臣。

○国務大臣(松永光君) ただいま御決議のありました義務教育費国庫負担金に係る事項につきましては、御決議の趣旨に沿ひ、教育委員会等に対し十分指導を行い、再発防止に努めてまいる所存でございます。

○委員長(佐藤三吾君) 佐藤農林水産大臣。

○国務大臣(佐藤守良君) ただいま御決議のありました水田利用再編対策事業につきましては、かねてより適正な補助金の交付等に努めてきたところでございますが、今後、さらに御決議の趣旨に沿うようその適切な実施に努力してまいる所存でございます。

○委員長(佐藤三吾君) 村田通商産業大臣。

○国務大臣(村田敬次郎君) ただいま御決議のありました石炭鉱山の保安確保に関する件につきましては、昨年、当委員会から炭鉱事故再発防止の決議をいただいているにもかかわらず、本年四月に高島炭鉱ガス爆発事故、五月には南大夕張炭鉱ガス爆発事故と甚大な炭鉱災害が発生し、多数の罹災者が出たことはまことに遺憾であると考えております。現在、両炭鉱事故の原因究明につきましては、事故調査委員会を組織し、鋭意調査を進めているところであります。

通商産業省といしましては、御指摘の点を踏まえ、今後再びかかる事故が起こることのないよう、適切な鉱山保安対策を講ずべく全力を挙げてまいる所存でございます。

○委員長(佐藤三吾君) 木部建設大臣。

○国務大臣(木部佳昭君) ただいま御決議のありました組合施行の市街地再開発事業の諸問題につきましては、御決議の趣旨に沿つて適切な指導を

行つてまいる所存でございます。

○委員長(佐藤三吾君) 藤波内閣官房長官。

○国務大臣(藤波孝生君) ただいま御決議のありました決算審査に対する政府の対応につきましては、今後とも最大限の努力をしてみたいと存じます。

○委員長(佐藤三吾君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十七分散会